

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一 幹部職員の定義及び職制上の段階のみなし規定

1 幹部職員の定義は、内閣府設置法第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいうものとする。

2 職制上の段階について、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職並びに同法第二十一条第一項に規定する局長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなすものとする。（第三十四条関係）

二 任命権者

1 外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に

対する任命権は、各大臣に属するものとする。

- 2 任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができるものとする。

（第五十五条関係）

三 適格性審査及び幹部候補者名簿

- 1 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下1において同じ。）に属する官職（同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力（同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。）を有するか否かを判定するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うものとする。

イ 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下1において同じ。）。

ロ 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者とし

て任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。3及び4において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

ハ 六及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者

ニ 内閣総理大臣が定める一定の行政分野の幹部職に就くことを希望する者であつて、当該一定の行政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣総理大臣が定めるものを満たす者

2 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

3 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

5 内閣総理大臣は、1から4までの権限を内閣官房長官に委任するものとする。

（第六十一条の二関係）

四 幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用

1 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、2にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができるものとする。

(第六十一条の三関係)

五 内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等

1 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任等（職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職をいう。以下五において同じ。）について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と当該任命権者との協議を求めることができるものとする。この場合において、協議が調つたときは、当該任命権者は、当該協議に基づいて幹部職員の昇任等を行うものとする。

2 任命権者は、幹部職員の昇任等を行う場合（1の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

（第六十一条の四関係）

六 幹部職員の公募

1 幹部職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下六において同じ。）は、内閣総理大臣

が、2の協議が調ったとき、又は3の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することが出来るものとする。

3 任命権者は、2に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(第六十一条の五関係)

七 人事に関する情報の管理

1 内閣総理大臣は、第三章第二節第六款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員その他これに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、1により提供された情報を適正に管理するものとする。

ること。

(第六十一条の六関係)

八 特殊性を有する幹部職の特例

人事院、検察庁、会計検査院、警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部職について、その職務の特殊性に配慮し、幹部職員の人事の一元管理に関する規定の適用除外その他所要の規定の整備を行うものとする事。

(第六十一条の七関係)

九 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員を、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができるときは、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合に、幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含むものとする事。

(第七十八条関係)

十 再就職等監視委員会の事務に、第六十二条の二から第六十二条の四までの規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うことを追加するものとする事。

(第六十二条の五関係)

十一 再就職等監視委員会は、第六十二条の二十一第三項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければな

らないものとする事。

(第百六条の二十一関係)

第二 国家公務員法の一部改正

一 一般職及び特別職

1 特別職たる機関の長の秘書官及び宮内庁の職員のうち特別職とするもの並びに防衛省の職員のうち一般職とするものを政令で指定するものとする事。

2 ある職が、国家公務員の職に属するか及び第二条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を内閣総理大臣が有するものとする事。
(第二条関係)

二 人事行政の原則

1 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないものとする事。

2 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の育成の対象であるか否か又はあつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならないものとする事。

（第四条関係）

三 労働関係に関する制度

勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定めるものとする事。

（第六条関係）

四 任免の根本基準

任免の根本基準の実施につき必要な事項は、政令で定めるものとする事。

（第七条関係）

五 管理職員の定義

管理職員の定義は、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいうものとする事。

（第八条関係）

六 欠員補充の方法

欠員補充の方法について、政令で定めるものとする。

(第九条関係)

七 採用の方法

職員の採用について、医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専門的である官職であつて、競争試験による採用の必要がないもの又は競争試験による採用が不相当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合その他の場合には選考の方法によることを妨げないものとする。

(第十条関係)

八 採用試験の実施

採用試験は、第二章第二節第二款の定めるところにより、試験機関（公務員庁又は採用試験を実施する行政機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）が、公正に実施するものとする。

(第十四条及び第十五条関係)

九 受験の資格要件

採用試験の受験者の資格要件について、政令で定めるものとする。

(第十七条関係)

十 採用試験の内容

1 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬものとする。

2 採用試験に係る官職、当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

3 試験機関は、政令で定めるところにより、合格者を決定する方法を定め、採用試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある事項を除き、あらかじめ、公表するものとする。 (第十八条関係)

十一 採用試験の告知

1 採用試験の告知につき、内閣総理大臣が必要と認める注意事項等を記載するものとする。

2 採用試験の告知に係る公告につき、政令で定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を取り消し、又は変更することができ

るものとする。

(第二十一条関係)

十二 合格の取消し等

試験機関は、不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採用試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができるものとする。

(第二十二条関係)

十三 試験に関する報告要求等

1 内閣総理大臣は、八の政令で定める行政機関に対し、政令で定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の行政機関が法令に違反して採用試験を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができるものとする。

(第二十三条関係)

十四 名簿の作成

試験機関は、政令で定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(第二十四条関係)

十五 名簿の失効

採用候補者名簿が、内閣総理大臣の定める事由等に該当するときは、内閣総理大臣は、これを失効させることができるものとする事。

(第二十七条関係)

十六 選考の実施

1 選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下第二章第二節第四款において同じ。）は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする事。

2 選考は、選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できらるものでなければならぬものとする事。

(第二十八条関係)

十七 選考の告知

任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告により行わなければならないものとする事。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引続き当該退職を前提として当

該職員であつた者を採用しようとする場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。）に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであることにより、当該選考の告知を行うことが適当でないと認められる場合その他これらに類する場合として政令で定める場合にあつては、この限りでないものとする事。 （第二十九条関係）

十八 選考の受託

公務員庁は、任命権者の委託により、十六及び十七の事務の一部を行うことができるものとする事。

（第三十条関係）

十九 採用昇任等基本方針

1 採用昇任等基本方針に、次に掲げる事項を追加するものとする事。

イ 管理職への任用に関する指針

ロ 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

ハ 職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項

を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。）に関する指針

二 官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の選考による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に関する指針

2 1のハの指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

（第三十一条関係）

二十 採用試験による採用

第三十三条第一項の規定にかかわらず、任命権者は、採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、当該官職と職務の内容が類似し、かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接を行い、その結果を考慮して、当該官職への採用を行うことができるものとする。

（第三十三条関係）

二十一 昇任、降任及び転任

任命権者は、第三十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことが出来るものとする事。

(第三十五条関係)

二十二 条件付採用

条件付採用の例外とする場合を定めるほか、条件付採用に關し必要な事項等について、政令で定めるものとする事。

(第三十六条関係)

二十三 臨時的任用

臨時的任用に關し必要な事項等について、政令で定めるものとする事。

(第三十七条関係)

二十四 職員の公募

任命権者は、官職（幹部職を除く。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において職員の公募を行うときは、政令で定める手続に従って行わなければならないものとする事。

(第三十八条関係)

二十五 選考による採用に関する報告要求等

1 人事公正委員会は、任命権者に対し、人事公正委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 人事公正委員会は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができるものとする。

3 人事公正委員会が2による指示を行った場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならないものとする。
(第三十九条関係)

二十六 休職、復職、退職及び免職

職員の休職、復職、退職及び免職について、この法律及びこの法律に基づく政令に従い、これを行うものとする。
(第四十条関係)

二十七 管理職への任用に関する運用の管理

1 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(第四十五条関係)

二十八 任命権者を異にする管理職への任用に係る調整

内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職（自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

(第四十六条関係)

二十九 人事に関する情報の管理

内閣総理大臣は、第二章第二節第七款及び第八款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の管理職員、課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(第四十七条関係)

三十 特殊性を有する幹部職等の特例

検察庁、会計検査院、警察庁その他の行政機関の官職について、その職務の特殊性に配慮し、二十七の適用除外その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第四十八条関係)

三十一 幹部候補育成課程

1 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用するものとする。と。

2 1の基準においては、課程対象者の選定及び判定、研修の実施、多様な勤務を経験する機会の付与その他幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項を定めるものとする。と。

3 内閣総理大臣は、各大臣等に対し、基準に照らして必要な措置を求めることができるものとする。とその他の幹部候補育成課程の運用の管理について定めるものとする。と。

4 任命権者を異にする官職への課程対象者の任用に係る調整についての規定を整備するものとする。と。 (第四十九条から第五十一条まで関係)

三十二 派遣の場合

1 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができるものとすること。

イ 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、学校、研究所、病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設（ロにおいて「指定研究所等」という。）において従事する場合（ロに掲げる場合を除く。）

ロ 当該職員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該職員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下ロにおいて同じ。）と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下ロにおいて「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

2 任命権者は、1により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の同意を得て、これを行わなければならないものとする事。 (第五十二条関係)

三十三 派遣の期間及び効果

派遣の期間及び派遣期間の満了等による職務への復帰、職員として身分保有、職務に従事しないこと、派遣期間中第五十六条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをしない限り何らの給与を受けてはならないことなど派遣の効果について定めるものとする。 (第五十三条関係)

三十四 給与の根本基準

職員の給与は、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定められなければならないものとする。 (第五十四条関係)

三十五 給与に関する制度についての調査研究等

内閣総理大臣は、職員の給与に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。 (第五十八条関係)

三十六 給与の支払の監理

- 1 内閣総理大臣は、職員に対する給与の支払を監理するものとする。
- 2 職員に対する給与の支払は、この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならないものとする。

こと。

(第五十九条関係)

三十七 給与簿

給与簿は、いつでも内閣総理大臣が指定する職員が検査し得るようにしておかなければならないものとし、給与簿に関し必要な事項は政令で定めるものとする。こと。
(第六十条関係)

三十八 給与簿の検査と違法の支払に対する措置

給与簿の検査及び違法な給与の支払に対する必要な措置は内閣総理大臣が行うものとする。こと。

(第六十一条及び第六十二条関係)

三十九 能率の根本基準

1 職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他能率の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律及び他の法律に定めるものを除いては、政令で定めるものとする。こと。

2 1の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、労働安全衛生法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に定める民間事業の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定められるものとする。こと。

(第六十六条関係)

四十 能率増進計画

職員の研修に関する事項についての能率増進計画は、第六十七条第一項の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならぬものとする。

(第六十七条関係)

四十一 能率の増進を図るための意見の申出

内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法又は国家公務員等の旅費に関する法律の執行について、関係庁の長に意見を述べることができるものとする。

(第六十八条関係)

四十二 分限、懲戒及び保障の根本基準

分限、懲戒及び保障の根本基準の実施につき必要な事項は、政令（勤務条件に関する行政措置の要求及び職員の意に反する不利益な処分の審査に関する事項については、人事公正委員会規則）で定めるものとする。

(第六十九条関係)

四十三 身分保障

職員は、第七十三条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令で定める事由に該当するときは、降給されるものとする事。

(第七十条関係)

四十四 離職

職員の離職に関し必要な事項は、政令で定めるものとする事。

(第七十二条関係)

四十五 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員が第七十三条の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、職員をその意に反して、これを降任し、又は免職することができるものとする事。(第七十三条関係)

四十六 本人の意に反する休職の場合

水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合及び第七十四条第一号から第三号までの規定により休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないときは、職員をその意に反して休職することができるものとする事。

(第七十四条関係)

四十七 休職の期間及び効果

第七十四条第一号及び第三号に掲げる場合における休職は三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間とする等の休職の期間並びに休職の期間が終了したときは休職とされた職員が離職する場合を除き速やかに復職を命じなければならないこと等の休職の効果について定めるものとする。

(第七十五条関係)

四十八 適用除外

臨時的職員及び条件付採用期間中の職員の分限について、臨時的任用又は条件付採用の性質をそれぞれ考慮して政令で必要な事項を定めるものとする。

(第七十六条関係)

四十九 定年による退職

年齢六十年と異なる定年の職員について、政令で定めるものとする。

(第七十七条関係)

五十 定年による退職の特例

定年による退職の特例に係る期限の延長について、内閣総理大臣の承認を得るものとする。

(第七十八条関係)

五十一 定年退職者等の再任用

- 1 常時勤務を要する官職に係る再任用の対象者について、政令で定めるものとする。
- 2 再任用の任期の更新について、政令の定めるところによるものとする。 (第七十九条関係)

五十二 懲戒の場合

- 1 内閣総理大臣は、懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、1の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。 (第八十二条関係)

五十三 懲戒の効果

- 1 停職の期間は、一年以内とするものとする。
- 2 減給は、一年以内の期間、俸給の月額額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるものとする。 (第八十三条関係)

五十四 懲戒権者

人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合に限り、この法律に規定された調査を経て当該職員を懲戒手続に付することができるものとする。

（第八十四条関係）

五十五 国家公務員倫理審査会への権限の委任

人事公正委員会は、五十四による権限を国家公務員倫理審査会に委任するものとする。

（第八十五条関係）

五十六 刑事裁判との関係

懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事公正委員会又は人事公正委員会の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができるものとする。

（第八十六条関係）

五十七 措置要求

勤務条件に関する行政措置の要求があつたときは、人事公正委員会が事案の審査、判定等を行うものとする。

（第八十七条から第八十九条まで関係）

五十八 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

不利益処分に関し不服申立てがあつたときは、人事公正委員会が事案の調査を行い、処分の承認、修正、取消し等を行うものとする。こと。
(第九十条から第九十五条まで関係)

五十九 服務の根本基準

服務の根本基準の実施につき必要な事項は、政令（政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事項については、人事公正委員会規則）で定めるものとする。こと。
(第九十八条関係)

六十 団結権の制限

警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないものとする。こと。
(第百条関係)

六十一 秘密を守る義務

1 秘密を守る義務に関する第百二条第一項から第三項までの規定は、人事公正委員会で扱われる調査又は審理の際人事公正委員会から求められる情報に関しては、これを適用しないものとする。こと。

2 九十五の1により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が行う調査に関する1の規定の適用について、所要の読替えを定めるものとする事。
(第百二条関係)

六十二 政治的行為の制限

政治的行為の制限について、人事公正委員会規則で定めるものとする事。
(第百四条関係)

六十三 営利企業に関する制限

1 第百五条第一項の営利企業の役員等との兼業等の制限の規定は、人事公正委員会規則で定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事公正委員会の承認を得た場合には、これを適用しないものとする事。

2 営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の企業に対する関係の存続が職員の職務遂行上適当でないとき認めるときに当該職員への通知は人事公正委員会が行い、通知内容についての異議申立ては人事公正委員会に行うものとする事。

3 人事公正委員会が異議申立てについて調査をした結果、通知の内容が正当であると決定された職員等は、人事公正委員会規則で定めるところにより、人事公正委員会規則で定める期間内に、その企業

に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならないものとする。

(第百五条関係)

六十四 他の事業又は事務の関与制限

他の事業又は事務の関与制限に関し、職員が三十二の1により派遣される場合にあつては、当該職員
の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認を要するものとする。

(第百六条関係)

六十五 他の役職員についての依頼等の規制

第百八条第一項の規定は、七十六の就職の援助として行う場合には適用しないものとする。

(第百八条関係)

六十六 在職中の求職の規制

1 第百九条第一項の規定は、七十六の就職の援助を受けて利害関係企業等との間で当該利害関係企業
等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合及び人事公正委員会規則で定める手続に
より人事公正委員会の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合には
適用しないものとする。

2 1の人事公正委員会が承認する権限は、再就職等監視・適正化委員会に委任するものとし、再就職等監視・適正化委員会は、当該権限を、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができるものとする。

3 再就職等監視・適正化委員会が2により委任を受けた権限に基づき行う承認についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視・適正化委員会に対して行うことができるものとする。

(第百九条関係)

六十七 再就職者による依頼等の規制

1 第百十条第一項から第四項までの規定は、人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように要求等する場合には適用しないものとする。

2 1の人事公正委員会が承認する権限は、再就職等監視・適正化委員会に委任するものとし、再就職等監視・適正化委員会は、当該権限を、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができるものとする。

3 再就職等監視・適正化委員会が2により委任を受けた権限に基づき行う承認についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視・適正化委員会に対して行うことができるものとする。

4 職員は、第百十条第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から要求等を受けたときは、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならないものとする。

(第百十条関係)

六十八 違反行為の疑いに係る任命権者の報告

任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を再就職等監視・適正化委員会に報告しなければならないものとする。

(第百十一条関係)

六十九 任命権者による調査

任命権者は、再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、再就職等監視・適正化委員会にその旨を通知しなければならず、再就職等監視・適正化委員会は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができ、任命権者は、調査を終了したときは、遅滞なく、再

就職等監視・適正化委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならないものとする。

(第百十二条関係)

七十 任命権者に対する調査の要求等

再就職等監視・適正化委員会は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができるものとする。

(第百十三条関係)

七十一 共同調査

再就職等監視・適正化委員会は、六十九により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、再就職等監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができるものとする。

(第百十四条関係)

七十二 再就職等監視・適正化委員会による調査

再就職等監視・適正化委員会は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査

の開始を決定し、再就職等監察官に当該調査を行わせることができ、当該調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならないものとする。

(第百十五条関係)

七十三 勧告

1 再就職等監視・適正化委員会は、六十九、七十一又は七十二の調査の結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができるものとする。

2 任命権者は、1の勧告に係る措置について、再就職等監視・適正化委員会に対し、報告しなければならぬものとする。

3 再就職等監視・適正化委員会は、内閣総理大臣に対し、第二章第九節及び第三章第二節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができるものとする。

4 再就職等監視・適正化委員会は、3の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

(第百十六条関係)

七十四 人事公正委員会規則制定の要求

再就職等監視・適正化委員会は、その所掌する事務について、人事公正委員会に対し、案をそなえて、人事公正委員会規則の制定を求めることができるとすること。
(第百十七条関係)

七十五 人事公正委員会規則への委任

第百一条から百七条までに規定するもののほか、第二章第九節第二款の規定の施行に関し必要な事項は、人事公正委員会規則で定めるものとする。
(第百十八条関係)

七十六 内閣総理大臣の援助

内閣総理大臣は、第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うものとする。
(第百二十四条関係)

七十七 退職年金制度に関する意見の申出

内閣総理大臣は、年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を関係大臣に申し出ることができるものとする。
(第百二十六条関係)

七十八 団結権を制限される職員の勤務条件

六十の職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする事。

(第二百二十七条関係)

七十九 各省各庁の長等が定める勤務条件

各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官をいう。）又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法律又はこれに基づく命令の規定に反しない限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができるものとする事。

(第二百二十八条関係)

八十 人事公正委員会の設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正委員会（以下八十一から九十八までにおいて「委員会」という。）を置くものとする事。（第二百二十九条関係）

八十一 任務

委員会は、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とするものとする事。

(第二百三十条関係)

八十二 所掌事務

委員会は、八十一の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

イ 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情を処理すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

ロ 第四百四条の規定による職員の政治的行為の制限及び第二百五条の規定による営利企業に関する制限に関する事務

ハ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

二百の事務

ホ 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事務

ヘ 九十六により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

ト イからへまでに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（第三百三十一条関係）

八十三 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

(第三百三十二条関係)

八十四 組織

1 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織するものとする。

2 委員は、非常勤とするものとする。

(第三百三十三条関係)

八十五 委員長及び委員の任命

1 委員長及び委員は、人格が高潔であり、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、1にかかわらず、1に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができるものとする。

3 2の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならないものとする。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにそ

の委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

4 委員長の任免は、天皇が、これを認証するものとする。

5 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党员であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、委員長又は委員となることができないものとする。

6 委員長及び委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならないものとする。

(第三百三十四条関係)

八十六 任期

1 委員長及び委員の任期は、四年とするものとする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

2 委員長及び委員は、再任されることができないものとする。ただし、引き続き十二年を超えて委員長及び委員に在任することはできないものとする。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続

きその職務を行うものとする。

(第三百二十五条関係)

八十七 身分保障

委員長及び委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

イ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ロ 禁錮以上の刑に処せられたとき、又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

ハ 第十一条第四号に掲げる者に該当することとなつたとき。

ニ 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。(第三百二十六条関係)

八十八 罷免

1 内閣総理大臣は、委員長又は委員が八十七のイからホのいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、八十

七にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

3 2は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではないものとする。

(第三百三十七条及び第三百三十八条関係)

八十九 服務

1 第二百二条第一項及び第四百四条の規定は、委員長及び委員に準用するものとする。

2 第二百五条第一項及び第二項並びに第三百六条の規定は、委員長に準用するものとする。

3 委員長は、他の官職を兼ねてはならないものとする。

(第三百二十九条関係)

九十 給与

委員長及び委員の給与は、別に法律で定めるものとする。

(第四百十条関係)

九十一 委員長

1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めてお

かなければならないものとする事。

(第四百四十一条関係)

九十二 会議

1 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないものとする事。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする事。

3 委員会が八十七の二による認定をするには、1及び2にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者の一致した議決がなければならぬものとする事。

4 委員長に事故がある場合の1及び2の適用については、九十一の2の委員長の職務を代理する者は、委員長とみなすものとする事。
(第四百四十二条関係)

九十三 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、人事公正委員会規則を制定することができるものとする事。

九十四 人事公正委員会の調査

- 1 委員会又はその指名する者（第二章第九節第一款に定める事項（以下「再就職等規制」という。）については、委員会）は、委員会の所掌する事項に関し、調査することができるものとする。
- 2 委員会又は1により指名された者（再就職等規制については、委員会）は、1の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類（電磁的記録を含む。百八の2において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができるものとする。
- 3 委員会は、1の調査（再就職等規制に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員若しくは職員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。
- 4 委員会は、1の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は1により指名された者

に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

5 3及び4により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないものとする。

6 3及び4による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

（第四百四十四条関係）

九十五 調査に関する権限の委任

1 委員会は、九十四による権限のうち再就職等規制に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を再就職等監視・適正化委員会に委任するものとする。

2 委員会は、九十四による権限のうち職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任するものとする。

（第四百四十五条関係）

1 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があるときは、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができるものとする。

2 1の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならないものとする。

(第四百四十六条関係)

九十七 法令の制定改廃に関する意見の申出

1 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令（職員の任免、分限及び懲戒に関するものに限る。）の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を通知するものとする。

2 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、1による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができるものとする。

(第四百四十七条関係)

九十八 事務局

1 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとする。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くものとする。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理するものとする。 (第百四十八条関係)

九十九 再就職等監視・適正化委員会の設置

人事公正委員会に、再就職等監視・適正化委員会（以下百から百六までにおいて「委員会」という。）を置くものとする。 (第百四十九条関係)

百 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

イ 六十六の2及び六十七の2により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

ロ 九十五の1により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

ハ 再就職等規制の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 (第百五十条関係)

百一 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。 (第百五十一条関係)

百二 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織するものとする。
- 2 委員は、非常勤とするものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(第百五十二条関係)

百三 委員長及び委員

委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第百五十三条から第百五十八条まで関係)

百四 再就職等監察官

- 1 委員会に、再就職等監察官を置くものとする事。
- 2 再就職等監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする事。
 - イ 六十六の2及び六十七の2により委任を受けた権限に基づき承認を行う事。
 - ロ 六十七の4による届出を受理する事。
 - ハ 七十一及び七十二による調査を行う事。
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事。
- 3 再就職等監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定めるものとする事。
- 4 3のほか、再就職等監察官は、非常勤とするものとする事。
- 5 再就職等監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命するものとする事。

（第百五十九条関係）

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとする。 (第六十条関係)

百六 政令への委任

九十九から百五までのほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第六十一条関係)

百七 国家公務員倫理審査会

第三章第二節に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員倫理法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによるものとする。

(第六十二条関係)

百八 内閣総理大臣の調査

1 内閣総理大臣は、この法律に定める人事行政に関する事項（八十二により人事公正委員会の所掌に属するものを除く。）に関し調査することができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができるものとする。

(第百六十三条関係)

百九 職員の人事行政に関する業務の報告

内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、毎年、内閣を経て国会に対し、職員の人事行政に関する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならないものとする。 (第百六十七条関係)

百十 人事管理官

人事管理官は、内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれらに対する協力に努めなければならないものとする。 (第百六十八条関係)

百十一 政令等への委任

1 この法律その他の法律及びこれらに基づく命令に定めるもののほか、職員の人事行政及び人事管理に関する文書の保存に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する文書については、人事公正委員会規則）で定めるものとする。

2 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）で定めるものとする。

(第百六十九条関係)

百十二 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は政令（人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則）をもつて、これを規定できることができるものとする事。 (附則第十三条関係)

百十三 労働組合法（第十九条から第十九条の十一まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二十七条の二十四から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。）及びこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しないものとする事。 (附則第十六条関係)

第三 内閣法の一部改正

一 内閣官房のつかさどる事務に、行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務を追加するものとする事。 (第十二条関係)

二 内閣人事局

1 内閣官房に内閣人事局を置き、内閣人事局は第三の一に掲げる事務をつかさどるものとする事。

2 内閣人事局に、内閣人事局長を置くものとする。

3 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもって充てるものとする。

(第十五条関係)

第四 検察官の俸給等に関する法律の一部改正

総務省から公務員庁に機能を移管することに伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

(第三条第二項関係)

第五 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国家公務員の労働関係に関する法律に基づき中央労働委員会に公労使の国家公務員担当委員を置くものとする。等に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

第六 労働組合法の一部改正

中央労働委員会が非現業国家公務員に係る労働組合の認証、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等に関する事務を所掌することに伴い、中央労働委員会の委員等について必要な体制を整備

するなど所要の規定の整備を行うものとする。

第七 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置するとともに、総務省から公務員庁に機能を移管することに伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

第八 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 人事公正委員会委員長等の俸給月額について定めるものとする。 (第三条及び別表第一関係)

二 総務省から公務員庁に機能を移管することに伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

(第三条、第九条及び第十条関係)

第九 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 給与の支払

1 一般職の職員の給与に関する法律に基づく給与は、現金で、直接職員に、その全額を支払わなければならないものとする。

2 法律に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合において

は現金以外のもので支払い、通勤手当の返納等法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことができるものとする事。

(第三条及び第十二条第七項関係)

二 指定職俸給表の号俸の額及び俸給の特別調整額

1 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸及び管理又は監督の地位にある職員の俸給月額の特別調整額は政令で定めることとし、会計検査院の職員の占める官職に係るものにあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定めるものとする事。

2 会計検査院は、会計検査院の職員に関する1の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができるものとする事。

(第六条の二及び第十条の二関係)

三 級別定数の設定及び改定

1 職務の級の定数の設定又は改定は、内閣総理大臣が行うものとし、会計検査院の職員に係るものにあつては、会計検査院の意見を聴いて、行うものとする事。

2 会計検査院は、会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができるものとする事。

(第八条関係)

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の決定に関して苦情のある職員の審査の申立ては、人事公正委員会に対して行うものとする事。
(第二十一条関係)

五 職員が第二の三十二の1により派遣されたときは、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができるとする事。
(第二十三条関係)

六 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする事。

第十 国家公務員災害補償法の一部改正

一 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする事。

二 補償及び福祉事業の実施に必要な総合調整等は、内閣総理大臣が行うこととし、補償の実施について不服がある者の審査の申立ては、人事公正委員会に対して行うものとする事。

第十一 裁判所職員臨時措置法の一部改正

裁判所職員について、国家公務員法の規定のうち幹部職員の人事の一元管理に関する規定の準用除外
その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十二 裁判所職員臨時措置法の一部改正

裁判所職員について、国家公務員法、国家公務員の労働関係に関する法律等の規定の一部を準用すること等、所要の規定の整備を行うものとする。

第十三 外務公務員法の一部改正

在外公館の長たる大使及び公使に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

(第八条関係)

第十四 国家公務員退職手当法の一部改正

総務省から公務員庁に機能を移管すること等に伴い、退職手当審査会を公務員庁に設置すること等、所要の規定の整備を行うものとする。

第十五 自衛隊法の一部改正

自衛隊員に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

こと。

第十六 自衛隊法の一部改正

自衛隊員について、退職管理の適正化を図るため、離職後の就職に関する規制を導入するとともに、一部の自衛隊員の離職に際しての離職後の就職の援助等を行うため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十七 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正

一 派遣職員の給与は、派遣職員から当該職員の指定する者に支払うよう申出があつた場合には、第九の一にかかわらず、当該指定する者に支払うことができるものとする。

(第五条関係)

二 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第十八 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、定義、職員団体等の法人格の取得及び認証機関等について、所要の規定の整備を行うものとする。

第十九 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置すること等に伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしてい
る事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

一 休憩時間の置き方及び第七条第一項に規定する交替制等勤務職員の能率の維持等を図るため必要な勤
務時間における一時的な作業を休止させるべき時間について、所要の規定の整備を行うものとするこ
と。
(第九条関係)

二 内閣総理大臣は、各省各庁の長が第十三条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤
務を命ずるに当たって留意すべき事項その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定
め、これを公表するものとする。
(第十三条関係)

三 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている
事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的な知識又は技術を有する者を、選考に
より、任期を定めて職員として採用することができる場合について、所要の規定の整備を行うものとする
こと。
（第三条から第五条まで関係）

二 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている
事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十二 内閣府設置法の一部改正

一 公務員庁及び人事公正委員会の設置に伴い、内閣府の所掌事務等について所要の規定の整備を行うものとする。

二 内閣府設置法第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、特命担当大臣を
置き、当該事務を掌理させるものとする。
（第十一条の三関係）

三 所掌事務の特例

1 内閣府は、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する
国家公務員制度改革推進本部の事務をつかさどるものとする。

2 第二十二の二の特命担当大臣は、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、1の事務を掌理するものとする事。

(附則第二条及び附則第三条第二項関係)

第二十三 総務省設置法の一部改正

総務省から公務員庁に機能を移管することに伴い、総務省の所掌事務等について所要の規定の整備を行うものとする事。

第二十四 国家公務員倫理法の一部改正

一 国家公務員倫理審査会

人事公正委員会に国家公務員倫理審査会(第二十四の二において「審査会」という。)を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものとする事。

二 懲戒処分指針の策定又は変更に関する意見の申出

1 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針(2において単に「指針」という。)の策定又は変更に際しては、あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする事。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができるものとする。

(第二十一条の二関係)

第二十五 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正

一 国家公務員制度改革基本法に基づき、人事交流の対象となる法人の拡大、手続の簡素化及び透明性の向上のため、所要の規定の整備を行うものとする。 (第二条、第七条及び第二十三条関係)

二 自律的労使関係制度を措置することに伴い、第二十五の三を除き、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

三 交流基準の制定、人事交流の実施に関する計画の認定等は、人事公正委員会が行うものとする。

第二十六 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十七 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十八 国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第二十九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

第三十 国家公務員制度改革基本法の一部改正

一 内閣人事局及び公務員庁の設置

1 幹部職員の任用に係る適格性の審査及び候補者名簿の作成、幹部職員の人事に関する情報の管理並びに幹部職員に係る目標の設定等を通じた公募による任用の推進の事務を内閣官房において一元的に行うこととし、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとする。

2 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について内閣府に移管するものとし、当該事務を行わせるために内閣府に公務員庁を置くものとする。

3 国家公務員制度改革基本法第十一条に規定する、法制上の措置について同法の施行後一年以内を目途として講ずるものとする部分を削除すること。
(第五条第四項及び第十一条関係)

二 国家公務員制度改革推進本部の事務

国家公務員制度改革推進本部に関する事務は、公務員庁において処理するものとする。

(第二十条関係)

第三十一 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一、第三の一、第五（抗告訴訟の取扱いに係る規定を加える部分に限る）

、第十一、第十三、第十五及び第三十の一の規定は公布の日から施行することとするほか、必要な施行期日を定めるものとする。
(附則第一条関係)

二 国家公務員法の一部改正に伴う経過措置

1 施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、幹部職に任用される者について、第一の三の2から4まで、四及び五については適用しないものとする。

2 施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、幹部職員の公募について、第一の三の1のハ及び六については適用しないものとする。 (附則第四条関係)

3 施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二の三十一については適用しないものとする。 (附則第七条関係)

三 検討

1 政府は、この法律による幹部職員の任用に関する制度の創設の趣旨を踏まえつつ、議院内閣制の下、国家公務員がその役割をより適切に果たす体制を整備する観点から、事務次官その他の幹部職員の位置付け及び役割について検討するものとする。

2 政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方に

ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三十一条関係)

四 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めるものとする。

国家公務員法等の一部を改正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）」を
「第五款 休職、復職、退職及び免職
第六款 幹部職員の任用等に係る特

（第六十一条）

に改める。

例（第六十一条の二―第六十一条の七）

第二十七条の二中「第五十八条第三項に規定する場合」を「この法律に特段の定めがある場合」に改める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という

。を占める職員をいう。

第三十四条に次の一項を加える。

前二項に規定する職制上の段階について、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職、同法第二十一条第一項に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。

第五十五条第一項ただし書中「外局の長」の下に「(国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職)」を加え、同条第二項中「その任命権」を「幹部職以外の官職(内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。)の任命権」に、「職員」を「国家公務員(内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣)」に改める。

第五十七条中「採用」の下に「(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」を加える。

第五十八条第一項及び第三項中「転任」の下に「(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」を加える。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。）に属する官職（同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力（同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。）を有するか否かを判定するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うものとする。

一 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項において同じ。）

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者

四 内閣総理大臣が定める一定の行政分野の幹部職に就くことを希望する者であつて、当該一定の行政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣総理大臣が定めるものを満たす者

内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があるときと認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

職員の上昇及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の仕事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により仕事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の上昇及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前項の規定にかかわらず、仕事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の上昇等)

第六十一条の四 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、任命権者に対し、幹部職員の上昇等(職員の中から採用、上昇及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の上昇以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の上昇(政令で定めるものに限る。))及び免職をいう。以下この条において同じ。)について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と当該任命権者との協議を求めることができる

。この場合において、協議が調ったときは、当該任命権者は、当該協議に基づいて幹部職員の昇任等を行うものとする。

任命権者は、幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

（幹部職員の公募）

第六十一条の五 幹部職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができる。

任命権者は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、この款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員その他これに準ずる職員として政令で定められるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

（特殊性を有する幹部職の特例）

第六十一条の七 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、「人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職（当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く

。) については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第一項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合に限る。）」とする。

警察庁の幹部職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項、第六十一条の四第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任

並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べるこ
とができる」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第二項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合に限る。）」とする。

内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法
第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第
一項及び第六十一条の五第二項の規定は適用せず、第六十一条の四第二項並びに第六十一条の五第一
項及び第三項の規定の適用については、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の
協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及
び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに

幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、第六十一条の五第一項中「次項の協議が調ったとき、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「協議又は当該通知」とあるのは「通知」と、同条第三項中「前項に定めるものほか、幹部職」とあるのは「幹部職」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

第七十八条第一号中「場合」の下に「（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）」を加える。

第八十一条の四第一項中「（昭和二十九年法律第六十五号）」を削る。

第一百六条の五第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前三条の規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

第一百六条の二十一に次の一項を加える。

委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 職員に適用される基準

第一節 通則（第三条―第六条）

第二節 任免（第七条）

第一款 通則（第八条―第十四条）

第二款 採用試験（第十五条―第二十三条）

第三款 採用候補者名簿（第二十四条―第二十七条）

第四款 選考（第二十八条―第三十条）

第五款 任用（第三十一条―第三十九条）

第六款 休職、復職、退職及び免職（第四十条）

第七款 幹部職員の任用等に係る特例（第四十一条―第四十八条）

第八款 幹部候補育成課程（第四十九条―第五十一条）

第三節 派遣（第五十二条・第五十三条）

第四節 給与（第五十四条）

第一款 通則（第五十五条―第五十八条）

第二款 給与の支払（第五十九条―第六十二条）

第五節 人事評価（第六十三条―第六十五条）

第六節 能率（第六十六条―第六十八条）

第七節 分限、懲戒及び保障（第六十九条）

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等（第七十条―第七十六条）

第二目 定年（第七十七条―第八十一条）

第二款 懲戒（第八十二条―第八十六条）

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求（第八十七条―第八十九条）

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第九十条―第九十五条）

第三目 公務傷病に対する補償（第九十六条・第九十七条）

第八節 服務（第九十八条―第一百七条）

第九節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第八八条―第一百条）

第二款 再就職等規制違反の調査等（第一百一十一条―第一百八条）

第三款 雑則（第一百九条―第二百四條）

第十節 退職年金制度（第二百二十五条・第二百二十六条）

第十一節 雑則（第二百二十七条・第二百二十八条）

第三章 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第二百二十九条―第四百八十八条）

第二節 再就職等監視・適正化委員会（第四百九十九条―第六十一条）

第三節 国家公務員倫理審査会（第六十二条）

第四章 雑則（第六十三条―第六十九条）

第五章 罰則（第七十条―第七十四条）

附則

第二条第三項第三号中「人事官及び」を削り、同項第十七号を同項第二十二号とし、同項第十六号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十三号から第十五号までを五号ずつ繰り下げ、第十二号の二を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号の二を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とし、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「

本条」を「この条」に改める。

第二章を削る。

第二十七条中「すべて」を「全て」に、「第三十八条第五号」を「第十一条第四号」に、「の外」を「ほか」に改め、第三章第一節中同条を第三条とする。

第二十七条の二の見出しを「（人事行政の原則）」に改め、同条中「及び合格した」を「合格した」に改め、「種類」の下に「及び第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」を、「人事評価」の下に「（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

第二十七条の二を第四条とする。

第二十八条第一項中「に基いて」を「及び他の法律に基づいて」に、「給与」を「職員の給与」に改め

、同項後段及び同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(労働関係に関する制度)

第六条 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

第二十九条から第三十二条までを削る。

第三章第二節の節名中「採用試験及び」を削る。

第三十三条第三項中「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、第三章第二節中同条を第七条とする。

第三十四条第一項第六号中「国家行政組織法」の下に「(昭和二十三年法律第二百十号)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。

第三章第二節第一款中第三十四条を第八条とする。

第三十五条中「人事院規則に別段の定」を「政令に別段の定め」に、「いずれか」を「いずれか」に

改め、同条ただし書を削り、同条を第九条とする。

第三十六条ただし書中「人事院規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専門的である官職であつて、競争試験による採用の必要がないもの又は競争試験による採用が不相当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合

二 採用しようとする官職に係る第二十四条の採用候補者名簿が第二十七条の規定により失効し、現に有効な採用候補者名簿がない場合又は当該官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合

三 職員であつた者であつて、採用しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力を有すると見込まれる者を採用しようとする場合

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

第三十六条を第十条とする。

第三十七条を削る。

第三十八条中「、人事院規則の定める場合を除くほか」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第十一条とする。

第三十九条を第十二条とし、第四十条を第十三条とする。

第四十一条中「試験機関」を「試験機関（公務員庁又は採用試験を実施する行政機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第十四条とする。

第四十二条中「人事院規則」を「この款」に、「これを行う」を「試験機関が、公正に実施するものとする」に改め、第三章第二節第二款中同条を第十五条とする。

第四十三条中「第四十四条」を「次条」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とする。

第四十四条中「人事院は、人事院規則により、」を削り、「且つ」を「かつ」に、「要件を」を「要件は、政令で」に改め、同条を第十七条とする。

第四十五条中「判定することをもつてその目的とする」を「客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

採用試験に係る官職、当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に関し必要な事

項は、政令で定める。

試験機関は、政令で定めるところにより、合格者を決定する方法を定め、採用試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある事項を除き、あらかじめ、公表するものとする。

第四十五条を第十八条とする。

第四十六条中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(採用試験の時期及び場所)

第二十条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第四十七条第二項中「及び給与」を「並びに給与」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「取り消し」を「取り消し、」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(合格の取消し等)

第二十二條 試験機関は、不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採用試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(試験に関する報告要求等)

第二十三條 内閣総理大臣は、第十四條の政令で定める行政機関に対し、政令で定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

内閣総理大臣は、前項の行政機関が法令に違反して採用試験を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第四十八條及び第四十九條を削る。

第五十條中「採用試験による職員の採用については、人事院規則の」を「試験機関は、政令で」に改め、第三章第二節第三款中同條を第二十四條とする。

第五十一條を第二十五條とし、第五十二條を第二十六條とする。

第五十三条中「人事院の」を「内閣総理大臣の」に、「いつでも、人事院は、任意に」を「内閣総理大臣は」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十四条第二項第二号中「第五十六条の採用候補者名簿」を「第三十三条の採用試験」に、「第五十七条」を「第三十四条」に改め、同項第三号中「第五十八条」を「第三十五条」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 管理職への任用に関する指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 第三十八条の職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。）に関する指針

七 官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）

第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の選考による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に関する指針

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。

前項第六号の指針を定めるに当たつては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

第三章第二節第四款中第五十四条を第三十一条とする。

第五十五条第一項中「、会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「、人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく政令」に改め、同条を第三十二条とする。

第五十六条の見出し中「採用候補者名簿」を「採用試験」に改め、同条中「採用候補者名簿による」を「採用試験による」に、「当該」を「当該採用試験に係る官職について作成された」に、「記載された」を「記載されている」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、任命権者は、当該採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、当該官職と職務の内容が類似し、かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接を行い、その結果を考慮して、当該官職への採用を行うことができる。

第五十六条を第三十三条とし、第五十七条を第三十四条とする。

第五十八条に次の一項を加える。

任命権者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第五十八条を第三十五条とする。

第五十九条の見出しを「(条件付任用期間)」に改め、同条第一項中「すべての」を「全ての」に、「すべて条件付」を「全て条件付」に改め、「六月」の下に「(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え一年を超えない範囲内で政令で定める期間)」を加え、同条第二項中「条件付採用に」を「条件付採用に」に改め、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削り、「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一

の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）、第七十九条第一項に規定する定年退職者等が同項又は第八十条第一項の規定により採用された場合その他政令で定める場合には、適用しない。

第五十九条を第三十六条とする。

第六十条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「任用される」を「任用される」に改め、同条第三項中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、「又は人事院規則」を削り、同条第五項を削り、同条を第三十七条とし、第三章第二節第四款中同条の次に次の二条を加える。

（職員の公募）

第三十八条 任命権者は、官職（幹部職を除く。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において職員の公募を行うときは、政令で定める手続に従って行わなければならない。

（選考による採用に関する報告要求等）

第三十九条 人事公正委員会は、任命権者に対し、人事公正委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

人事公正委員会は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

人事公正委員会が前項の規定による指示を行つた場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第六十一条の見出しを削り、同条中「任命権者」を、「任命権者」に、「人事院規則」を「この法律に基づく政令」に改め、第三章第二節第五款中同条を第四十条とする。

第六十一条の二第一項中「占める職を含む」の下に「。第五十一条において同じ」を加え、同項第一号中「この項」の下に「及び第四十九条第一項」を加え、同項第二号中「隊員」の下に「（以下「自衛隊員」という。）」を、「第四項」の下に「、第四十六条並びに第五十一条」を加え、同項第三号中「第六十条の五」を「第四十四条」に、「第三十一条の五」を「第三十一条の六」に改め、第三章第二節第六款中同条を第四十一条とする。

第六十一条の三を第四十二条とし、第六十一条の四を第四十三条とする。

第六十一条の五第一項中「(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条を第四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第四十五条 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整)

第四十六条 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職(自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

第六十一条の六第一項中「この款」の下に「及び次款」を、「幹部職員」の下に「、管理職員、第四十条第二項第二号に規定する課程対象者」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第四十七条とする。

第六十一条の七の見出し中「幹部職」を「幹部職等」に改め、同条第一項中「、人事院」を削り、「幹部職（当該幹部職）」を「官職（当該官職）」に、「第六十一条の二から第六十一条の五まで」を「第四十一条から第四十五条まで」に、「第五十七条、第五十八条第一項及び第三項」を「第二十八条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十八条」に、「第五十七条中」を「第二十八条第一項中」「選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）」とあるのは「選考」と、第三十四条中「に、第五十八条第一項及び第三項中」を「第三十五条第一項及び第三項中」に改め、「転任」と」の下に「、第三十八条中「官職（幹部職を除く。）」とあるのは「官職」と」を加え、「幹部職に」を「官職に」に改め、「場合」の下に「その他の政令で定める場合」を加え、同条第二項中「警察庁の幹部職」を「警察庁の官職」に、「第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五」を「第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十五条」に、「第五十七

条、第五十八条第一項及び第三項、第六十一条の四第二項」を「第二十八条第一項、第三十四条、第三十条、第五十八条第一項及び第三項、第三十八条、第四十三条第二項」に、「第五十七条中」を「第二十八条第一項中
「選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）」とあるのは「選考」と、第三十四条中」に、「第五十八条第一項及び第三項中」を「第三十五条第一項及び第三項中」に、「第六十一条の四第二項中」を「第三十八条中「官職（幹部職を除く。）」とあるのは「官職」と、第四十三条第二項中」に、「次条第二項の幹部職」を「次条第二項の官職」に改め、「受ける場合」の下に「その他の政令で定める場合」を加え、同条第三項中「第六十一条の四第一項及び第六十一条の五第二項」を「第四十三条第一項及び第四十四条第二項」に、「第六十一条の四第二項」を「第四十三条第二項」に、「第六十一条の五第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 選考

（選考の実施）

第二十八条 選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする。

選考は、選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない。

（選考の告知）

第二十九条 任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告により行わなければならない。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは公庫等に使用される者（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として当該職員であつた者を採用しようとする場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き

て当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。）に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものにより、当該選考の告知を行うことが適当でない」と認められる場合その他これらに類する場合として政令で定める場合にあつては、この限りでない。

（選考の受託）

第三十条 公務員庁は、任命権者の委託により、前二条の事務の一部を行うことができる。

第三章第二節に次の一款を加える。

第八款 幹部候補育成課程

（運用の基準）

第四十九条 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長その他の機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。次項において同じ。）を育成する

ための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第五十条 各大臣等（会計検査院長を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部

候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第五十一条 第四十六条の規定は、任命権者を異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

第六十二条に次の一項を加える。

職員の給与は、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定められなければならない。

第三章第三節中第六十二条を第五十四条とする。

第三章第三節第一款中第六十三条を第五十五条とする。

第六十四条第二項中「、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ」を削り、同条を第五十六条とする。

第六十五条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(給与に関する制度についての調査研究等)

第五十八条 内閣総理大臣は、職員の給与に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

第六十六条及び第六十七条を削る。

第六十八条第二項中「何時でも人事院の職員」を「いつでも内閣総理大臣が指定する職員」に改め、同条第三項中「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、第三章第三節第二款中同条を第六十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(給与の支払の監理)

第五十九条 内閣総理大臣は、職員に対する給与の支払を監理する。

職員に対する給与の支払は、この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならない。

第六十九条中「、人事院規則又は人事院指令」を削り、「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、同条を第六十一条とする。

第七十条中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、「、人事院規則又は人事院指令」を削り、「外」を「ほか」に改め、同条を第六十二条とする。

第三章第四節中第七十条の二を第六十三条とする。

第七十条の三第二項中「、人事院の意見を聴いて」を削り、同条を第六十四条とする。

第七十条の四を第六十五条とする。

第七十一条第二項中「前項」を「職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他前項」に、「必要な」を「必要な」に改め、「法律」の下に「及び他の法律」を加え、「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、同条第三項中「(第七十三条第一項第一号の事項については、人事院)」を削り、「これが」を「その」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)その他の法令に定める民間事業の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定められるものとする。

第三章第五節中第七十一条を第六十六条とする。

第七十二条を削る。

第七十三条第一項中「(第一号の事項については、人事院)」を削り、「左の」を「次に掲げる」に、「これが」を「その」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「(同項第一号の事項につい

ては、「人事院）」を削り、「当る」を「当たる」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号に掲げる事項についての計画は、同項の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならない。

第七十三条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（能率の増進を図るための意見の申出）

第六十八条 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の執行について、関係庁の長に意見を述べることができる。

第七十四条第二項中「人事院規則でこれを」を「政令（勤務条件に関する行政措置の要求及び職員の意に反する不利益な処分）の審査に関する事項については、人事公正委員会規則」で」に改め、第三章第六節中同条を第六十九条とする。

第七十五条第一項中「法律又は人事院規則に」を「法律又はこれに基づく命令で」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「第七十三条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令で」に改め、第三章第六節

第一款第一目中同条を第七十条とする。

第七十六条中「第三十八条各号の一」を「第十一条各号（第三号を除く。）のいずれか」に改め、「人事院規則に定める場合を除いては」を削り、同条を第七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（離職）

第七十二条 この法律又は他の法律に定めるもののほか、前条の規定による失職、次条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職、第七十七条の規定による定年による退職その他の職員の離職に
関し必要な事項は、政令で定める。

第七十七条を削る。

第七十八条中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「又は人事院規則で定めるその他の場合」を削り、同条に次の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政

令で定める場合において定員に欠員がないとき。

第七十九条を第七十四条とする。

第八十条の見出し中「休職の」の下に「期間及び」を加え、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は

休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間

二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

前項の規定による休職の期間が終了したときは、前条の規定により休職とされた職員が離職する場合を除き、当該職員に速やかに復職を命じなければならない。

第八十条第三項を削り、同条を第七十五条とする。

第八十一条第一項中「第七十五条、第七十八条」を「第七十条、第七十三条」に、「第八十九条」を「

第九十条」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「同項第一号に掲げる職員にあつては臨時的任用の性質を、同項第二号に掲げる職員にあつては条件付採用の性質を、それぞれ考慮して政令」に改め、「ことができる」を削り、同条を第七十六条とする。

第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項各号中「人事院規則」を「政令」に改め、第三章第六節第一款第二目中同条を第七十七条とする。

第八十一条の三第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十一条の四第一項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十一条の五第三項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同条を第八十条とする。

第八十一条の六を第八十一条とする。

第八十二条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」の下に「（平成十一年法律第百二十九号）」を加え、同条第二項中「特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業

務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）を「特別職国家公務員等」に、「第八十一条の四第一項」を「第七十九条第一項」に、「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第八十三条第一項中「一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める」を「一年以内とする」に改め、同条第二項中「第九十二条」を「第九十四条」に、「外」を「ほか」に改め、同条に次の一項を加える。

減給は、一年以内の期間、俸給の月額額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるものとする。

第八十四条第二項中「人事院は」を「人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく命

令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合に限り」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第百十三条第一号中「第百六条の四第一項」を「第百十条第一項」に改め、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」を「第百二十条第一項」に改め、同条を第百七十四条とする。

第百十二条第一号中「第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項」を「第百八条第一項又は第百九条第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第百七十三条とする。

第百十一条中「第百九条第二号より第四号まで及び第十二号」を「第百七十条第五号」に、「第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号」を「第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十四号から第十七号まで」に、「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「ほう助」に改め、同条を第百七十二条とする。

第百十条第一項第二号から第六号までを削り、同項第七号中「第三十三条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号中「第三十九条」を「第十二条」に改め、同号を同項第三号

とし、同項第九号中「第四十条」を「第十三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第四十一条」を「第十四条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「第六十三条」を「第五十五条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十二号中「第六十八条」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第八号とし、同項第十五号中「第八十六条」を「第八十七条」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第一百条第二項の規定に違反して団体を結成した者

第一百条第一項第十六号を削り、同項第十七号中「第九十八条第二項前段」を「第一百条第三項前段」に、「そそのかし」を「唆し」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十八号中「第一百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第一百条第四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十九号中「第一百二条第一項」を「第一百四条第一項（第三百九十九条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

十四 第四百四十四条第二項又は第四百六十三条第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をし

た者

十五 第四百四十四条第二項若しくは第六百六十三条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなく、これに応ぜず、又は第四百四十四条第二項若しくは第六百六十三条第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなく、これに応じなかつた者

十六 第四百四十四条第二項又は第六百六十三条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

十七 第四百四十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者を除く。）

第一百十条第一項第二十号を削り、同条第二項中「前項第八号」を「前項第三号」に改め、同条を第七十一条とする。

第一百九条第一号から第七号までを削り、同条第八号中「第二十七条」を「第三条」に改め、同条を同条第一号とし、同条第九号中「第四十七条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第十号を同条第三号とし、同条第十一号中「第九十二条」を「第九十四条」に、「人事院」を「人

事公正委員会」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十二号中「第百条第一項」を「第百二条第一項（第百三十九条第一項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の十二第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第十三号中「第百三条」を「第百五条（第百三十九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「ついた」を「就いた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十四号を第七号とし、第十五号から第十七号までを七号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「第十四号」を「第七号」に、「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に改め、同号を同条第十一号とし、同条に次の二号を加える。

十二 第百六十四条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は訂正をしなかつた者

十三 第百六十五条の規定に違反して故意に報告しなかつた者

第百九条を第百七十条とする。

第四章を第五章とする。

第三章第十節を削る。

第百八条の見出しを「（退職年金制度に関する意見の申出）」に改め、同条中「人事院」を「内閣総理

大臣」に、「国会及び内閣」を「関係大臣」に改め、第三章第九節中同条を第二百二十六条とする。

第二百七条を第二百五条とする。

第三章第九節を同章第十節とする。

第二百六条の二十七中「第二百六条の三第二項第四号」を「第二百九条第二項第四号」に改め、第三章第八節第三款中同条を第二百二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣の援助）

第二百二十四条 内閣総理大臣は、第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

第二百六条の二十六第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第二百六条の二十五第一項中「第二百六条の二十三第三項」を「第二百十九条第三項」に改め、同条を第二百十一条とする。

第二百六条の二十四を第二百二十条とする。

第六十六条の二十三第二項中「第六十六条の三第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第六十六条の二十二の見出し中「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条中「第六十六条の五」を「第六十一条」に、「委員会」を「この款の規定の施行」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、第三章第八節第二款中同条を第十八条とする。

第六十六条の二十一第一項中「委員会」は、第六十六条の十七第三項（第六十六条の十八第二項）を「再就職等監視・適正化委員会」は、第六十二条第三項（第六十三条第二項）に、「この節」を「第六十四条」に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条第二項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第三項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、「この節」の下に「及び次章第二節」を加え、同条第四項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（人事公正委員会規則制定の要求）

第六十七条 再就職等監視・適正化委員会は、その所掌する事務について、人事公正委員会に対し、案を

そなえて、人事公正委員会規則の制定を求めることができる。

第百六条の二十の見出し中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第一項中「委員会は、第百六条の四第九項」を「再就職等監視・適正化委員会は、第百十条第九項」に、「第百六条の十六の報告又は」を「第百十一条の報告」に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条第三項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百十五条とする。

第百六条の十九中「委員会は、第百六条の十七第二項」を「再就職等監視・適正化委員会は、第百十二条第二項」に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条を第百十四条とする。

第百六条の十八第一項中「委員会は、第百六条の四第九項」を「再就職等監視・適正化委員会は、第百十条第九項」に、「第百六条の十六の報告又は」を「第百十一条の報告」に改め、同条を第百十三条とする。

第百六条の十七中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百十二条とする。

第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」を「前三条」に、「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百十一条とする。

第百六条の五から第百六条の十五までを削る。

第三章第八節第二款の款名を次のように改める。

第二款 再就職等規制違反の調査等

第百六条の四第五項第六号中「政令」を「人事公正委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に改め、同条第六項中「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第七項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第八項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第九項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、第三章第八節第一款中同条を第百十条とする。

第百六条の三第二項第三号中「センターから紹介された」を「第二百二十四条に規定する就職の援助を受けて、」に改め、同項第四号中「政令」を「人事公正委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第四項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正

化委員会」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第五項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百九条とする。

第百六条の二第二項第二号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「同条第一項」を「同条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第百二十四条に規定する就職の援助として行う場合

第百六条の二を第百八条とする。

第三章第八節を同章第九節とする。

第百六条を削る。

第三章第七節中第百五条を第百七条とする。

第百四条中「許可」の下に「（職員が第五十二条第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」を加え、同条を第百六条とする。

第百三条の見出しを「（営利企業に関する制限）」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に、「人事院の」を「人事公正委員会の」に改め、同条第三項中「人事院は、人事院規

則の」を「人事公正委員会は、人事公正委員会規則で」に改め、同条第四項中「人事院は、人事院規則の」を「人事公正委員会は、人事公正委員会規則で」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第五項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第六項中「第九十条第三項」を「第九十一条第三項」に、「第九十一条第二項」を「第九十三条第二項」に、「第九十二条の二」を「第九十五条」に改め、同条第七項中「人事院が」を「人事公正委員会が」に、「決定せられた」を「決定された」に、「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に改め、同条を第百五条とする。

第百二条第一項中「以て」を「もつて」に、「外、人事院規則」を「ほか、人事公正委員会規則」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条を第百三条とする。

第百条第四項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第五項中「前項の規定は、第十八条の四」を「第百四十五条第一項」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に、「ついて準用する。この場合において」を「関する前項の規定の適用については」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、「読み替えるものと」を削り、同条を第百二条とする。

第九十九条を第百一条とする。

第九十八条の見出し中「争議行為等の禁止」を「団結権の制限及び争議行為の禁止等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第九十八条を第百条とし、第九十七条を第九十九条とする。

第九十六条第一項中「すべて」を「全て」に、「且つ」を「かつ」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同条第二項中「人事院規則でこれを」を「政令（政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事項については、人事公正委員会規則）で」に改め、同条を第九十八条とする。

第三章第七節を同章第八節とする。

第九十五条を削る。

第九十四条中「左の」を「次に掲げる」に改め、第三章第六節第三款第三目中同条を第九十七条とする。

第九十三条を第九十六条とする。

第九十二条の二中「第八十九条第一項」を「第九十条第一項」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、第三章第六節第三款第二目中同条を第九十五条とする。

第九十二条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項中「人事院」を「人事公正委員会」に、「且つ」を「かつ」に、「なし」を「講じ」に改め、同条第三項中「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改め、同条を第九十四条とする。

第九十一条第一項中「第九十条第一項」を「第九十一条第一項」に、「人事院又はその定める機関は、ただちに」を「人事公正委員会又はその定める機関は、直ちに」に改め、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十条の二を第九十二条とする。

第九十条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第九十一条とする。

第八十九条第三項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第九十条とする。

第八十八条中「人事院」を「人事公正委員会」に、「基き」を「基づき」に改め、「、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については」を削り、第三章第六節第三款第一目中

同条を第八十九条とする。

第八十七条中「人事院」を「人事公正委員会」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十六条中「俸給、給料その他あらゆる」を「給与、勤務時間その他の」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改め、「人事院若しくは」を削り、同条を第八十七条とする。

第八十五条中「付せらるべき」を「付せられるべき」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、第三章第六節第二款中同条を第八十六条とする。

第八十四条の二中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、「(国家公務員倫理法又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。))に違反する行為」に削り、同条を第八十五条とする。

第三章中第六節を第七節とし、第三節から第五節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 派遣

(派遣の場合)

第五十二条 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができ
る。

一 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、学校、研究所、病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該職員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該職員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

任命権者は、前項の規定により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、

当該職員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第五十三条 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 三年

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣された職員（以下この条において「派遣職員」という。）及び内閣総理大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに、当該派遣職員を職務

に復帰させなければならぬ。

派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

派遣職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。派遣職員は、その派遣の期間中、第五十六条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

第三章に次の一節を加える。

第十一節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第二百七条 百条第二項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

(各省各庁の長等が定める勤務条件)

第二百二十八条 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官をいう。)又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法律又はこれに基づく命令の規

定に反しない限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができる。

第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。

第三章 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第二百二十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

(任務)

第二百三十条 委員会は、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三百十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦

情を処理すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

二 第四百四条の規定による職員の政治的行為の制限及び第四百五条の規定による営利企業に関する制限に関する事務

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

四 第四百五十条に規定する事務

五 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事務

六 第四百四十六条の規定により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権の行使）

第三百三十二条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第三百三十三条 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

(委員長及び委員の任命)

第三百三十四条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、委員長又は委員となることができない。

委員長及び委員の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(任期)

第三百三十五条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができ。ただし、引き続き十二年を超えて委員長及び委員に在任することはできない。

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第三百三十六條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき、又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

三 第十一条第四号に掲げる者に該当することとなつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三百三十七條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三百三十八條 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、第三百三十六條の規定にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(服務)

第三百三十九条 第二百二条第一項及び第四百四条の規定は、委員長及び委員に準用する。

第三百五十五条第一項及び第二項並びに第三百六条の規定は、委員長に準用する。

委員長は、他の官職を兼ねてはならない。

(給与)

第四百四十条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第四百四十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四百四十二条 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。委員会が第三百三十六条第四号の規定による認定をするには、前二項の規定にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者の一致した議決がなければならない。

委員長に事故がある場合の第一項及び第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長の職務を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第四百三十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、人事公正委員会規則を制定することができる。

(人事公正委員会の調査)

第四百四十四条 委員会又はその指名する者(前章第九節第一款に定める事項(以下「再就職等規制」という。))については、委員会)は、委員会の所掌する事項に関し、調査することができる。

委員会又は前項の規定により指名された者(再就職等規制については、委員会)は、同項の調査に関

し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第百六十三条第二項において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができる。

委員会は、第一項の調査（再就職等規制に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員若しくは職員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

委員会は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前二項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたと

きは、これを提示しなければならない。

第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(調査に関する権限の委任)

第四百四十五条 委員会は、前条の規定による権限のうち再就職等規制に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を再就職等監視・適正化委員会に委任する。

委員会は、前条の規定による権限のうち職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

(人事行政改善勧告)

第四百四十六条 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

前項の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第四百七十七条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令（職員の任免、分限及び懲戒に関するものに限る

。）の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を通知するものとする。

委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に
対し、前項の規定による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

（事務局）

第四百四十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二節 再就職等監視・適正化委員会

（設置）

第四百四十九条 人事公正委員会に、再就職等監視・適正化委員会（以下この節において「委員会」という

。）を置く。

（所掌事務）

第五十条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第九十九条第三項及び第一百十条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- 二 第四百四十五条第一項の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。
- 三 再就職等規制の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第五十一条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第五十二条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第五百五十三条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第五百五十四条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百五十五条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 役職員又は自衛隊員（第百五十三条第一項の政令で定める者を除く。）となつたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第五十六条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第五十七条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第五十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)

第五十九条 委員会に、再就職等監察官を置く。

再就職等監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第九十九条第四項及び第一百十条第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第一百十条第九項の規定による届出を受理すること。

三 第一百十四条及び第一百五一条第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

再就職等監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、再就職等監察官は、非常勤とする。

再就職等監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

（事務局）

第一百六十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第六十一条 第四百九条から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 国家公務員倫理審査会

第六十二条 前節に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員倫理法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四章 雑則

(内閣総理大臣の調査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律に定める人事行政に関する事項（第三百三十一条の規定により人事公正委員会の所掌に属するものを除く。）に関し調査することができる。

内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に係るがあると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

(人事記録)

第六十四条 内閣総理大臣は、職員の人事記録に関することを管理する。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関に、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成させ、これを保管させるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を講ずるものとする。

(統計報告)

第六十五条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、職員の在職関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関係庁に対し随時又は定期に一定の形式

に基づいて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第六十六條 内閣総理大臣又は人事公正委員会は、それぞれ政令又は人事公正委員会規則で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関に行わせることができる。この場合においては、内閣総理大臣又は人事公正委員会は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができる。

(職員の人事行政に関する業務の報告)

第六十七條 内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、毎年、内閣を経て国会に対し、職員の人事行政に関する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならない。

(人事管理官)

第六十八條 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務をつかさどる。この場合において、人事管理官は、内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれら

に対する協力に努めなければならない。

(政令等への委任)

第六十九條 この法律その他の法律及びこれらに基づく命令に定めるもののほか、職員の人事行政及び人事管理に関する文書の保存に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する文書については、人事公正委員会規則）で定める。

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

附則第十二條中「第百條」を「第百二條」に、「従前職員」を「昭和二十三年七月一日前において職員に相当する者」に、「同條の規定施行前」を「同日前に」に改める。

附則第十三條中「基いて」を「基づいて」に、「人事院規則（人事院）」を「政令（人事公正委員会）」に改め、「以外の事項」を削り、「政令」を以て「人事公正委員会規則」をもつて」に改め、同條ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附則第十四條中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第十六条中「昭和二十四年法律第百七十四号」の下に「。第十九条から第十九条の十一まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二十七条の二十四から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。」を加え、「(昭和四十七年法律第五十七号)」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

附則第十八条を削る。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務

第十四条第三項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条第四項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「並びに」の下に「内閣人事局、」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条第二項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項中「第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条」を「第九十八条第一項、第一百条第一項、第一百一条」に、「第一百条第一項」を「第一百二条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係の

ある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。

附則第三項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第四条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第五条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条・第三十七条」を「第三十六条―第三十八条」に改める。

第三条第二項中「会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けて」を「国家公務員の労働関係に関する法律(

平成二十三年法律第 号)第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員(以下「国家公務員担当

公益委員」という。)をもつて構成する合議体に」に、「当該審査委員会」を「当該合議体」に改め、同

項ただし書中「その他審査委員会」を「その他当該合議体」に改め、同条第三項中「審査委員会」を「合議体」に改める。

第七条第三項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合」に改める。

第二十五条の見出しを「（国家公務員担当委員）」に改め、同条中「公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）」、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第二十六条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員」に改め、同条第四項中「。次項において同じ」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二十九条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加え、同条第三項中「第三十一条の四」を「同法第三十一条の四」に、「第三十一条の五」を「同法第三十一条の五」に改める。

第三十七条第一項第一号を次のように改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十六条、第六十七条、第七十二条（同法第七十一条の規定による失職、同法第七十三条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職及び同法

第七十七条の規定による定年による退職に係る部分を除く。）、第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十八条第二項、第一百条第三項及び第四項、第一百零二条第四項、第一百零四条（同条第一項に規定する再就職等規制に関して行われるものを除く。）、第一百四十五条第二項、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百六十二条から第一百六十五条まで並びに附則第十六条の規定

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。）若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合（以下この項において「国有林野企業等」と総称する。）に対してしたも又は国有林野企業等に

係る手続において国有林野企業等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六条の規定は、適用しない。

（労働組合法の一部改正）

第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一項を加える。

4 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、独立してその職権を行う。

第十九条の三の見出し中「中央労働委員会の」を削り、同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、

同条第二項中「使用者委員のうち四人については」を「使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、最高裁判所」

に、「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、「労働者委員は労働組合」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合」を加え、「労働者委員のうち四人については、」を「労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は」に、「という。」又は「を」という。）若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に改め、同条第六項中「中央労働委員会」及び「（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。

第十九条の四第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第四項に規定する職員（国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。）又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条
第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の七第四項中「六人」を「七人」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に、「六人」を「七人」に改める。

第十九条の十第一項中「中央労働委員会」の下に「、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの」を、「第二十四条の二第五項」の下に「若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条の十二第六項中「第十九条の三第六項、」を「第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、」に、「、「常勤」を「三人以内は」に、「、条例」を「二人以内は、条例」に、「により、常勤」を「により」に改める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第七条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改め、同条第二号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二条第一項の表備考中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項第一号中「第二十三条第二項、第三項又は第五項」を「第二十三条第一項、第三項、第四項又は第六項」に、「同条第二項、第三項又は第五項」を「同条第一項、第三項、第四項又は第六項」に改め、同項第三号中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「第三条の」を「前条の」に、「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に、

「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の表第一条の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条

の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改め、同表第二条第三項第一号の項を次のように改める。

第二条第三項第一号	一般職給与法第二十三条第一項、第三項、第四項又は第六項	防衛省の職員の給与等に関する法律第二十条第二項から第四項まで又は第六項
	同条第一項、第三項、第四項又は第六項	同条第二項から第四項まで又は第六項
	は第六項	

第五条の表第二条第三項第三号の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同表第三条第二項の項を削り、同条を第四条とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 人事公正委員会委員長

第一条中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十六号の二を第十六号とし、同条第十八号の二中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員

第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十一号」に改め、同条第四十七号を次のように改める。

四十七 人事公正委員会委員

第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員」を「再就職等監視・適正化委員会委員」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十三号」に改める。

第三条第二項中「第一条第九号」を「第一条第八号」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第一号中「第一条第九号」を「第一条第八号」に改め、同項第三号中「会計検査院長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に改める。

第四条第一項中「第一条第十二号」を「第一条第十一号」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条の二ただし書中「とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるもの」を削る。

第七条の三ただし書を削る。

第九条ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一官職名の欄中「人事院総裁」を削り、
「国家公務員倫理審査会の常勤の会長」を「公正取引委
公正取引委員会委員長」を「人事公正委

員会委員長
員会委員長」
に改め、「人事官（人事院総裁を除く。）」及び「国家公務員倫理審査会の常勤の委員」を

削り、「再就職等監視委員会委員長」を
「再就職等監視・適正化委員会委員長
に、「公益認定等委員会

国家公務員倫理審査会の常勤の会長」

の常勤の委員」を
「公益認定等委員会の常勤の委員
に改める。

国家公務員倫理審査会の常勤の委員」

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六十四条第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項を次のように改める。

この法律に基づく給与は、現金で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、法律

に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合においては現金以外のもので支払い、法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことができる。

第三条第二項中「人事院規則に基かずに」を「政令に基づかずに」に改める。

第五条第一項中「。第十九条の九において同じ」を削る。

第六条第三項中「人事院が」を「政令で」に改める。

第六条の二中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する号俸は、会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

3 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

第七条中「、会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に、「人事院の」を「政令で」に改める。

第八条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、「範囲内で」の下に「、及び会計検査院の職員

の職務の級の定数の設定又は改定にあつては、会計検査院の意見を聴いて」を加え、同条第二項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に、「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条に次の一項を加える。

12 会計検査院は、第一項の規定による会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第八条の二中「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に、「第六条の二及び前条第十二項」を「第六条の二第一項及び前条第十一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 第六条の二から前条までに規定するもののほか、職員の俸給の決定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条中「人事院規則で」を「政令で」に改め、同条ただし書中「人事院規則の」を「政令で」に改め

る。

第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 前二条に規定するもののほか、俸給の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条第一項中「人事院は、」を削り、「につき」の下に「政令で」を加える。

第十条の二第一項中「人事院は、」を削り、「人事院規則」を「政令」に、「ついて」を「ついては」に、「基き」を「基づき」に改め、「につき」の下に「政令で」を加え、同条第二項中「管理職員」を「管理監督職員」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一項に規定する特別調整額表は、会計検査院の職員の占める官職に係るものにあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

4 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

5 前各項に規定するもののほか、俸給の特別調整額の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改め、同項各号中「人事院規則」を「政令」に

改め、同条第二項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十条の四第一項及び第三項並びに第十条の五第一項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の二に次の一項を加える。

4 前条及びこの条に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の三第一項及び第三項並びに第十一条の四中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の五中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条の六中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十一条の七第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣

」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣

」に改め、同条第三項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条

に次の一項を加える。

4 第十一条の三からこの条までに規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の八第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の九第一項、第三項及び第四項並びに第十一条の十第一項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十二条第一項から第六項までの規定中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第七項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員の給与から当該額を控除することができる。

第十二条第八項及び第九項、第十二条の二並びに第十三条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十三条の二第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十四条第一項中「人事院が」を「内閣総理大臣が」に、「人事院規則」を「政令」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第二項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 前二条に規定するもののほか、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の二第一項及び第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の四第一項中「人事院規則」を「政令」に、「第三十八条第一号」を「第十一条第一号」に、「第七十六条」を「第七十一条」に、「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改め、同条第二項及び第五項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第六項中「算定」の下に「その他期末手当の支給」を加え、「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の五第一号中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「第七十六条」を「第七十一条」に、「第三十八条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条の六第二項中「第九十条の二」を「第九十二条」に改め、同条第六項中「第八十九条第一項」を「第九十条第一項」に、「第九十条第一項」を「第九十一条第一項」に、「第九十条の二」を「第九十条の二」に、「第九十条から第九十二条の二まで」を「第九十一条から第九十五条まで」に改め、同条第七項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の七第一項中「人事院規則」を「政令」に、「第三十八条第一号」を「第十一条第一号」に、「第七十六条」を「第七十一条」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中

「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第三項中「、第十三条の二及び第十四条」を「及び第十三条の二から第十四条の二まで」に改める。

第十九条の九を削る。

第二十条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条第一項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 人事公正委員会は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てに係る給与の決定がこの法律の規定に合致しないか又は不当であると認めるときは、内閣総理大臣又は当該決定を行った各庁の長若しくはその委任を受けた者に対し、当該申立てに係る給与の更正を命ずるとともに、その旨を本人に通知しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の申立て及び審査に関し必要な事項は、人事公正委員会規則で定める。

第二十二條第一項中「人事院の」を「内閣総理大臣の」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十三條の見出しを「（休職者等の給与）」に改め、同條第八項中「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項中「第二項、第三項又は第五項」を「第一項、第三項、第四項又は第六項」に、「第三十八條第一号」を「第十一條第一号」に、「第七十六條」を「第七十一條」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「第七十九條」を「第五十二條第一項又は第七十四條」に改め、「規定により」の下に「派遣され、又は」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第七十九條に基づく人事院規則で定める場合」を「第七十四條第三号及び第四号に掲げる事由」に改め、「人事院規則の定めるところに従い」を削り、同項を同條第六項とし、同條第四項中「第七十九條第二号」を「第七十四條第二号」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第七十九條第一号」を「第七十四條第一号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「第七十九條第一

号」を「第七十四条第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十九条第一号」を「第七十四条第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣されたときは、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

第二十三条に次の一項を加える。

10 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

附則第六項及び第七項中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第八項第六号及び第七号中「人事院規則」を「政令」に改め、「(以下この号において「管理監督職員」という。)」を削り、「管理監督職員に」を「同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員に」に改め、同項第八号中「第二十三条第一項から第五項まで又は第七項」を「第二十三条第一

項から第六項まで又は第八項」に改め、同号ホ中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に、「同条第五項」を「同条第一項及び第六項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第二十三条第二項又は第三項」を「第二十三条第三項又は第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二十三条第一項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

附則第九項中「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第一から別表第四までの規定中「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第五から別表第七までの規定中「人事院の指定する」を「政令で定める」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第八中「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第九中「人事院の指定する」を「政令で定める」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第十及び別表第十一中「人事院規則」を「政令」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第一条第一項中「(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

第一条の二の見出し中「通勤の」を削り、同条第二項ただし書中「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に、「第百三条第一項」を「第百五条第一項」に改め、同項第三号中「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「公務上の災害」とは、公務に起因する負傷、障害若しくは死亡又は公務に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

第一条の二に次の一項を加える。

4 この法律（第二十二條第三項及び第二十三條を除く。）において「通勤による災害」とは、通勤に起因する負傷、障害若しくは死亡又は通勤に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

第二条の見出し中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。

第三条第一項中「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に、「人事院が指定する」を「政令で定める」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく命令」に、「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項第六号中「職員団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第四条の二第一項、第四条の三及び第四条の四中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条第一項中「災害」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第十二条ただし書、第十二条の二第一項第二号及び第四項、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十四条の二第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項第三号中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十六条第一項第四号、第十七条第一項第一号ただし書及び第四項各号並びに第十七条の二第一項第五号及び第六号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十七条の四第二項第二号中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第十七条の六第一項及び第十七条の十一中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十八条中「行なう」を「行う」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十条の二中「人事院規則」を「政令」に、「当該災害」を「当該公務上の災害」に改める。

第二十一条を削る。

第二十条の三中「人事院規則」を「政令」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「業務上の災害」の下に「（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、福祉事業に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改め、同条第二項中「前項」を「人事公正委員会は、前項」に、「人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これ」を「速やかに審査を行い、当該申立てが理由があるときは、実施機関に対し、当該申立てに係る補償の実施又は実施の変更を命ずるとともに、その旨」に改め、「及びその者に係る実施機関」を削る。

第二十五条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改める。

第二十六条第一項中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員

会は、補償の実施又は」に改め、「又は補償の実施」を削り、「若しくは」を「若しくは」に改める。

第二十七条第一項中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会は、補償の実施又は」に改め、「又は補償の実施」を削り、「その職員」を「その指定する職員」に、「災害」を「公務上の災害若しくは通勤による災害」に、「受け若しくは」を「受け、若しくは」に改め、同条第二項中「人事院又は実施機関の」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定する」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十七条の二中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣及び実施機関にあつては」に、「できる」を「、人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、それぞれできるものとする」に改める。

第二十九条中「基く人事院規則」を「基づく政令」に改める。

第三十二条の二第一項中「人事院規則」を「政令」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十三条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(政令等への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

附則第四項、第五項、第八項から第十項まで、第十二項から第十四項まで及び第十六項中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第二十二項の表第三条第一項の項中「人事院が指定する」を「政令で定める」に改め、同表第二十六條第一項の項中欄中「人事院又は実施機関」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」に改め、同項下欄中「人事院」を「内閣総理大臣又は人事公正委員会」に改め、同表第二十七條第一項及び第二項の項中欄中「人事院又は実施機関」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」に改め、同項下欄中「人事院」を「内閣総理大臣又は人事公正委員会」に改める。

附則第二十三項中「人事院規則」を「政令」に、「人事院が」を「内閣総理大臣が」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第十一条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「、国家公務員法」の下に「第五十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項及び第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、同法第七十八条第一号中「場合(幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。)」とあるのは「場合」と、同法を加え、本則第一号中「第二十八条」の下に「、第三十四条第三項」を、「第五十五条」の下に「、第六十条の二から第六十一条の七まで」を加える。

第十二条 裁判所職員臨時措置法の一部を次のように改正する。

本則中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八条第四号及び」を削り、「第八条第二項」の下に「並びに国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第六条第三項、第十四条第二項、第十七条第一項、第二十条第四項、第二十四条第八項、第三十二条、第三十三条第三項及び第四項並びに第三十六条第三項及び第五項」を加え、「人事院」を「公務員庁」に、「内閣府」

を「人事公正委員会」に改め、「総務大臣」を削り、「人事院規則」を「政令」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」に、「第五十七条」を「（昭和二十二年法律第二百十号）第二十八条第一項中「選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）」とあるのは「選考」と、同法第二十九条中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第三十四条に、「第五十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第七十八条第一号」を「第七十三条第一号」に、「第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」を「第百八条第二項第三号中

「第二百二十四条に規定する」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の」と、同法第九十九条第二項第三号中「第二百二十四条」とあるのは「前条第二項第三号」と、同法第一百五十三条第三号中「再就職等規制」とあるのは「前章第九節第一款に定める事項」と、国家公務員の労働関係に関する法律第十一条第一号及び第二号中「主任の大臣」とあるのは「最高裁判所」と、同法第十四条第一項第七号中「第十一条第八号から第十一号まで」とあるのは「第十一条第八号、第十号及び第十一号」と、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第六号」とあるのは「前項第一号」と、「承認を得なければ」とあるのは「意見を聴かなければ」と、同法第十七条第一項中「提出しなければ」とあるのは「提出するようできる限り努めなければ」と、同条第五項中「第十四条第一項第五号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第五号」と、同法第二十条第三項中「各省各庁の長」とあるのは「内閣総理大臣、各省各庁の長」と、同法第四十一条中「第十七条並びに」とあるのは「第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに」と、「第十七条第一項中「提出しなければならぬ」とあるのは「提出するようできる限り努めなければならぬ」と、同条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「とする」とある

のは「と、同条第四項中「変更をしなければならない」とあるのは「変更をするようにできる限り努めなければならぬ」と、同条第五項中「措置を講じなければならぬ」とあるのは「措置を講ずるようにできる限り努めなければならぬ」とする」に改め、本則第一号を次のように改める。

一 国家公務員法（第一条、第二条、第八条第三項、第三十一条、第三十二条、第三十九条第三項、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条第二項第四号、第五号及び第七号、第五十条、第五十八条、第五十九条、第六十七条第三項、第六十八条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十六条、第二百二十九条から第四百八条まで、第五百五十二条から第五百八条まで、第五百五十九条第三項から第五項まで、第六十条並びに第六十三条から第六十八条までの規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第七十七条から第八十一条までの規定を除く。）
本則第三号中「（第二条及び第二十四条の規定を除く。）」を削り、本則第四号中「（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）」を削り、本則第九号中「第四十条」を「第四十一条」に改め、本則に次の一号を加える。

十 国家公務員の労働関係に関する法律（第一条、第十一条第三号及び第九号、第十四条第一項第三号並

びに第十七条第三項の規定を除く。）

(外務公務員法の一部改正)

第十三条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項」を「第九十条第一項、第百条第一項、第百一条並びに第百二条第一項」に、「国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項」を「同法第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条及び第百二条第一項」に、「第百条第二項」を「同法第百二条第二項」に改める。

第五条第一項中「第三十四条第一項第五号」を「第八条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第七条第一項中「第三十八条」を「第十一条」に改める。

第八条の見出し中「任免」を「任免等」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材

を登用する必要があると判断するときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずることについて、内閣総理大臣及び内閣官房長官と外務大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずるものとする。

3 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずる場合（前項の協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずる場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

第十七条第一項中「第八十六条」を「第八十七条」に改め、同条第二項中「第八十七条」を「第八十八条」に、「第八十八条」を「第八十九条」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、」を削る。

第十八条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項中「第八十七条」を「第八十八条」に、「第八十八条」を「第八十九条」に改め、「その権限に属する事項については、自らこれを実行

し、その他の事項については、」を削る。

第十九条第一項中「第九十条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条第三項中「人事院」を「第九十条第三項中「人事公正委員会」に改め、同条第三項中「第九十条第三項及び第九十条の二」を「第九十一条第三項及び第九十二条」に改める。

第二十七条中「第百条第一項」を「第百二条第一項」に、「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「ほう助」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第二条第一項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改める。

第四条第一項中「第八十一条の二第二項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に改める。

第五条第一項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第六条の四第一項中「第七十九条」を「第五十二条第一項」に、「休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、」を「派遣（」に、「休職及び当該休職以外の休職」を「派遣及び当該派遣以外の派遣」に、「第八十二条」を「第七十四条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）」、同法第八十二条第一項又は第二項」に改める。

第七条第四項中「国家公務員法第百八条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七条第一項ただし書」に改める。

第十条第一項中「総務省令」を「内閣府令」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

第十一条第一号中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「ホまで」を「ニまで」に、「ホに」を「ニに」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ホを同号ニとする。

第十二条第一項第二号中「第七十六条」を「第七十一条」に、「第三十八条第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「(退職手当審査会等への諮問)」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第七条第一項」に、「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、同条第二項中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に、「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当審査会)

第十八条 公務員庁に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

第五章第一節中第三十一条の前に次の一条を加える。

(定義)

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること(臨時的な任用を除く。)をいう。

二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、

自衛官以外の隊員(非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一

項第二号において同じ。)にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、

自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十四条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官、防衛審議官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

3 前二項に規定する職制上の段階について、防衛省の事務次官及び防衛審議官、官房長及び局長並びに

次長並びにこれらの官職に準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。

第三十一条第一項中「受けた者」の下に「（幹部隊員にあつては、防衛大臣）」を加え、同条第二項中「基準」の下に「（国家公務員法第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

第三十一条の次に次の五条を加える。

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の執務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第三十一条の三 選考による隊員(自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。)の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿(国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。)に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部候補者名簿に記載されている隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものに

については、防衛大臣が、前項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部隊員の昇任等）

第三十一条の四 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任等（隊員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部隊員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職をいう。以下この条において同じ。）について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と防衛大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行うものとする。

2 防衛大臣は、幹部隊員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行う場合を除く。）には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の五 幹部隊員の公募(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

3 防衛大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員その他これに

準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

第三十五条第一項ただし書中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

第三十七条を次のように改める。

（隊員の昇任、降任及び転任）

第三十七条 隊員の昇任及び転任（自衛官にあつては、昇任）は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任及び転任（自衛官にあつては、昇任及び降任。次項において同じ。）については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第四十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

第四十四条の二第一項中「（自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。）」を削る。

第四十四条の四第一項第七号中「（昭和二十二年法律第二百十号）」を削る。

第六十九条第一項中「勤務実績又は能力の実証に基づく」を「人事評価に基づく」に改める。

第十六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

「第三節 派遣（第四十一条の

第四節 分限、懲戒及び保障

「第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）」

目次中 第四節 服務（第五十二条―第六十五条）」

第五節 予備自衛官等

第五節 服務（第五十二条―

第六節 退職管理

第一款 離職後の就職に関

第二款 違反行為に関する

第三款 雑則（第六十五条

第七節 予備自衛官等

二・第四十一条の三）

（第四十二条―第五十一条）

第六十五条）

する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）

調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）

の十一―第六十五条の十三）

に、「第二百二十六条」を「第二百二十七条」に改める。

第三十条の二第一項第五号中「第三十四条第一項第五号」を「第八条第一項第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

第三十一条の見出しを「（任命権者等）」に改め、同条第二項中「及び合格した」を「、合格した」に改め、「種類」の下に「及び課程対象者（国家公務員法第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否か」を加え、同条第三項中「服務」の下に「、退職管理」を加え、「第五十四条第一項」を「第三十一条第一項」に、「、防衛大臣」を「、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊

員以外の隊員の退職管理（第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第百九条第五項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第一百条第八項、第十五条の四第十項、第六十五条の八第一項において準用する同法第一百一十一条から第一百五十五条まで、第一百六条第一項及び第二項、第一百八条並びに第一百四十四条第一項並びに第六十五条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、人事公正委員会が行う。

第三十一条の三第一項中「、次条、第三十一条の六」を「から第三十一条の五まで、第三十一条の八、第三十七条第四項」に、「第六十一条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第三十一条の六第一項中「幹部隊員」の下に「、管理隊員、課程対象者である隊員」を加え、「これら」に改め、同条を第三十一条の八とする。

第三十一条の五第一項中「（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第三十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理職への任用に関する運用の管理）

第三十一条の七 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

(隊員の公募)

第三十一条の五 防衛大臣は、隊員の官職（幹部職を除く。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において隊員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次条において同じ。）を行うときは、防衛省令で定める手続に従って行わなければならない。

第三十三条中「防衛大学校の」を削り、「の教育訓練を受けている者をいう。）、防衛医科大学校の学生（同法）」を「又は」に、「）、生徒」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ。）、生徒」に改める。

第三十四条の見出し中「隊員」を「隊員等」に改め、同条中「に対する本章」を「、臨時的に任用され

た隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章」に、「に定める制限を緩和し、又は排除する」を「の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定める」に改める。

第三十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第三十八条第二項中「前項各号の一に」を「前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに」に改め、「防衛省令で定める場合を除き」を削る。

第四十一条の見出しを「（条件付採用）」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「全て条件付き」に改め、「六月」の下に「（当該隊員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が

九十日に満たない場合にあつては、六月を超え一年を超えない範囲内で防衛省令で定める期間）」を加え、同条第二項中「条件付採用に」を「条件付採用に」に改め、「及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項及び第四十六条第二項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者が同項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された場合及び第四十五条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者が第四十五条の二第一項の規定により採用された場合には、適用しない。

第七十五条第一項中「第三節」を「第四節」に、「並びに第六十一条から第六十三条まで」を「第六十一条から第六十三条まで並びに前節」に改め、同条第二項中「並びに第六十二条及び第六十三条」を「第六十二条、第六十三条並びに前節」に改める。

第五章中第五節を第七節とする。

第五十九条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第四百四十五条第一項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が第六十五条の八第一項において準用する同法第四百四十四条第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

第六十条第二項中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する」及び「（次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。）」を削る。

第六十二条の見出しを「（営利企業に関する制限）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二

項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第五章中第四節を第五節とし、同節の次に次の一節を加える。

第六節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは

は依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又

は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。）が第六十五条の十第二項において準用する国家公務員法第二百二十四条に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に

就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、若年定年等隊員にあつては防衛省令で定める手続により防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

6 国家公務員法第百九条第三項から第五項までの規定は、人事公正委員会が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないよ

うに要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求めらるる場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛省令で定める手續により防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員で

あつた再就職者にあつては人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

9 国家公務員法第一百条第六項から第八項までの規定は、人事公正委員会が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防

衛省令で定めるところにより防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあっては人事公正委員会規則で定めるところにより再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

第二款 違反行為に関する調査等

(若年定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為(前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。)を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写し若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十八条の二第一号及び第二号において同じ。)に係る記録媒体の提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定

年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(審議会への権限の委任)

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

(懲戒手続等)

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に關して懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係

る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第百一条から第百十五条まで、第百十六条第一項及び第二項、第百七条、第百十八条、第百四十四条第一項並びに第百四十五条第一項の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第百一条から第百十五条まで並びに第百十六条第一項及び第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百十三条第一項及び第百十五条第一項中「第百十条第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第百四十四条第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「人事公正委員会」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ、」とあるのは「質問し、」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問させ、」とあるのは「質問し、」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「立ち入り」とあるのは「立ち入り」と、

るのは「質問する」と読み替えるものとする。

(一般定年等隊員等に係る勧告等)

第六十五条の九 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節(第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで及び次款の規定を除く。)の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

2 再就職等監視・適正化委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

3 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る第六十五条の二、第六十五条の三第一項及び第二項並びに第六十五条の四第一項から第五項まで及び第十項の規定の遵守のために必要な事項について、防衛大臣に指導及び助言を行うことができる。

第三款 雑則

(隊員の離職に際しての援助)

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 国家公務員法第二百二十四条の規定は、第四十二条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは、当該任命権者を通じて、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出を受けたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定独立行政法人以外の独立行政法人
- 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）
- 四 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。
- 5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しな

ければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

(再就職後の公表)

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

四 その他政令で定める事項

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定

する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

第四十二条第一号中「第六十一条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第四十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、「又は政令で定める場合」を削り、同条に次の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害又は次章に規定する行動その他政令で定める活動に際して所在不明となつた場合

四 前三号のいずれかに該当することにより休職とされた隊員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないとき。

第四十四条の見出し中「休職の」の下に「期間及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間

二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

第四十四条第三項中「定」を「定め」に改め、同条第四項中「休職の事由が消滅した」を「第一項の規定による休職の期間が終了した」に、「政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければ」を「前条の規定により休職とされた隊員が離職する場合を除き、当該隊員に速やかに復職を命じなければ」に改める。

第四十六条第二項中「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるもの」に使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）を「一般職国家公務員等」に改める。

第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第十九条第一項において「学生」という。）」を「学生」に改める。

第四十九条第七項中「第一項に規定する処分」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 派遣

(隊員の派遣)

第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。

一 当該隊員が、学術に関する調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他防衛大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該隊員が、国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定

独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

2 任命権者は、前項の規定により隊員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該隊員の同意を得て、これを行わなければならない。

（派遣の期間及び効果）

第四十一条の三 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 三年

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

2 任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認め

るときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣された隊員（以下この条において「派遣隊員」という。）及び防衛大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

3 派遣隊員は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 派遣隊員には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給しない。

5 任命権者は、派遣隊員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに、当該派遣隊員を職務に復帰させなければならない。

6 派遣隊員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

第九十八条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第一百八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

第百十八条第一項第四号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

第百十八条の次に次の二条を加える。

第百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなくて証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体の提出を求められ虚偽の事項を記載し若しくは記録した書類若しくは写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体を提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であった者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第四百四十四条第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。）

第一百八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆し

た行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

本則に次の一条を加える。

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

- 二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第十七条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条第二項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による給与は、派遣職員から当該派遣職員の指定する者（当該派遣職員の収入により生計を維持する者又は当該派遣職員の親族に限る。）に支払うよう申出があつた場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項の規定にかかわらず、当該指定する者に支払うことができる。

第六条第二項中「第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める」を「第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）」とあるのは「派遣の期間の初日（第四項において単に「初日」という。）」と、同条第四項中「事故発生日」とあるのは「初日」とし、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない」に改める。

第八条中「（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第三項中「施行日前に」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第二条第一項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同条第二項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、
「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の第二項」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号」に、「職員団体を」を「労働組合を」に改め、同条第四項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同項第二号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、
「国家公務員法第百八条の二第二項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、同条第五項中「職員団体（以下「法人である登録職員団体」という）」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「

法人である登録職員団体等」と総称する」に改める。

第三条第一項中「職員団体は」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は」に改め、「（以下「登録機関」という。）」を削り、同項第一号中「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）」に、「登録された職員団体」を「認証された労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「職員団体を」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を」に改める。

第四条中「第九条第一号又は第五号」を「第九条第一項第一号又は第四号」に、「人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則」を、「中央労働委員会規則」に改める。

第八条第一項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改める。

第九条第一号中「非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を

第三号とし、同条第五号中「で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削り、「、これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、「（次号の混合連合団体を除く。）」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができ。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないことと認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

第二十七条第三号中「法人である登録職員団体」を「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」に、「国家公務員法第百八条の三第六項」を「国家公務員の労働関係に関する法

律第五条第七項」に改め、「又は地方公務員法第五十三条第六項」を削り、「登録の」を「認証の」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

第三十九条中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「登録機関」を「第三条第一項各号に定める機関」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）、「第四十六条第一項、第四十七条第一項第四号並びに第五十四条第一項及び第二項第二号中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第三章第二節の節名中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第五十九条第一項中「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定により認証されたとき、」を加え、「その登録」を「その認証又は登録」に、「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改め、同条第二項中「法人であ

る登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定による認証」を加え、同条第三項及び第四項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三項中「第三条」を「第二条」に改める。

第三条第一項、第四条第二項及び第六条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第七条第六項中「第六十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の採用は、選考によることができる。

第八条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第九条中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十二条第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十六条の表第六条の二の項中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同表第八条第十二項の項中「第八条第十二項」を「第八条第十一項」に改め、同表第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項の項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同表第十九条の四第六項の項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十七条の表第十三条第一項の項及び第十三条第二項の項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十二条中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第二十三条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「第八十一条の五第三項」を「第八十条第三項」に改め、同条第二項中「から第四項までの規定は、」を「の規定は前項の規定による任用について、同条第三項から第五項までの規定は」に、「準用する」を「準用する」に改める。

第二十四条の表第六条の二の項中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同表第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項の項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同表第十九条の八第三項の項中「、第十三条の二及び第十四条」を「及び第十三条の二から第十四条の二まで」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第二十六条第一項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第七条第六項」を「第七条第七項」に、「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に改め、「、これらの規定（第三条第一項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか」を削り、同項の表第三条第一項の項を次のように改める。

<p>第三条第一項</p>	<p>職員（第二十三条第二項</p>	<p>職員（自衛官候補生、第二十三条第二項</p>
	<p>任命権者</p>	<p>自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権</p>

	<p>限を有する者（以下「任命権者」という。）</p>
<p>勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇</p>	<p>自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇</p>
<p>同条の規定により政令で定める期間</p>	<p>防衛省令で定める期間</p>
<p>政令で定める期間内</p>	<p>防衛省令で定める期間内</p>
<p>当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により政令で定める休暇</p>	<p>当該休暇</p>

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中「第八十一条の五第三項」を「第八十条第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改める。

第二十八条中「人事院規則」を「政令」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二十条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「、会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に、「及び各外局の長」を「、各外局の長及び警察庁長官」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(勤務時間等に関する制度に関する調査研究等)

第三条 内閣総理大臣は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

第四条第二項中「職員」を「国家公務員」に改める。

第五条第二項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項又は第八十条第一項」に改める。

第六条第三項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第七条第二項中「には、人事院規則の」を「には、政令で」に改め、同項ただし書中「人事院と協議して、人事院規則の」を「内閣総理大臣と協議して、政令で」に改める。

第八条中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院規則で」を「政令で」に改める。

第九条の見出しを「（休憩時間等）」に改め、同条中「人事院規則の定めるところにより、」を「政令で定めるところにより、おおむね四時間の連続する勤務時間ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間以上の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合 四十五分

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十分

第九条に次の二項を加える。

2 各省各庁の長は、公務の円滑な運営又は職員の健康及び福祉の確保に支障があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の規定と異なる休憩時間を置くことができる。

3 各省各庁の長は、第七条第一項に規定する職員について、同条第二項の規定により勤務時間を割り振る場合又は同条の規定により週休日とされた日に前条の規定により勤務時間を割り振る場合において、当該職員の勤務の性質がその能率の維持等を図るため勤務時間中における一時的な作業の休止を必要とするものであるときは、政令で定めるところにより、当該勤務時間のうち、作業を休止させるべき十分以下の時間を置かなければならない。

第十条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十三条第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、各省各庁の長が前項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定め、これを

公表するものとする。

第十三条の二第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院規則で」を「政令で」に改める。

第十五条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十七条第一項各号及び第二項、第十九条並びに第二十条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十一条中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第二十二条の見出し中「人事院規則」を「政令」に改め、同条中「第十六条から前条までに規定する」

を「この法律に定める」に、「休暇に関する手続その他の休暇」を「この法律の実施」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十三条中「人事院規則」を「政令」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五

号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的な知識又は技術を有する者を、当該知識又は技術を必要とする研究業務であつて特別の計画に基づき実施されるものの能率的な運営のため当該研究業務に五年を超えない期間を定めて従事させる場合（昇任、降任又は転任の方法により欠員を補充することが困難である場合に限る。）

第三条第二項中「前項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項第三号に規定する場合における任期は、同号に規定する特別の計画の期間又は五年のいずれか短い期間（次条第一項において「三号最長期間」という。）を超えない範囲内で、任命権者が定める。

第五条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「同項の」を「前条第二項の」に、「五年を超えな

い」を「五年、第三条第一項第三号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三号最長期間に満たない場合にあつては採用した日から三号最長期間を超えない」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第七条第二項中「及び第二十一条第一項」を「並びに第二十一条第一項及び第二項」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「第二十一条第一項中」を「第二十一条第一項及び第二項中」に改める。

第八条第一項中「第三条」を「第二条」に、「ゆだねる」を「委ねる」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十二条を次のように改める。

（調査研究等）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表す

るものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「治安の確保」の下に「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「、公務の能率的な運営」を加える。

第四條第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三百三十一条に規定する事務

第四條第三項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四條第二項に規定する事務

第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第二十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）」を削る。

第四条第一号から第十五号までを次のように改める。

一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

三 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

四 国民の権利利益の保護又は救済を図るための行政手続に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

五 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六 行政機関（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保

護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

七から十五まで 削除

第四条第十九号イ中「独立行政法人」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター」に改め、同号口中「第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

第六条第一項中「第四条第十号」を「第四条第四号から第六号まで」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第二項中「第四条第九号から第十五号まで」を「第四条第三号から第六号まで」に改め、同

項第一号中「(平成十一年法律第四十二号)」を削り、同項第二号中「(平成十三年法律第四百十号)」を削り、同項第三号中「(平成十五年法律第五十八号)」を削り、同項第四号中「(平成十五年法律第五十九号)」を削る。

附則第二条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する調整に関する事務のうち、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第七十四号、第九十四号、第九十五号、第九十八号、第九十九号、第一百二号及び第一百十一号に掲げる事務で政令で定めるものに係るものに関する重要事項の調査審議に関すること。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(勧告の特例)

第二条の二 総務大臣は、第六条第一項に規定する勧告のほか、当分の間、前条第一項第一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二十四条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「人事院の指定する」を「人事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「、人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第八十二条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第四百四十五条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十五条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外の」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第

二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外の」を削り、「内閣は、第一項」を「内閣総理大臣は、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外の」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「（第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。）」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分^ニの指針の策定又は変更に関する意見の申出）

第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針（次項において単に「指針」という。）の策定又は変更に際しては、あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し

、指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができる。

第三十三条中「第八十五条」を「第八十六条」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十四条中「第百条第四項」を「第百二条第四項」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十六条の見出し中「人事院規則制定」を「人事公正委員会規則制定」に改め、同条中「人事院に」を「人事公正委員会に」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十八条の見出し中「人事院規則」を「政令及び人事公正委員会規則」に改め、同条中「人事院規則」を「政令（第二十一条の二第二項及び第二十二条から前条までの規定の施行に関し必要な事項については、人事公正委員会規則）」に改める。

第三十九条第一項中「、内閣」を「及び内閣」に改め、「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第四十一条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中

「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項（第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十三条」とする。

第四十二条第一項中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

第四十四条第一項中「及び第十八条第三項」を、「第十八条第三項及び第二十一条の二第一項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第二十五条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十四条」を「第二十六条」に改め、同条第二項第四号中「収益」の下に「（法令

の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類する事業として政令で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）を加え、「その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。」であってその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもの」を「次に掲げるものを除く。」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同号に次のように加える。

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を

受けるもの

- ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ニ イからハマまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

第二条第二項第五号中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中「任命権者」とは「の下に」、「次条第一項を除き」を加え、「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第六項を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（基本方針等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、あらかじめ、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して人事交流の制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「官民人事交流基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第四条第二項中「円滑」を「適切」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、官民人事交流基本方針を公表しなければならない。

3 前二項の規定は、官民人事交流基本方針の変更について準用する。

第四条を第三条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

人事公正委員会は、人事公正委員会規則により、次に掲げる事項に関する基準（以下「交流基準」という。）を制定するものとする。

第五条第一項第一号中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第三項中「人事院は」を「人事公正委員会は」に、「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（任命権者等の責務）

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、官民人事交流基本方針及び交

流基準に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

第六条第一項中「人事院は、人事院規則の」を「内閣総理大臣は、政令で」に改め、同条第二項中「人事院は、各省各庁の長等」を「内閣総理大臣は、任命権者」に改める。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

任命権者は、交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業（以下「名簿記載企業」という。）及び職員の同意を得て交流派遣の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で定めるところにより、当該計画を記載した書類を人事公正委員会に提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、その認定を受けなければならない。

2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に交流派遣をすることができる。

第七条第三項を削り、同条第四項中「人事院総裁」を「任命権者」に、「による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、同項」を「により交流派遣をするときは、第一項」に改め、「従って」の下に「、当該計画に記載された名簿記載企業（以下「派遣先

企業」という。)との間において」を加え、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条第二項中「前項の期間は、」を「前条の規定により交流派遣をした任命権者は、当該」に、「当該期間」を「当該交流派遣の期間」に、「人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長等(第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。)の同意を得て、」を「認める場合には、当該交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)の同意及び人事公正委員会の認定を得て、当該」に、「これ」を「交流派遣の期間」に改める。

第九条中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十条第二項第一号中「第一百一条」を「第一百三條」に改める。

第十二条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第四項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、「国家公務員倫理法」の下に「(平成十一年法律第二百二十九号)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一百四條」を「第一百六條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

第十三条第一項中「人事院総裁」を「任命権者」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第四項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に、「職員団体」を「労働組合」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）

第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等

共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第十六条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「第一条の二第二項第一号」を「第一条の二第二項第一号」に、「同条」を「同項及び同条第三項」に改める。

第十八条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を削り、「人事院規則の」を「政令で定めるところにより、名簿記載企業の同意を得て交流採用の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で」に、「その実施に関する」を「当該」に改め、「書類を」の下に「人事公正委員会に」を加え、「人事院の」を「その」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採用をすることができる。

第十九条第三項中「第一項」を「前項」に、「同項の民間企業」を「第一項の認定を受けた計画に従って、当該計画に記載された名簿記載企業（以下「交流元企業」という。）」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第五項ただし書を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 任命権者は、その所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）及び交流元企業の同意並びに人事公正委員会の認定を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第二十条中「前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）を「交流採用職員を交流元企業」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第二十一条第三項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（人事交流の制度の運用状況の報告）

第二十三条 人事公正委員会は、毎年、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第一項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、第七条第一項及び第十九条第一項の規定に基づく認定の状況

2 任命権者は、毎年、内閣総理大臣に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、三年前の年の一月一日後に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあっては、その復帰の日から二年を経過した日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位その他人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項に第一項の報告書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

第二十四条第一項中「、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項」を「及び第五項、第三条、第四条第二項」に、「第十三条第三項を」を「前条を」に、「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に、「規定中「人事院規則」を「規定（第二十四条を除く。）中「人事公正委員会規則」に、「第二条第二項第五号中「人事院」を「第二条第二項第五号、第六条及び第二十三条中「内閣総理大臣」に、「同条第三項中「職員」を「第二条第三項中「職員」に、「第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四

項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」を「第四条第一項中「人事公正委員会は」とあるのは「内閣は」と、「次に掲げる」とあるのは「一般職に属する国家公務員の例に準じて、次に掲げる」と、第五条中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「官民人事交流基本方針及び交流基準」とあるのは「交流基準」と、第七条第一項中「人事公正委員会に」とあるのは「防衛大臣に」と、第八条第二項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」に

、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第百四条」を「第百六条」に、「同条第四項中「国家公務員法第八十二条」を「同条第五項中「国家公務員法第八十二条第一項又は第二項」に改め、「国家公務員倫理法」の下に「（平成十一年法律第二百二十九号）」を加え、「第二十三条第一項及び」を「第二十三条第二項及び」に、「第十九条第二項中「人事院の」を「第十九条第一項中「人事公正委員会に」に、「防衛大臣の」を「防衛大臣に」と、同条第六項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」に、「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」を「第二十三条第一項中「人事公正委員会」に、「内閣は、毎年、国会」を「防衛大臣」と、第二十四条中「政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）」とあるのは「政令」に改め、同条第二項中「第七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第五項の承認」を「第七条第一項、第八条第二項並びに第十九条第一項及び第六項の認定」に改め、同条第三項中「第七条第三項」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第三項」を「第七条」に、「第六項」を「次項」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条を第二十六条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

(政令等への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に關する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

(法令の制定改廃に關する通知等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定若しくは改廃若しくは官民人事交流基本方針の策定若しくは変更の立案又は第二条第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知するものとする。

2 人事公正委員会は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、官民人事交流基本方針の策定若しくは変更又は第二条第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに關し意見を申し出ることができる。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律の一部改正)

第二十六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同項第三号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条第一項及び第六条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第八条第二項中「及び第二十一条第一項」を「並びに第二十一条第一項及び第二項」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「第二十一条第一項中」を「第二十一条第一項及び第二項中」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条を次のように改める。

（調査研究等）

第十一条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第四条第五項中「すべて」を「全て」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第十項中「第四百四条」を「第百六条」に改める。

第五条第三項及び第七条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条第二項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第九条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「第一条の二第二項第一号」を「第一条の二第二項第一号」に、「同条」を「同項及び同条第三項」に改める。

第十一条第三項、第十二条第二項及び第十三条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十四条第四項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第二十条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第二十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十三条」を「第六十七条」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項及び第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項第一号中「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十九条第一号」を「第七十四条第一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項第二号中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「国家公務員法第八十条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七条第一項ただし書」に、「職員団体」を「労働

組合」に改める。

第四条第一号中「第七十八条第二号」を「第七十三条第二号」に改め、同条第二号中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同条第四号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第六号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条及び第六条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第七条中「第七十三条」を「第六十七条」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条中「人事院規則」を「政令」に、「第七十三条」を「第六十七条」に改める。

第十条中「第二条第三項第十三号」を「第二条第三項第十八号」に、「人事院規則」を「政令」に改め

、同条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第六十七条」に改め、同表第三条第三項第一号の項中

「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第七十九条第一号」を「第七十四条第一号」に改め、同表第

三条第三項第二号の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同表第三条第三項第

三号の項中欄中「国家公務員法第八十条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（

平成二十三年法律第 号) 第七条第一項ただし書」に改め、同項下欄中「国家公務員法第百八条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書」に改め、同表第四条第一号の項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十八条第二号」を「第七十三条第二号」に改め、同表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第十一条中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第六十七条」に改め、同表第三条第三項第一号の項中「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第七十九条第一号」を「第七十四条第一号」に改め、同表第三条第三項第二号の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同表第四条第一号の項中「第七十八条第二号」を「第七十三条第二号」に改め、同表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同表第四条第五号の項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第四十六条第二項」を「第四十条第三項」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第二十九条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その他の人事院規則」を「その他これらに類する職員として政令」に改め、同条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第四条第二項中「、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き」を削る。

第六条第二項中「人事院規則」を「これに類するものとして政令」に改める。

第七条中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第八条第二項中「国家公務員法第百八条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七条第一項ただし書」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十条中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に改め、「、これらの規定中「人事

院規則」とあるのは「政令」とを削る。

(国家公務員制度改革基本法の一部改正)

第三十条 国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「事務を」を「事務のうち、第八号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務(幹部職員に係るものに限る。）」については「に改め、「一元的に」の下に「行い、その他の事務については内閣府において一元的に」を加える。

第十一条の見出し中「内閣人事局」の下に「及び公務員庁」を加え、同条中「により内閣官房」の下に「及び内閣府」を、「内閣人事局を」の下に「、内閣府に公務員庁を」を加え、「措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を目途として」を「措置を」に改め、同条第一号中「内閣官房長官」の下に「(内閣人事局の事務に係るものに限る。）」及び内閣総理大臣」を加え、「に掲げる」を「の規定に基づき同項に規定する」に改め、同条第二号中「内閣官房」を「内閣府」に改める。第二十条を次のように改める。

(事務)

第二十条 本部に関する事務は、公務員庁において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第三条中内閣法第十二条の改正規定、第五条のうち特定独立行政法人等の労働関係に関する法律目次の改正規定及び同法第三十七条を同法第三十八条とし、同法第三十六条を同法第三十七条とし、同法第七章中同条の前に一条を加える改正規定、第十一条の規定、第十三条中外務公務員法第八条の改正規定、第十五条の規定並びに第三十条中国国家公務員制度改革基本法第五条第四項の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第十条、第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第四項、第六項及び第七項、第二十五条第三項から第五項まで、第三十条並びに第三十一条第一項の規定 公布の日

- 二 第二条中国国家公務員法附則第十六条の改正規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年

法律第 号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

(自衛隊法の一部改正に伴う調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日が防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第十五条の規定による改正後の自衛隊法第三十条の二第一項第六号及び第三項の規定の適用については、同号中「事務次官、防衛審議官」とあり、及び同項中「事務次官及び防衛審議官」とあるのは、「事務次官」とする。

(総務省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第三条 施行日が行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日以後となる場合には、第二十三条のうち次の表の上欄に掲げる総務省設置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の改正規定	五 行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十	五 行政機関(行政機関の保有する
	情報)の公開に関する法律(平成十	個人情報)の保護に関する法律(平

一年法律第四十二号) 第二条第一項に規定する行政機関をいう。) 及び独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。) の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) 第二条

成十五年法律第五十八号) 第二条第一項に規定する行政機関をいう。) 及び独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。) の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六から十五まで 削除

規定	第二十五条第二項の改正	第六条第一項の改正規定	
同項第一号中「（平成十一年法律第	第四条第三号から第六号まで	第四条第四号から第六号まで	<p>第一項に規定する行政機関をいう。 及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>七から十五まで 削除</p>
同項第一号中「（平成十五年法律第	第四条第三号から第五号まで	第四条第四号、第五号	

	<p>四十二号)」を削り、同項第二号中「(平成十三年法律第四百十号)」を削り、同項第三号中「(平成十五年法律第五十八号)」を削り、同項第四号</p>	<p>五十八号)」を削り、同項第二号</p>
--	--	------------------------

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第一号に定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の国家公務員法(以下「第一条による改正後の法」という。)第三十四条第一項第六号に規定する幹部職に任用される者について、第一条による改正後の法第六十一条の二第二項から第四項まで、第六十一条の三及び第六十一条の四の規定は適用せず、第一条による改正後の法第五十七條中七条並びに第五十八条第一項及び第三項の規定の適用については、第一条による改正後の法第五十七條中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「採用」と、第一条による改正後の法第五十八条第一項及び第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるの

は「転任」とする。

2 前項の政令で定める日までの間は、第一条による改正後の法第六十一条の五第一項に規定する幹部職員
の公募について、第一条による改正後の法第六十一条の二第一項第三号及び第六十一条の五の規定は、適
用しない。

第五条 人事官であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、
この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 人事官であつた者は、施行日以後、人事官でなくなった日から起算して一年を経過する日までの間は、
人事公正委員会の官職以外の官職に、これを任命することができない。

3 施行日前に人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第二条の規定による改正前の国家公務員法（以
下「旧国家公務員法」という。）第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、
第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）第十一条の規定にかかわ
らず、官職に就く能力を有しない。

第六条 新国家公務員法第十四条に規定する試験機関は、施行日前に行われた採用試験を不正の手段によつ

て受けた者又は旧国家公務員法若しくは旧国家公務員法に基づく人事院規則に違反した者に対しては、当該試験機関に相当する旧国家公務員法第四十八条に規定する試験機関がした合格の決定を取り消すことができる。

第七条 新国家公務員法第二章第二節第八款の規定は、施行日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日までの間は、適用しない。

2 前項の場合において、施行日から同項の政令で定める日までの間、新国家公務員法第四条第二項、第四十一条及び第四十七条の規定の適用については、同項中「種類及び第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」とあるのは「種類」と、新国家公務員法第四十一条第一項中「含む」第五十一条において同じ」とあるのは「含む」と、同項第一号中「この項及び第四十九条第一項」とあるのは「この項」と、同項第二号中「、第四十六条並びに第五十一条」とあるのは「並びに第四十六条」と、新国家公務員法第四十七条第一項中「この款及び次款」とあるのは「この款」と、「第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者その他」とあるのは「その他」とする。

第八条 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合において休職にされ

ている職員のうち、新国家公務員法第五十二条第一項各号に掲げる場合に該当する場合において休職にさ
れていると認められるものは、施行日に同項の規定により派遣された職員となるものとする。この場合に
おいては、当該派遣の期間には、当該休職の期間を通算するものとする。

第九条 旧国家公務員法第八十四条第二項の規定に基づき人事院が行った職員に対する懲戒処分の効果につ
いては、なお従前の例による。

第十条 新国家公務員法第三百三十四条第一項の規定による人事公正委員会の委員長及び委員の任命のため
に必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

第十一条 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第六条の八第一項の規定により任命された再就職等監
視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ施行日に、新国家公務員法第五十三条第一項の規定に
より再就職等監視・適正化委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、
その任命されたものとみなされる者の任期は、新国家公務員法第五十四条第一項の規定にかかわらず、
旧国家公務員法第六条の八第一項の規定により任命された再就職等監視委員会の委員長又は委員として
のそれぞれの任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第百六条の七第四項の規定により指名された委員である者は、施行日に、新国家公務員法第百五十二条第四項の規定により委員長職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 旧国家公務員法第百六条の十二第一項に規定する再就職等監視委員会の委員長又は委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第百六条の十四第五項の規定により任命された再就職等監視委員会の再就職等監察官である者は、施行日に、新国家公務員法第百五十九条第五項の規定により、再就職等監視・適正化委員会の再就職等監察官として任命されたものとみなす。

第十二条 内閣総理大臣は、新国家公務員法に基づく職員の任免、分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃の立案に際しては、施行日前において、新国家公務員法第百四十七条第一項の規定の例により、人事院に通知することができる。

2 人事院は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対

し、前項の規定による通知に係る政令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

3 第一項の規定によりされた人事院への通知は、この法律の施行後は、新国家公務員法第四百四十七条第一項の規定によりされた人事公正委員会への通知とみなす。

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第二項に規定する職員に対する新国家公務員法第二章第二節の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第五条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 中央労働委員会の委員の定数のうち第六条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は、旧国家公務員法第百八条の三（第十二条の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により登録された職員団体又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第百二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業（同条第二号に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業と同条第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合が行うものとする。

2 中央労働委員会の委員の定数のうち第六条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同法第十九条の五第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会の委員の数が第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第一項に規定する数に達する日から、その任命の際現に中央労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 附則第二十四条第一項の規定により国家公務員倫理審査会の会長又は委員として任命されたものとみなされた者のうち常勤の会長又は常勤の委員が受ける俸給月額は、施行日を含む任期に係る期間は、第八条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、国家公務員倫理審査会の常勤の会長にあつては百四十四万千円、国家公務員倫理審査会の常勤の委員にあつては百二十万四千円とする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 内閣は、第九条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次項において「新一般職給与法」という。)第六条の二第二項及び第十条の二第三項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、会計検査院の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の規定により会計検査院の職員の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、会計検査院の意見を聴くことができる。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条第一項に規定する被災職員と同法第四条第一項に規定する平均給与額を計算する場合において、当該被災職員について同項に規定する期間中に第十条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第四条第三項第六号に該当する日があるときは、第十条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条第三項の規定の適用については、同項第六号中「労働組合」とあるのは、「労働組合又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第二条の規定による改正前の国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体」とする。

（外務公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 附則第四条第一項の政令で定める日までの間は、第十三条の規定による改正後の外務公務員法第八条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 旧国家公務員法第七十九条の規定による休職のうち、職員を第十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業

務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして同項の政令で定める要件を満たすものは、第十四条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第六条の四第一項の規定の適用については、新国家公務員法第五十二条第一項の規定による派遣のうち、職員を新退職手当法第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための派遣及び当該派遣以外の派遣であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして同項の政令で定める要件を満たすものとみなす。

2 旧国家公務員法第八十条の六第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間は、新退職手当法第七条第四項の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

3 施行日に人事官であつた者については、新退職手当法第十一条第二号の規定にかかわらず、人事公正委員会を同号に定める退職手当管理機関とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 附則第一条第一号に定める日から起算して一年を経過する日までの間は、第十五条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第三十条の二第二項中「防衛省令で」とあるのは「防衛大臣が」とし、当該期間における同条第一項第六号に規定する幹部隊員以外の隊員の採用、昇任、降任及び転任（同号に規定する幹部職への任命に該当するものを除く。）については、新自衛隊法第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 附則第一条第一号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、新自衛隊法第三十一条第二項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」とあるのは「人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）又はその他の能力の実証」と、新自衛隊法第三十一条の二、第三十一条の三第二項、第三十七条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

3 附則第四条第一項の政令で定める日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部

職に任用される者について、第一条による改正後の法第六十一条の二第二項から第四項まで並びに新自衛隊法第三十一条の三及び第三十一条の四の規定は適用せず、新自衛隊法第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「昇任」は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とあるのは「昇任」は」と、同条第三項中「については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とあるのは「については」とする。

4 附則第四条第一項の政令で定める日までの間の新自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職に任用される者の採用、昇任及び転任については、新自衛隊法第三十五条及び前項の規定により読み替えて適用される新自衛隊法第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 附則第四条第一項の政令で定める日までの間は、新自衛隊法第三十一条の五第一項に規定する幹部隊員の公募について、同条及び第一条による改正後の法第六十一条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

第二十二條 附則第七条第一項の政令で定める日までの間は、第十六條の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第三十一条及び第三十一条の八の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中「種類及び課程対象者（国家公務員法第四十九条第二項第二号に規定する課

程対象者をいう。以下同じ。) であるか否か又は課程対象者であつたか否か」とあるのは「種類」と、新自衛隊法第三十一条の八第一項中「管理隊員、課程対象者である隊員」とあるのは「管理隊員」とする。

2 この法律の施行の際現に第十六条の規定による改正前の自衛隊法（次項において「旧自衛隊法」という。）第四十三条の政令で定める場合において休職にされている隊員のうち、新自衛隊法第四十一条の二第一項各号に掲げる場合に該当する場合において休職にされていると認められるものは、施行日に同項の規定により派遣された隊員となるものとする。この場合においては、当該派遣の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

3 防衛大臣がした旧自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分（同条第二項の規定に係るものに限る。）に関する同条第五項に規定する事項であつて、同項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

4 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（次項において「防衛庁に係る隊員」という。）であつた者であつて、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日前に防衛庁を離職したものは、離職の際同法第二条の規

定による改正後の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であつたものとみなして、新自衛隊法第三十一条第三項及び第四項並びに第五章第六節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

5 防衛庁に係る隊員であつた者に対する新自衛隊法第六十五条の四の規定の適用については、同条第一項中「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は離職前五年間に在職していた防衛庁局等組織（防衛庁に置かれていた官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。次項において同じ。）の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第二項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁に置かれていた部の部長若しくは課の課長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「者として政令で定めるもの」とあるのは「者として政令で定めるもの又は当該職に就いていたときに在職していた防衛庁局等組織の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第三項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定

めるもの又は防衛庁の事務次官若しくは内部部局に置かれていた局の局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とする。

6 新自衛隊法第六十五条の十一第三項第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に存する第十八条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（以下「旧法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である職員団体等であつて、同条第二項に規定する国家公務員職員団体であるもの及び同条第四項に規定する混合連合団体である構成団体に同条第二項に規定する国家公務員職員団体を含むものは、施行日において、第十八条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（以下「新法人格付与法」という。）第二

条第五項に規定する法人である職員団体等となり、同一性をもって存続するものとする。

2 新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である職員団体等について、国家公務員の労働関係に関する法律附則第三条第三項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証がその効力を失った場合（当該法人である職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに同法第五条第一項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）

）の規定により認証を申請した場合において認証されたときを除く。）は、新法人格付与法第二十七条の規定の適用については、同条第三号に掲げる事由に該当するものとみなす。

3 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧法人格付与法第二条第二項に規定する国家公務員職員団体及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第二項に規定する国家公務員職員団体を含むものに係る職員団体等登記簿は、新法人格付与法第二条第二項に規定する国家公務員労働組合及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第二項に規定する国家公務員労働組合を含むものに係る職員団体等登記簿とみなす。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の国家公務員倫理法（以下「旧国家公務員倫理法」という。）第十四条第一項の規定により任命された国家公務員倫理審査会の会長又は委員である者（同条第二項の規定により人事官のうちから内閣が任命した者（以下「人事官委員」という。）を除く。以下同じ。）は、それぞれ施行日に、第二十四条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下「新国家公務員倫理法」という。）第十四条第一項の規定により国家公務員倫理審査会の会長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新国家公務員倫理法第十五条第一項の規定にかかわらず、旧国家公務員倫理法第十四条第一項の規定により任命された国家公務員倫理審査会の会長又は委員としてのそれぞれの任期の施行日における残任期間と同一の間とする。

2 この法律の施行の際現に旧国家公務員倫理法第十三条第四項の規定により指名された委員である者は、施行日に、新国家公務員倫理法第十三条第四項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 施行日の前日において人事官委員である者の任期は、旧国家公務員倫理法第十五条の規定にかかわらず

、その日に満了する。

4 第二十四条並びに第一項及び前項の規定の施行に伴い新たに任命されることとなる国家公務員倫理審査会の委員については、新国家公務員倫理法第十四条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

5 旧国家公務員倫理法第十八条第一項に規定する国家公務員倫理審査会の会長又は委員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

6 内閣総理大臣は、新国家公務員法第八十二条第三項の指針を定めようとするときは、施行日前においても、新国家公務員倫理法第二十一条の二第一項の規定の例により、国家公務員倫理審査会に通知することができる。

7 国家公務員倫理審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る指針の策定に関し意見を申し出ることができる。

8 第六項の規定によりされた国家公務員倫理審査会への通知は、この法律の施行後は、新国家公務員倫理

法第二十一条の二第一項の規定によりされた国家公務員倫理審査会への通知とみなす。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に交流派遣(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。)されている職員に係る第二十五条の規定による改正前の同法第七条第三項及び第四項の規定により人事院総裁が実施した交流派遣及び締結した取決めは、同条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命された日の前日に当該職員が占めていた官職の任命権者が、施行日において、第二十五条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下「新官民人事交流法」という。)第七条第二項及び第三項の規定によりした交流派遣及び締結した取決めとみなす。

2 この法律の施行の際現に交流派遣をされている職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、第二十五条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命された日の前日に占めていた官職の属する機関の職員となるものとする。

3 内閣総理大臣は、新官民人事交流法第三条第一項に規定する官民人事交流基本方針の策定に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

4 内閣総理大臣は、新官民人事交流法に基づく政令の制定若しくは改廃の立案をしようとする場合又は前項の場合には、施行日前において、新官民人事交流法第二十五条第一項の規定の例により、人事院に通知することができる。

5 人事院は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る政令の制定若しくは改廃又は官民人事交流基本方針の策定に関し意見を申し出ることができる。

6 第四項の規定によりされた人事院への通知は、この法律の施行後は、新官民人事交流法第二十五条第一項の規定によりされた人事公正委員会への通知とみなす。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第二十八条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項第一号の人事院規則で定める休職の期間は、第二十八条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に

関する法律第三条第一項の規定の適用については、同条第三項第一号の政令で定める休職の期間とみなす。

2 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間は、第二十八条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。

(処分等の効力)

第二十七条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によってした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

(命令の効力)

第二十八条 旧法令の規定により発せられた総務省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府令としての効力を有するものとする。

2 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の

施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもって規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。

3 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される政令をもって規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の政令としての効力を有するものとする。

4 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する政令の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもって規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

(検討)

第三十一条 政府は、この法律による幹部職員の任用に関する制度の創設の趣旨を踏まえつつ、議院内閣制の下、国家公務員がその役割をより適切に果たす体制を整備する観点から、事務次官その他の幹部職員的位置付け及び役割について検討するものとする。

2 政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係）	1
○	国家公務員法（同右）（第二条関係）	11
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第三条関係）	79
○	検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第四条関係）	82
○	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第五条関係）	83
○	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第六条関係）	88
○	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百零号）（第七条関係）	92
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第八条関係）	96
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第九条関係）	102
○	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第十条関係）	147
○	裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第十一条関係）	167
○	裁判所職員臨時措置法（同右）（第十二条関係）	169
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第十三条関係）	173
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第十四条関係）	177
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第十五条関係）	187
○	自衛隊法（同右）（第十六条関係）	195
○	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七十七号）（第十七条関係）	224
○	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（第十八条関係）	227
○	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）（第十九条関係）	235
○	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第二十条関係）	246

○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第二十一条関係）	254
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第二十二条関係）	260
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第二十三条関係）	265
○	国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（第二十四条関係）	271
○	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（第二十五条関係）	278
○	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第二十六条関係）	293
○	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（第二十七条関係）	297
○	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（第二十八条関係）	303
○	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第二十九条関係）	313
○	国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（第三十条関係）	317

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二～第六十一条の七）</p> <p>第三節～第十節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（人事管理の原則）</p> <p>第二十七条の二 職員^{（傍線）}の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員^{（傍線）}の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款～第四款（同上）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>第三節～第十節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（人事管理の原則）</p> <p>第二十七条の二 職員^{（傍線）}の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員^{（傍線）}の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第三十四条（同上）</p> <p>一～五（同上）</p> <p>（新設）</p>

官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

② (略)

③ 前二項に規定する職制上の段階について、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職、同法第二十一条第一項に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (略)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員の採用（職員の幹部職への任

② (同上)

(新設)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (同上)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命

命に該当するものを除く。)は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② (略)

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有

しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② (同上)

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

(新設)

(新設)

- するか否かを判定するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うものとする。
- 一 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項において同じ。）
 - 二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者
 - 三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者
 - 四 内閣総理大臣が定める一定の行政分野の幹部職に就くことを希望する者であつて、当該一定の行政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣総理大臣が定めるものを満たす者
 - ② 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。
 - ③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
 - ④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的な、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
 - ⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。
（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第六十一条の三 選考による職員採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等)

第六十一条の四 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任等（職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職をいう。以下この条において同じ。）について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と当該任命権者との協議を求めるところができる。この場合において、協議が調つたときは、当該任命権者は、当該協議に基づいて幹部職員の昇任等

(新設)

(新設)

を行うものとする。

② 任命権者は、幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

（幹部職員の公募）

第六十一条の五 幹部職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

② 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができる。

③ 任命権者は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、この款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員その他これに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の

（新設）

（新設）

規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(特殊性を有する幹部職の特例)

第六十一条の七 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関

(内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。)、人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職(当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員)の幹部職への任命に該当するものを除く。」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任(職員)の幹部職への任命に該当するものを除く。」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの(次条第一項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受けられる場合に限る。)」とする。

②

警察庁の幹部職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項、第六十一条の四第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員)の幹部職への任命に該当するものを除く。」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任(職員)の幹部職への任命に該当するものを除く。」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合(前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。)」とあるのは「職員(の選考による採用

(新設)

、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができると、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第二項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合に限る。）」とする。

③

内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五第二項の規定は適用せず、第六十一条の四第二項並びに第六十一条の五第一項及び第三項の規定の適用については、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理

大臣」と、第六十一条の五第一項中「次項の協議が調つたとき、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「協議又は当該通知」とあるのは「通知」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、幹部職」とあるのは「幹部職」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 (略)

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実^{に照らして、勤務実績がよくない場合}（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

二 四 (略)

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (略)

(設置)

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 (同上)

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実^{に照らして、勤務実績がよくない場合}

二 四 (同上)

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (同上)

(設置)

第百六条の五 (略)

② (略)

一・二 (略)

三 前三条の規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(勧告)

第百六条の二十一 (略)

②・③ (略)

④ 委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第百六条の五 (同上)

② (同上)

一・二 (同上)

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(勧告)

第百六条の二十一 (同上)

②・③ (同上)

(新設)

改正案	第一条による改正後の国家公務員法
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第三条―第六条）</p> <p>第二節 任免（第七条）</p> <p>第一款 通則（第八条―第十四条）</p> <p>第二款 採用試験（第十五条―第二十三条）</p> <p>第三款 採用候補者名簿（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第四款 選考（第二十八条―第三十条）</p> <p>第五款 任用（第三十一条―第三十九条）</p> <p>第六款 休職、復職、退職及び免職（第四十条）</p> <p>第七款 幹部職員の任用等に係る特例（第四十一条―第四十八条）</p> <p>第八款 幹部候補育成課程（第四十九条―第五十一条）</p> <p>第三節 派遣（第五十二条・第五十三条）</p> <p>第四節 給与（第五十四条）</p> <p>第一款 通則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第二款 給与の支払（第五十九条―第六十二条）</p> <p>第五節 人事評価（第六十三条―第六十五条）</p> <p>第六節 能率（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第七節 分限、懲戒及び保障（第六十九条）</p> <p>第一款 分限</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 中央人事行政機関（第三条―第二十六条）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第二十七条―第三十二条）</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十三条）</p> <p>第一款 通則（第三十四条―第四十一条）</p> <p>第二款 採用試験（第四十二条―第四十九条）</p> <p>第三款 採用候補者名簿（第五十条―第五十三条）</p> <p>第四款 任用（第五十四条―第六十条）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の七）</p> <p>第三節 給与（第六十二条）</p> <p>第一款 通則（第六十三条―第六十七条）</p> <p>第二款 給与の支払（第六十八条―第七十条）</p> <p>第四節 人事評価（第七十条の二―第七十条の四）</p> <p>第五節 能率（第七十一条―第七十三条）</p> <p>第六節 分限、懲戒及び保障（第七十四条）</p> <p>第一款 分限</p>

第一目	降任、休職、免職等（第七十条―第七十六条）
第二目	定年（第七十七条―第八十一条）
第二款	懲戒（第八十二条―第八十六条）
第三款	保障
第一目	勤務条件に関する行政措置の要求（第八十七条―第八十九条）
第二目	職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第九十条―第九十五条）
第三目	公務傷病に対する補償（第九十六条・第九十七条）
第八節	服務（第九十八条―第一百七条）
第九節	退職管理
第一款	離職後の就職に関する規制（第一百八条―第一百十条）
第二款	再就職等規制違反の調査等（第一百十一条―第一百八条）
第三款	雑則（第一百九条―第二百四条）
第十節	退職年金制度（第二百五条・第二百六条）
第十一章	雑則（第二百七条・第二百八条）
第三章	人事公正委員会
第一節	設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第二百九条―第四百八条）
第二節	再就職等監視・適正化委員会（第四百九条―第六十一条）
第三節	国家公務員倫理審査会（第六十二条）

第一目	降任、休職、免職等（第七十五条―第八十一条）
第二目	定年（第八十一条の二―第八十一条の六）
第二款	懲戒（第八十二条―第八十五条）
第三款	保障
第一目	勤務条件に関する行政措置の要求（第八十六条―第八十八条）
第二目	職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第八十九条―第九十二条の二）
第三目	公務傷病に対する補償（第九十三条―第九十五条）
第七節	服務（第九十六条―第一百六条）
第八節	退職管理
第一款	離職後の就職に関する規制（第一百六条の二―第一百六条の四）
第二款	再就職等監視委員会（第一百六条の五―第一百六条の二十二）
第三款	雑則（第一百六条の二十三―第一百六条の二十七）
第九節	退職年金制度（第一百七条・第一百八条）
第十節	職員団体（第一百八条の二―第一百八条の七）

第四章 雑則（第六十三條—第六十九條）

第五章 罰則（第七十條—第七十四條）

附則

第一章 総則

（一般職及び特別職）

第二条 （略）

② （略）

③ （略）

一・二 （略）

三 検査官

四・五 （略）

六 （略）

七 （略）

八 （略）

九 （略）

十 （略）

十一 内閣総理大臣秘書官及び国务大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち政令で指定するもの

十二 （略）

十三 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍

従次長並びに法律又は政令で指定する宮内庁のその他の職員

十四 （略）

十五 （略）

十六 （略）

十七 （略）

十八 （略）

十九 （略）

二十 （略）

第四章 罰則（第九條—第十三條）

附則

第一章 （同上）

（一般職及び特別職）

第二条 （同上）

② （同上）

③ （同上）

一・二 （同上）

三 人事官及び検査官

四・五 （同上）

五の二 （同上）

五の三 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

七の二 （同上）

八 内閣総理大臣秘書官及び国务大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 （同上）

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従

次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 （同上）

十一の二 （同上）

十二 （同上）

十二の二 （同上）

十三 （同上）

十四 （同上）

十五 （同上）

二十一 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十九条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるものうち、政令で指定するものを除く。）

二十二（略）

④ この法律の規定は、一般職に属する全ての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。内閣総理大臣は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及びこの条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤⑥⑦（略）

（削る）

（削る）

第二章 職員に適用される基準

第一節 通則

（平等取扱の原則）

第三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第十一条第四号に規定する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（人事行政の原則）

第四条 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

② 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第四十九条第

十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十九条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるものうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七（同上）

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤⑥⑦（同上）

第二章 中央人事行政機関

第三条（第二十六条）（略）

第三章（同上）

第一節（同上）

（平等取扱の原則）

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（人事管理の原則）

第二十七条の二（新設）

① 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれては

二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

（情勢適応の原則）

第五条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。

（削る）

（労働関係に関する制度）

第六条 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

（削る）

第二節 任免

（任免の根本基準）

第七条 （略）

② （略）

③ 前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は

ならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

（新設）

第二十九条から第三十二条まで 削除

第二節 採用試験及び任免

（任免の根本基準）

第三十三条 （同上）

② （同上）

③ 前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は

、この法律に定めのあるものを除いては、政令で定める。

第一款 通則

(定義)

第八条 (略)

一〇五 (略)

六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定

する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。

②・③ (略)

(欠員補充の方法)

第九条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は政令に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

(採用の方法)

第十条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、次に掲げる場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 (同上)

(定義)

第三十四条 (同上)

一〇五 (同上)

六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員を

(新設)

②・③ (同上)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

一 医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専門的である官職であつて、競争試験による採用の必要がないもの又は競争試験による採用が不適当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合

二 採用しようとする官職に係る第二十四条の採用候補者名簿が第二十七条の規定により失効し、現に有効な採用候補者名簿がない場合又は当該官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合

三 職員であつた者であつて、採用しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力を有すると見込まれる者を採用しようとする場合

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合
(削る)

(欠格条項)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、官職に就く能力を有しない。

一 三 (略)

(削る)

四 (略)

(人事に関する不法行為の禁止)

第十二条 (略)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第三十七条 削除

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 三 (同上)

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 (同上)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 (同上)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第十三条 (略)

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第十四条 試験機関(公務員庁又は採用試験を実施する行政機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。)に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 採用試験

(採用試験の実施)

第十五条 採用試験は、この款の定めるところにより、試験機関が、公正に実施するものとする。

(受験の欠格条項)

第十六条 次条に規定する資格に関する制限のほか、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第十七条 受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的かつ画一的な要件は、政令で定めることができる。

(採用試験の内容)

第十八条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬ。

② 採用試験に係る官職、当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 試験機関は、政令で定めるところにより、合格者を決

第四十条 (同上)

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第四十一条 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的を以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 (同上)

(採用試験の実施)

第四十二条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(受験の欠格条項)

第四十三条 第四十四条に規定する資格に関する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第四十四条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(採用試験の内容)

第四十五条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

(新設)

(新設)

定する方法を定め、採用試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある事項を除き、あらかじめ、公表するものとする。

(採用試験の公開平等)

第十九条 採用試験は、政令で定める受験の資格を有する全ての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

(採用試験の時期及び場所)

第二十条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

(採用試験の告知)

第二十一条 (略)

② 前項の告知には、その採用試験に係る官職についての職務及び責任の概要並びに給与、受験の資格要件、採用試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに内閣総理大臣が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

③ 第一項の規定による公告は、政令で定めるところにより、受験の資格を有する全ての者に対し、受験に必要な事項を周知させることができるように、これを行わなければならない。

④ 内閣総理大臣は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を取り消し、又は変更することができる。

(合格の取消し等)

第二十二条 試験機関は、不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

(新設)

(採用試験の告知)

第四十七条 (同上)

② 前項の告知には、その採用試験に係る官職についての職務及び責任の概要及び給与、受験の資格要件、採用試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

③ 第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に対し、受験に必要な事項を周知させることができるように、これを行わなければならない。

④ 人事院は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならない。

⑤ 人事院は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を取り消し又は変更することができる。

(新設)

用試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(試験に関する報告要求等)

第二十三条 内閣総理大臣は、第十四条の政令で定める行政機関に対し、政令で定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の行政機関が法令に違反して採用試験を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(削る)

(削る)

第三款 採用候補者名簿
(名簿の作成)

第二十四条 試験機関は、政令で定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第二十五条 (略)

(名簿の閲覧)

第二十六条 (略)

(名簿の失効)

第二十七条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は内閣総理大臣の定める事由に該当するときは、内閣総理大臣は、これを失効させることができる。

(新設)

(試験機関)

第四十八条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行う。

(採用試験の時期及び場所)

第四十九条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第三款 (同上)
(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一条 (同上)

(名簿の閲覧)

第五十二条 (同上)

(名簿の失効)

第五十三条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該当するときは、いつでも、人事院は、任意に、これを失効させることができる。

第四款 選考

(選考の実施)

第二十八条 選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする。

② 選考は、選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない。

(選考の告知)

第二十九条 任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告により行わなければならない。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは公庫等に使用される者（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として当該職員であつた者を採用しようとする場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。）に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであることにより、当該選考の告知を行うことが適当でないと認められる場合その他これらに類する場合として政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(選考の受託)

第三十条 公務員庁は、任命権者の委託により、前二条の事務の一部を行うことができる。

第五款 任用

(採用昇任等基本方針)

第三十一条 (略)

② (略)

一 (略)

二 第三十三条の採用試験による採用及び第三十四条の選考による採用に関する指針

三 第三十五条の昇任及び転任に関する指針

四 管理職への任用に関する指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 第三十八条の職員の公募(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。)に関する指針

七 官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の選考による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)に関する指針

八 前各号に掲げるもののほか、職員採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

③ 前項第六号の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

(新設)

第四款 (同上)

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (同上)

② (同上)

一 (同上)

二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針

三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、職員採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

(新設)

④ (略)
⑤ (略)
⑥ (略)

(任命権者)

第三十二条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを内閣総理大臣に提示しなければならない。

③ この法律及びこの法律に基づく政令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

(採用試験による採用)

第三十三条 採用試験による職員の採用は、任命権者が、当該採用試験に係る官職について作成された採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

③ (同上)
④ (同上)
⑤ (同上)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）及び会計検査院長並びに人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

(採用候補者名簿による採用)

第五十六条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

② 前項の規定にかかわらず、任命権者は、当該採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、当該官職と職務の内容が類似し、かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接を行い、その結果を考慮して、当該官職への採用を行うことができる。

(選考による採用)

第三十四条 (略)

(昇任、降任及び転任)

第三十五条 (略)

②・③ (略)

④ 任命権者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

(条件付任用期間)

第三十六条 一般職に属する全ての官職に対する職員の採用又は昇任は、全て条件付のものとし、その職員が、その官職において六月(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間)において勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え一年を超えない範囲内で政令で定める期間)を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件付採用に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 第一項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ特別

(新設)

(選考による採用)

第五十七条 (同上)

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 (同上)

②・③ (同上)

(新設)

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件付のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

(条件付任用期間)

② 条件付採用に関し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

(新設)

職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）、第七十九条第一項に規定する定年退職者等が同項又は第八十条第一項の規定により採用された場合その他政令で定める場合には、適用しない。

（臨時的任用）

第三十七条 任命権者は、政令で定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

② 内閣総理大臣は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は任用される者の資格要件を定めることができる。

③ 内閣総理大臣は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

④ (略)

（職員の公募）

第三十八条 任命権者は、官職（幹部職を除く。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において職員の公募を行うときは、政令で定める手続に従って行わなければならない。

（臨時的任用）

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

② 人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は任用される者の資格要件を定めることができる。

③ 人事院は、前二項の規定又は人事院規則に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

④ (同上)

⑤ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する。

（新設）

(選考による採用に関する報告要求等)

第三十九条 人事公正委員会は、任命権者に対し、人事公正委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

② 人事公正委員会は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

③ 人事公正委員会が前項の規定による指示を行った場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第六款 休職、復職、退職及び免職

(削る)

第四十条 職員の休職、復職、退職及び免職は、任命権者が、この法律及びこの法律に基づく政令に従い、これを行う。

第七款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第四十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。第五十一条において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査(以下「適格性審査」という。)を公正に行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職員を含む。以下この項及び第四十九条第一項において同じ。)

(新設)

第五款 (同上)

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、この法律及び人事院規則に従い、これを行う。

第六款 (同上)

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査(以下「適格性審査」という。)を公正に行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職員を含む。以下この項において同じ。)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（以下「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第四十六条並びに第五十一条において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

三 第四十四条の規定及び自衛隊法第三十一条の六の規定による幹部職員の公募に応募した者

四 (略)

②⑤ (略)

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第四十二条 (略)

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等)

第四十三条 (略)

(幹部職員の公募)

第四十四条 幹部職員の公募は、内閣総理大臣が、次項の協議が調つたとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

②③ (略)

(管理職への任用に関する運用の管理)

第四十五条 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的な、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の五の規定による幹部職員の公募に応募した者

四 (同上)

②⑤ (同上)

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第六十一条の三 (同上)

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等)

第六十一条の四 (同上)

(幹部職員の公募)

第六十一条の五 幹部職員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣が、次項の協議が調つたとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

②③ (同上)

(新設)

② 内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整)

第四十六条 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職(自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

(人事に関する情報の管理)

第四十七条 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② (略)

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第四十八条 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。)、検察庁及び会計検査院の官職(当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)については、第四十一条から第四十五条までの規定は適用せず、第二十八条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十八条並びに前条第一項の規定の適用については、第二十八条第一項中「選考(幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。)」とあるのは「選考」と、第三十四条中

(新設)

(人事に関する情報の管理)

第六十一条の六 内閣総理大臣は、この款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員その他これに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② (同上)

(特殊性を有する幹部職の特例)

第六十一条の七 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。)、人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職(当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任(職

「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第三十五条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第三十八条中「官職（幹部職を除く。）」とあるのは「官職」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第一項の官職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合その他の政令で定める場合に限る。）」とする。

② 警察庁の官職については、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十五条の規定は適用せず、第二十八条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十八条、第四十三条第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第二十八条第一項中「選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）」とあるのは「選考」と、第三十四条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第三十五条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第三十八条中「官職（幹部職を除く。）」とあるのは「官職」と、第四十三条第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員を選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）」

員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第一項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受けられる場合に限る。）」とする。

② 警察庁の幹部職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条第一項及び第三項、第六十一条の四第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員を選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準

に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあっては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第二項の官職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合その他の政令で定める場合に限る。）とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第四十三条第一項及び第四十四条第二項の規定は適用せず、第四十三条第二項並びに第四十四条第一項及び第三項の規定の適用については、第四十三条第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、第四十四条第一項中「次項の協議が調つたとき、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「協議又は当該通知」とあるのは「通知」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、幹部職」とあるのは「幹部職」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする

職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、前条第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（次条第二項の幹部職に就いている職員については、当該職員が適格性審査を受ける場合に限る。）とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第一項及び第六十一条の五第二項の規定は適用せず、第六十一条の四第二項並びに第六十一条の五第一項及び第三項の規定の適用については、第六十一条の四第二項中「幹部職員の昇任等を行う場合（前項の協議に基づいて幹部職員の昇任等を行う場合を除く。）」とあるのは「職員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。）及び免職を行う場合」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、第六十一条の五第一項中「次項の協議が調つたとき、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「協議又は当該通知」とあるのは「通知」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、幹部職」とあるのは「幹部職」と、「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通

第八款 幹部候補育成課程
(運用の基準)

第四十九条 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長その他の機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。次項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

② 前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）

じて内閣総理大臣」とする。
(新設)

(新設)

を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第五十条 各大臣等(会計検査院長を除く。次項において同じ。)は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

(新設)

第五十一条 第四十六条の規定は、任命権者を異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

第三節 派遣

(派遣の場合)

第五十二条 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、

次に掲げる場合には職員を派遣することができる。

一 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、学校、研究所、病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設(次号において「指定研究所等」という。)において従事する場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 当該職員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国(当該職員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。)と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験又は研究(以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。)であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

② 任命権者は、前項の規定により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第五十三条 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超え

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ることができない。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における
派遣 三年

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年
任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する
旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは
、前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣され
た職員（以下この条において「派遣職員」という。）及
び内閣総理大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の
区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内
で、これを延長することができる。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における
派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該
共同研究等が終了する日

③ 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなく
なつたときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰さ
せなければならない。

④ 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務
に復帰するものとする。

⑤ 派遣職員は、職員としての身分を保有するが、職務に
従事しない。派遣職員は、その派遣の期間中、第五十六
条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをし
ない限り、何らの給与を受けてはならない。

第四節 給与

（給与の根本基準）

第五十四条 （略）

② 職員の給与は、生計費、民間における賃金その他の事
情を考慮して定められなければならない。

第一款 通則

第三節 （同上）

（給与の根本基準）

第六十二条 （同上）

（新設）

第一款 （同上）

(法律による給与の支給)

第五十五条 (略)

(俸給表)

第五十六条 (略)

② 俸給表は、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

(給与に関する法律に定めるべき事項)

第五十七条 (略)

(給与に関する制度についての調査研究等)

第五十八条 内閣総理大臣は、職員の給与に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(削る)

(削る)

第二款 給与の支払

(給与の支払の監理)

第五十九条 内閣総理大臣は、職員に対する給与の支払を監理する。

② 職員に対する給与の支払は、この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならない。

(給与簿)

第六十条 (略)

② 給与簿は、いつでも内閣総理大臣が指定する職員が検査し得るようにならなければならない。

(法律による給与の支給)

第六十三条 (同上)

(俸給表)

第六十四条 (同上)

② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

(給与に関する法律に定めるべき事項)

第六十五条 (同上)

(新設)

第六十六条 削除

(給与に関する法律に定める事項の改定)

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要を認めるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に報告をしなければならない。

第二款 (同上)

(新設)

(給与簿)

第六十八条 (同上)

② 給与簿は、何時でも人事院の職員が検査し得るようにならなければならない。

③ 前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与簿の検査)

第六十一条 職員の給与が法令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、内閣総理大臣は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支払に対する措置)

第六十二条 内閣総理大臣は、給与の支払が、法令に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適当な措置をなすほか、必要があると認めるときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

第五節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第六十三条 (略)

(人事評価の実施)

第六十四条 (略)

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(人事評価に基づく措置)

第六十五条 (略)

第六節 能率

(能率の根本基準)

第六十六条 (略)

② 職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他前項の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律及び他の法律に定めるものを除いては、政令で定める。

③ 前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

(給与簿の検査)

第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支払に対する措置)

第七十条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適当な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

第四節 (同上)

(人事評価の根本基準)

第七十条の二 (同上)

(人事評価の実施)

第七十条の三 (同上)

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(人事評価に基づく措置)

第七十条の四 (同上)

第五節 (同上)

(能率の根本基準)

第七十一条 (同上)

② 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

③ 前項の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他の法令に定める民間事業の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定められるものとする。

④ 内閣総理大臣は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならぬ。

（削る）

（能率増進計画）

第六十七条 内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次に掲げる事項について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 五 （略）

② 前項第一号に掲げる事項についての計画は、同項の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならない。

③ 第一項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当たる。

（能率の増進を図るための意見の申出）

第六十八条 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の執行について、関係庁の長に意見を述べることができる。

（新設）

③ 内閣総理大臣（第七十三条第一項第一号の事項については、人事院）は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

第七十二条 削除

（能率増進計画）

第七十三条 内閣総理大臣（第一号の事項については、人事院）及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

一 五 （同上）

（新設）

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣（同項第一号の事項については、人事院）は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

（新設）

第七節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第六十九条 (略)

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、政令(勤務条件に関する行政措置の要求及び職員の意に反する不利益な処分)の審査に関する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等

(身分保障)

第七十条 職員は、法律又はこれに基づく命令で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、第七十三条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十一条 職員が第十一条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(離職)

第七十二条 この法律又は他の法律に定めるもののほか、前条の規定による失職、次条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職、第七十七条の規定による定年による退職その他の職員の離職に関し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

第六節 (同上)

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四条 (同上)

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 (同上)

第一目 (同上)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至ったときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(新設)

(離職)

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十三条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 四 (略)

(本人の意に反する休職の場合)

第七十四条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一・二 (略)

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないとき。

(休職の期間及び効果)

第七十五条 前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職
三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間

二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

② 前項の規定による休職の期間が終了したときは、前条の規定により休職とされた職員が離職する場合を除き、当該職員に速やかに復職を命じなければならない。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 四 (同上)

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一・二 (同上)

(新設)

(新設)

(休職の効果)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

(削る)

③ (略)

(適用除外)

第七十六条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十条、第七十三条から前条まで及び第九十条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

一・二 (略)

② 前項各号に掲げる職員の分限については、同項第一号に掲げる職員にあつては臨時的任用の性質を、同項第二号に掲げる職員にあつては条件付採用の性質を、それぞれ考慮して政令で必要な事項を定める。

第二目 定年

(定年による退職)

第七十七条 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第三十二条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② (略)

- 一 病院、療養所、診療所等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年
- 二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で政令で定めるもの 年齢六十三年
- 三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ (同上)

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

一・二 (同上)

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第二目 (同上)

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② (同上)

- 一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年
- 二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年
- 三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより

定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で政令で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢

③ (略)

(定年による退職の特例)

第七十八条 (略)

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、内閣総理大臣の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(定年退職者等の再任用)

第七十九条 任命権者は、第七十七条第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして政令で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして政令で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で

定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ (同上)

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 (同上)

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範

更新することができる。

③ (略)

第八十条 (略)

② (略)

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第七十七条第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条 (略)

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 (略)

一 この法律若しくは国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

二・三 (略)

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合に

囲内で更新することができる。

③ (同上)

第八十一条の五 (同上)

② (同上)

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 (同上)

第二款 (同上)

(懲戒の場合)

第八十二条 (同上)

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

二・三 (同上)

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された

は、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第七十九条第一項若しくは第八十条第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

③ 内閣総理大臣は、懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

④ 内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（懲戒の効果）
第八十三条 停職の期間は、一年以内とする。

② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十四条の規定による場合のほか、停職の期間中給与を受けることができない。
③ 減給は、一年以内の期間、俸給の月額額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるものとする。

（懲戒権者）
第八十四条 （略）

場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（新設）
（新設）

（懲戒の効果）
第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。
（新設）

（懲戒権者）
第八十四条 （同上）

② 人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合に限り、この法律に規定された調査を経て当該職員を懲戒手続に付することができる。

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

第八十五条 人事公正委員会は、前条第二項の規定による権限を国家公務員倫理審査会に委任する。

（刑事裁判との関係）

第八十六条 懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事公正委員会又は人事公正委員会の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第八十七条 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事公正委員会に対して、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

（事案の審査及び判定）

第八十八条 前条に規定する要求のあつたときは、人事公正委員会は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、かつ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事

② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

（刑事裁判との関係）

第八十五条 懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三款 （同上）

第一目 （同上）

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

（事案の審査及び判定）

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定

案を判定しなければならぬ。

(判定の結果採るべき措置)

第八十九条 人事公正委員会は、前条に規定する判定に基づき、勤務条件に関し一定の措置を必要と認めるときは、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

する審査

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第九十条 (略)

② (略)

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事公正委員会に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第九十一条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事公正委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

②・③ (略)

(不服申立期間)

第九十二条 (略)

(調査)

第九十三条 第九十一条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事公正委員会又はその定める機関は、直ちにその事案を調査しなければならない。

②・③ (略)

④ 前項に規定する者以外の者は、当該事案に関し、人事

しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

第八十八条 人事院は、前条に規定する判定に基づき、勤務条件に関し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 (同上)

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 (同上)

② (同上)

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

②・③ (同上)

(不服申立期間)

第九十一条の二 (同上)

(調査)

第九十二条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

②・③ (同上)

④ 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院

公正委員会に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十四条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事公正委員会は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

② 前条に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事公正委員会は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、かつ、適切な処置を講じ、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事公正委員会は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

③ 前二項の判定は、最終のものであつて、人事公正委員会規則で定めるところにより、人事公正委員会によつてのみ審査される。

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十五条 第九十条第一項に規定する処分であつて人事公正委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事公正委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第三目 公務傷病に対する補償

(公務傷病に対する補償)

第九十六条 (略)

(法律に規定すべき事項)

第九十七条 前条の補償制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。

。に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

② 前条に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

③ 前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第三目 (同上)

(公務傷病に対する補償)

第九十三条 (同上)

(法律に規定すべき事項)

第九十四条 前条の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

一〇三 (略)

(削る)

第八節 服務

(服務の根本基準)

第九十八条 全て職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、政令(政治的行為の制限及び營利企業に關する制限に關する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

(服務の宣誓)

第九十九条 (略)

① (法令及び上司の命令に従う義務並びに團結權の制限及び爭議行為の禁止等)

第一百条 (略)

② 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を圖ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

③ (略)

④ (略)

(信用失墜行為の禁止)

第一百一条 (略)

(秘密を守る義務)

第一百二条 (略)

一〇三 (同上)

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五条 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

第七節 (同上)

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十七条 (同上)

① (法令及び上司の命令に従う義務並びに爭議行為等の禁止)

第九十八条 (同上)

(新設)

② (同上)

③ (同上)

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 (同上)

(秘密を守る義務)

第一百条 (同上)

②・③ (略)

④ 前三項の規定は、人事公正委員会が扱われる調査又は審理の際人事公正委員会から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事公正委員会の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事公正委員会から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事公正委員会が正式に要求した情報について、人事公正委員会に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 第四百四十五条第一項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が行う調査に關する前項の規定の適用については、同項中「人事公正委員会」とあるのは「再就職等監視・適正化委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

（職務に専念する義務）
第三百三条 (略)

（政治的行為の制限）

第三百四条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、人事公正委員会規則で定める政治的行為をしてはならない。

②・③ (略)

（営利企業に關する制限）

第三百五条 (略)

② 前項の規定は、人事公正委員会規則で定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事公正委員会の承認を得た場合には、これを適用しない。

②・③ (同上)

④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

（職務に専念する義務）
第一百一条 (同上)

（政治的行為の制限）

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②・③ (同上)

（私企業からの隔離）

第一百三条 (同上)

② 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

③ 営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事公正委員会は、人事公正委員会規則で定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。

④ 人事公正委員会は、人事公正委員会規則で定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して六十日以内に、人事公正委員会に行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

⑥ 第九十一条第三項並びに第九十三条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第十五条の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

⑦ 第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事公正委員会が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定された職員は、人事公正委員会規則で定めるところにより、人事公正委員会規則で定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限)

第百六条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可(職員が第五十二条第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職

③ 営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。

④ 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して六十日以内に、人事院に行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

⑦ 第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限)

第百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認)を要する。

(職員の職務の範囲)
第七十七条 (略)

(削る)

第九節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制
(他の役員についての依頼等の規制)

第八十条 (略)

② (略)

一 (略)

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条の二において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)

三 第二百二十四条に規定する就職の援助として行う場合

③・④ (略)

(在職中の求職の規制)

第九十九条 (略)

② (略)

一・二 (略)

三 第二百二十四条に規定する就職の援助を受けて、利害

(職員の職務の範囲)

第五十五条 (同上)

(勤務条件)

第六十条 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

② 前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならぬ。

第八節 (同上)

第一款 (同上)
(他の役員についての依頼等の規制)

第六十条の二 (同上)

② (同上)

一 (同上)

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)

三 官民人材交流センター(以下「センター」という。

③・④ (同上)

(在職中の求職の規制)

第六十条の三 (同上)

② (同上)

一・二 (同上)

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、

関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③ 前項第四号の規定による人事公正委員会が承認する権限は、再就職等監視・適正化委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視・適正化委員会に委任された権限は、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視・適正化委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視・適正化委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第一百十条（略）

②④（略）

⑤（略）

一～五（略）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、

当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第一百六条の四（同上）

②④（同上）

⑤（同上）

一～五（同上）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、

又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ 前項第六号の規定による人事公正委員会が承認する権限は、再就職等監視・適正化委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視・適正化委員会に委任された権限は、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧ 再就職等監視・適正化委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視・適正化委員会に対して行うことができる。

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

第二款 再就職等規制違反の調査等

（削る）

又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

第二款 再就職等監視委員会

（設置）

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

(削る)

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 前三条の規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

② 委員は、非常勤とする。

③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の仕事管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は

(削る)

、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができ
③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役職員（第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。）となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員

(削る)

(削る)

(削る)

を罷免しなければならない。

(服務)

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)

第百六条の十四 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第百六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第百六条の十九及び第百六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定め

(削る)

(削る)

(削る)

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百十一条 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為(前三条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)を行った疑いがあると思料するときは、その旨を再就職等監視・適正化委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第百十二条 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、再就職等監視・適正化委員会にその旨を通知しなければならない。

② 再就職等監視・適正化委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、再就職等監視・適正化委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

る。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(事務局)

第百六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為(第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。)を行った疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第百十三条 再就職等監視・適正化委員会は、第百十条第九項の届出、第百十一条の報告その他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② (略)

(共同調査)

第百十四条 再就職等監視・適正化委員会は、第百十二条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、再就職等監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(再就職等監視・適正化委員会による調査)

第百十五条 再就職等監視・適正化委員会は、第百十条第九項の届出、第百十一条の報告その他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合は、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、再就職等監察官に当該調査を行わせることができる。

② (略)

③ 再就職等監視・適正化委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第百十六条 再就職等監視・適正化委員会は、第百十二条第三項(第百十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第百

(任命権者に対する調査の要求等)

第百六条の十八 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② (同上)

(共同調査)

第百六条の十九 委員会は、第百六条の十七第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第百六条の二十 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合は、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② (同上)

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第百六条の二十一 委員会は、第百六条の十七第三項(第百六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第百六条の

十四条若しくは前条第一項の規定により再就職等監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、再就職等監視・適正化委員会に対し、報告しなければならない。

③ 再就職等監視・適正化委員会は、内閣総理大臣に対し、この節及び次章第二節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

④ 再就職等監視・適正化委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(人事公正委員会規則制定の要求)

第一百七十七条 再就職等監視・適正化委員会は、その所掌する事務について、人事公正委員会に対し、案をそなえて、人事公正委員会規則の制定を求めることができる。

(人事公正委員会規則への委任)

第一百八十八条 第十一條から前条までに規定するもののほか、この款の規定の施行に関し必要な事項は、人事公正委員会規則で定める。

第三款 雜則

(任命権者への届出)

第一百九条 (略)

② 前項の届出を受けた任命権者は、第一百九条第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

③ (略)

(内閣総理大臣への届出)

十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

③ 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

④ 委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(新設)

(政令への委任)

第一百六条の二十二 第六條の五から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 (同上)

(任命権者への届出)

第一百六条の二十三 (同上)

② 前項の届出を受けた任命権者は、第一百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

③ (同上)

(内閣総理大臣への届出)

第二百二十条 (略)

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第二百二十一条 内閣総理大臣は、第一百九条第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② (略)

(退職管理基本方針)

第二百二十二条 内閣総理大臣は、あらかじめ、第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員管理に関する基本的な方針(以下「退職管理基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

②④ (略)

(再就職後の公表)

第二百二十三条 在職中に第九条第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 四 (略)

(内閣総理大臣の援助)

第二百二十四条 内閣総理大臣は、第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

第十節 退職年金制度

第二百二十六条の二十四 (同上)

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第二百二十六条の二十五 内閣総理大臣は、第二百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② (同上)

(退職管理基本方針)

第二百六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員管理に関する基本的な方針(以下「退職管理基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

②④ (同上)

(再就職後の公表)

第二百六条の二十七 在職中に第二百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 四 (同上)

(新設)

第九節 (同上)

(退職年金制度)

第二百二十五条 (略)

(退職年金制度に関する意見の申出)

第二百二十六条 内閣総理大臣は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を関係大臣に申し出ることができる。

(削る)

(削る)

第十一節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第二百二十七条 第百条第二項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

(各省各庁の長等が定める勤務条件)

第二百二十八条 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官をいう。)又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法律又はこれに基づく命令の規定に反しない限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができる。

第三章 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第二百二十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(任務)

第三百十条 委員会は、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする。

(退職年金制度)

第二百七条 (同上)

(意見の申出)

第二百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。

第十節 職員団体

第二百八条の二(第百八条の七) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(所掌事務)

第三百三十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情を処理すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

二 第四百四条の規定による職員の政治的行為の制限及び第五百五条の規定による営利企業に関する制限に関する事務

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

四 第五百十条に規定する事務

五 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事務

六 第四百六条の規定により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第三百三十二条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第三百三十三条 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

② 委員は、非常勤とする。

(委員長及び委員の任命)

第三百三十四条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- ② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- ③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
- ④ 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。
- ⑤ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、委員長又は委員となることができない。
- ⑥ 委員長及び委員の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。
- (任期)
- 第百三十五条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 委員長及び委員は、再任されることができる。ただし、引き続き十二年を超えて委員長及び委員に在任することとはできない。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- (身分保障)

(新設)

第三百三十六條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき、又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

三 第十一条第四号に掲げる者に該当することとなつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三百三十七條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三百三十八條 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、第三百三十六條の規定にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

② 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(服務)

第三百二十九條 第二百二條第一項及び第四百四條の規定は、委員長及び委員に準用する。

② 第二百五條第一項及び第二項並びに第三百六條の規定は、委員長に準用する。

③ 委員長は、他の官職を兼ねてはならない。
(給与)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四百十条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(新設)

(委員長)

第四百十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(新設)

② 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四百十二条 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(新設)

② 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

③ 委員会が第三十六条第四号の規定による認定をするには、前二項の規定にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者の一致した議決がなければならない。

④ 委員長に事故がある場合の第一項及び第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長の職務を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第四百十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、人事公正委員会規則を制定することができる。

(新設)

(人事公正委員会の調査)

第四百十四条 委員会又はその指名する者(前章第九節第一款に定める事項(以下「再就職等規制」という。))については、委員会(は、委員会の所掌する事項に関し、調査することができる。

(新設)

- ② 委員会又は前項の規定により指名された者（再就職等規制については、委員会）は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に係るがあるとき認められる書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第百六十三條第二項において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができる。
- ③ 委員会は、第一項の調査（再就職等規制に関して行われるものに限る。）に関し必要があるときは、当該調査の対象である職員若しくは職員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ④ 委員会は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- ⑤ 前二項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- ⑥ 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （調査に関する権限の委任）
- 第百四十五條 委員会は、前條の規定による権限のうち再

（新設）

就職等規制に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を再就職等監視・適正化委員会に委任する。

② 委員会は、前条の規定による権限のうち職員の仕事に係る倫理の保持に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

（人事行政改善勧告）

第百四十六条 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、人事行政の改善に関する、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

② 前項の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

（法令の制定改廃に関する意見の申出）

第百四十七条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令（職員の任免、分限及び懲戒に関するものに限る。）の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を通知するものとする。

② 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関する意見を申し出ることができる。

（事務局）

第百四十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（設置）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第四百九十九条 人事公正委員会に、再就職等監視・適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第五十条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第九条第三項及び第一百十条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- 二 第四十五条第一項の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。
- 三 再就職等規制の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第五十一条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第五十二条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

② 委員は、非常勤とする。

③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第五十三条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者として

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

の前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
(任期)

第百五十四条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百五十五条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 役職員又は自衛隊員(第百五十三条第一項の政令で定める者を除く。)となつたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができ

(新設)

(新設)

ないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他
委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認め
られたとき。

(罷免)

第五十六条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各
号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を
罷免しなければならない。

(職務)

第五十七条 委員長及び委員は、職務上知ることのでき
た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様
とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体
の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を
除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業
を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つて
はならない。

(給与)

第五十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定め
る。

(再就職等監察官)

第五十九条 委員会に、再就職等監察官を置く。

② 再就職等監察官は、委員会の定めるところにより、次
に掲げる事務を行う。

一 第九十四条第四項及び第一百十条第七項の規定により委
任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第一百十条第九項の規定による届出を受理すること。

三 第一百四十四条及び第一百五十一条第一項の規定による調査
を行うこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 再就職等監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、再就職等監察官は、非常勤とする。

⑤ 再就職等監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

（事務局）

第六十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第六十一条 第四十九条から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 国家公務員倫理審査会

第六十二条 前節に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員倫理法（これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

第四章 雑則

（内閣総理大臣の調査）

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律に定める人事行政に関する事項（第三十一条の規定により人事公正委員会の所掌に属するものを除く。）に関し調査することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

② 内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

(人事記録)

第六十四條 内閣総理大臣は、職員の仕事記録に関することを管理する。

② 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関に、当該機関の職員の仕事に関する一切の事項について、仕事記録を作成させ、これを保管させるものとする。

③ 仕事記録の記載事項及び様式その他仕事記録に關し必要な事項は、政令で定める。

④ 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された仕事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を講ずるものとする。

(統計報告)

第六十五條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、職員の仕事関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

② 内閣総理大臣は、前項の統計報告に關し必要があるときは、関係庁に対し随時又は定期に一定の形式に基づいて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第六十六條 内閣総理大臣又は人事公正委員会は、それぞれ政令又は人事公正委員会規則で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関に行わせることができる。この場合においては、内閣総理大臣又は人事公正委員会は、当該事務に關し、他の機関の長を指揮監督することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(職員の人事行政に関する業務の報告)

第六十七條 内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、毎年、内閣を経て国会に対し、職員の人政に關する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならない。

(人事管理官)

第六十八條 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機關には、人事管理官を置かなければならない。

② 人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機關の長を助け、人事に関する事務をつかさどる。この場合において、人事管理官は、内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれらに対する協力に努めなければならない。

(政令等への委任)

第六十九條 この法律その他の法律及びこれらに基づく命令に定めるもののほか、職員の人政及び人事管理に關する文書の保存に關し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に關する文書については、人事公正委員会規則)で定める。

② この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に關する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

第五章 罰則

第七十條 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 (同上)

第九條 (同上)

- 一 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者
- 二 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員
- 三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員(此の期間内に両議院の同意を経なか

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 一 第三条の規定に違反して差別をした者
- 二 第二十一条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員
- 三 (略)
- 四 第九十四条の規定によつてなされる人事公正委員会の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者
- 五 第二百二条第一項(第三百三十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項又は第二百五十七条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 六 第二百五条(第三百三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して営利企業の地位に就いた者
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第七号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者
- 十二 第六十四条の規定に違反して故意に人事記録の

- つた場合には此の限りでない。)
- 四 第十五条の規定に違反して官職を兼ねた者
- 五 第十六条第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者
- 六 第十九条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者
- 七 第二十条の規定に違反して故意に報告しなかつた者
- 八 第二十七条の規定に違反して差別をした者
- 九 第四十七条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員
- 十 (同上)
- 十一 第九十二条の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者
- 十二 第二百二条第一項若しくは第二項又は第六十六条の第十二項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 十三 第二百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者
- 十四 (同上)
- 十五 (同上)
- 十六 (同上)
- 十七 (同上)
- 十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者
- (新設)

作成、保管又は訂正をしなかつた者

十三 第六十五條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

第七十一條 (略)

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二 第七條第一項の規定に違反して任命をした者

三 第十二條の規定による禁止に違反した者

四 第十三條の規定に違反して虚偽行為を行った者

五 第十四條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

六 第五十五條の規定に違反して給与を支給した者

(新設)

第一百條 (同上)

一 (同上)

二 削除

三 第十七條第二項(第十八條の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。)の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

五の二 第十七條第三項(第十八條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(第十七條第一項の調査の対象である職員(第十八條の三第二項において準用する場合にあつては、同條第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者)を除く。)

六 第十八條の規定に違反して給与を支払つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽行為を行った者

十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三條の規定に違反して給与を支給した者

七 第五十九条第二項の規定に違反して給与の支払をした者
(削る)

八 (略)

九 第八十七条の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

十 第一百条第二項の規定に違反して団体を結成した者
(削る)

十一 何人たるを問わず第一百条第三項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

十二 第一百零二条第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかった者

十三 第一百四十四条第一項(第三百三十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政治的行為の制限に違反した者

十四 第一百四十四条第二項又は第六百六十三条第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

十五 第一百四十四条第二項若しくは第六百六十三条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなく、これに应ぜず、又は第六百六十四条第二項若しくは第六百六十三条第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなく、これに应じなかつた者

十六 第一百四十四条第二項又は第六百六十三条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

十七 第四百四十四条第三項又は第四項の規定による検査

十二 第六十八条の規定に違反して給与の支払をした者

十三 第七十条の規定に違反して給与の支払について故意に適当な措置をとらなかつた人事官

十四 (同上)

十五 第八十六条の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

(新設)
十六 削除

十七 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

十八 第一百零二条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第一百零二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者を除く。）（削る）

② 前項第三号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百七十二条 第九号又は前条第一項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十四号から第十七号までに掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第一百七十三条（略）

一 職務上不正な行為（第八八条第一項又は第九九条第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくははしたること、又は相当の行為をしないこと若しくははしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二（略）

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたこと

二十 第八八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

② 前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十一条 第九号第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第一百二十二条（同上）

一 職務上不正な行為（第六六条の二第一項又は第六六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくははしたること、又は相当の行為をしないこと若しくははしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二（同上）

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつた

情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第百七十四条 (略)

一 第百十条第一項から第四項までの規定に違反して、役員又はこれらの規定に規定する役員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)

二 第百二十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

第十二条 第百二条の規定は、昭和二十三年七月一日前にて職員に相当する者であつた者で同日前に退職した者についても、これを適用する。

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は政令(人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則)をもつて、これを規定することができる。ただし、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

第十四条 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は政令でこれを定める。

第十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)

第十九条から第十九条の十一まで、第二十条から第二十

三条まで、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二

ことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第百十三条 (同上)

一 第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役員又はこれらの規定に規定する役員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

第十二条 第百条の規定は、従前職員であつた者で同条の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

第十四条 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則でこれを定める。

第十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、船員法(昭

十七条の二十四から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、労働安全衛生法及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。

和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第十八条 第百八条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

改 正 案	
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 行政機関の幹部職員の任免に關しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に關する事務</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>第十五条 内閣官房に、内閣人事局を置く。</p> <p>2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。</p> <p>4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。</p>	<p>内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律による改正後の内閣法</p> <p>第十二条 内閣に、内閣官房を置く。</p> <p>② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（同上）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>（新設）</p>

<p>第十六条 (略)</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。</p>	<p>第十五条 (同上)</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第九十八条第一項、第一百条並びに第二百二条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 (同上)</p> <p>4 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第二百一条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>5 (同上)</p>
<p>第十七条 (略)</p> <p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣人事局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十六条 (同上)</p> <p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。</p> <p>3 (同上)</p>
<p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十六条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。</p>	<p>第十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条 (同上)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 第十六条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する</p> <p>第二十條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十六条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。</p> <p>第二十一條 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>第二十四條 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第二十条第一項の規定の適用については、同項中「五人」とあるのは、「十人」とする。</p>	<p>2 (同上)</p> <p>3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。</p> <p>第十九條 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。</p> <p>第二十條 (同上)</p> <p>第二十一條 (同上)</p> <p>第二十二條 (同上)</p> <p>第二十三條 (同上)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (同上)</p> <p>3 当分の間、第十九条第一項の規定の適用については、同項中「五人」とあるのは、「十人」とする。</p>
---	---

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第三条（略） 2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第三条（同上） 2 前項に規定する準則は、法務大臣が総務大臣と協議して、これを定める。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第三十六条―第三十八条） 附則</p> <p>（労働組合法との関係等） 第三条（略）</p> <p>2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第九号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもつて構成する合議体に事件の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて委員会の処分とすることができ、ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の合議体に関する事項その他同項の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（組合のための職員の行為の制限） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年</p>	<p>目次 第一章～第六章（同上） 第七章 雑則（第三十六条・第三十七条） 附則</p> <p>（労働組合法との関係等） 第三条（同上）</p> <p>2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができ、ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（組合のための職員の行為の制限） 第七条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年</p>

(その職員が国家公務員の労働関係に関する法律第七
条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定す
る認証された労働組合の業務に専ら従事したことがあ
る者であるときは、五年からその専ら従事した期間を
控除した期間)を超えることができない。

4
・5 (略)

(国家公務員担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及
び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次
条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他
政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これ
らの事務の処理には、国家公務員担当公益委員、国家
公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定
する国家公務員担当使用者委員(次条第二項及び第二
十九条第二項において「国家公務員担当使用者委員」
という。)及び同法第二十条第三項に規定する国家公
務員担当労働者委員(次条第二項及び第二十九条第二
項において「国家公務員担当労働者委員」という。)
のみが参与する。この場合において、委員会の事務の
処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 (略)

2 前項のあつせんは、委員会の会長が国家公務員担当

(その職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百
十号)第八十条の六第一項ただし書の規定により職員
団体の業務に専ら従事したことがある者であるときは
、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を
超えることができない。

4
・5 (同上)

(特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及
び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次
条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他
政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これ
らの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長
があらかじめ指名する四人の委員及び会長(次条第二
項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において
「特定独立行政法人等担当公益委員」という。)、労
働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政
法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦
に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条
第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政
法人等担当使用者委員」という。)並びに同法第十九
条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国
有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推
薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次
条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行
政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する
。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要
な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 (同上)

2 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法

公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 (略)

4 あつせん員（委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる（削る）

5 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。

(調停委員会)

第二十九条 (略)

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、国家公務員担当公益委員の全員をも

人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 (同上)

4 あつせん員（委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務^レに関して知ることができた秘密を漏らしてはならない

6 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。

(調停委員会)

第二十九条 (同上)

2 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 5 (同上)

(仲裁委員会)

第三十四条 (同上)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の

つて充てる仲裁委員又は委員会の会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、同法第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(抗告訴訟の取扱い)

第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。)若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合(以下この項において「国有林野企業等」と総称する。)に対してしたものである又は国有林野企業等に係る手続において国有林野企業等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第三十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利

全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(新設)

害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六条の規定は、適用しない。

（主務大臣）

第三十七条（略）

（他の法律の適用除外）

第三十八条（略）

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第

六十六条、第六十七条、第七十二条（同法第七十一条の規定による失職、同法第七十三条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職及び同法第七十七条の規定による定年による退職に係る部分を除く。）、第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十八条第二項、第一百条第三項及び第四項、第一百零二条第四項、第一百零四条（同条第一項に規定する再就職等規制に關して行われるものを除く。）、第一百四十五条第二項、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百六十二条から第一百六十五条まで並びに附則第十六条の規定

二（略）

2・3（略）

（主務大臣）

第三十六条（同上）

（他の法律の適用除外）

第三十七条（同上）

一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三

条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第七十一条、第七十三条、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百零四条第二項、第一百零八条の二から第一百零八条の七まで並びに附則第十六条の規定

二（同上）

2・3（同上）

改正案	現行
<p>（中央労働委員会） 第十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、独立してその職権を行う。 （委員の任命等）</p> <p>第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十八人をもつて組織する。</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局長をいう。）、最高裁判所、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において</p>	<p>（中央労働委員会） 第十九条の二（同上）</p> <p>2・3（同上） （新設）</p> <p>（中央労働委員会の委員の任命等）</p> <p>第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」と</p>

同じ。)に規定する認証された労働組合の推薦(労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員(以下この章において「特定独立行政法人職員」という。))若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章において「国有林野事業職員」という。))が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3
・4 (略)

5 公益委員の任命については、そのうち八人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。
6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち三人以内は、常勤とすることができる。

第十九条の四 (略)
(委員の欠格条項)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 (略)

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第四項に規定する職員(国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。)、又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役

いう。)が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3
・4 (同上)

5 公益委員の任命については、そのうち七人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。
6 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。)は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

第十九条の四 (同上)
(委員の欠格条項)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 (同上)

(新設)

員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

四・五 (略)

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち七人が既に属している政党に新たに属するに至った公益委員を直ちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち八人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が七人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に規定する関係当事者間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて団体協約を締結することができない事項に係るもの、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四

(新設)

二・三 (同上)

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 (同上)

2・3 (同上)

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち六人が既に属している政党に新たに属するに至った公益委員を直ちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち七人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が六人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

2 (都道府県労働委員会)

第十九条の十二 (略)

2・5 (略)

6 第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は」と、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会」の同意を得て、公益委員にあつては「両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2・3 (同上)

2 (都道府県労働委員会)

第十九条の十二 (同上)

2・5 (同上)

6 第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「常勤」とあるのは「、条例で定めるところにより、常勤」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては「両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいづれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、同法第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。）に対しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があるとして認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族</p>	<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいづれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。）に対しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があるとして認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族</p>

のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（内閣総理大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるものを含まないものとする。

2 (略)

3 2 (略)

一 一般職給与法第二十三条第一項、第三項、第四項又は第六項の規定により給与の支給を受ける職員
前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第一項、第三項、第四項又は第六項の規定による割合を乗じて得た額

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員その他の内閣総理大臣が定める職員 零

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、内閣総理大臣が定める額とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合

5 (略)

(内閣総理大臣への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。
(削る)

のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（総務大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含まないものとする。

2 (同上)

3 2 (同上)

一 一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける職員 前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額

二 (同上)

三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十条の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。

一・二 (同上)

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合

5 (同上)

(総務大臣への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。
総務大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事

(削る)

(防衛省の職員への準用)

第四条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び前条の規定は、国家公務員法第二条第三項第二十一号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	同法第七十九条第一項又は第八十条第一項	自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の第二項	(略)	(略)	(略)
第二条	国家公務員法第八十二条第一項又は第二	自衛隊法第四十六条	(略)	(略)	(略)
第三条	一般職給与法第二十三	防衛省の職員の給与等	(略)	(略)	(略)
第四項又は第六項	第三条第一項、第三項、第四項又は第六項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第五項	同条第一項、第三項、第四項又は第六項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第六項	同条第二項から第四項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第七項	同条第二項から第四項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第八項	同条第二項から第四項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第九項	同条第二項から第四項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第十項	同条第二項から第四項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)

院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

(人事院の勧告等)

第四条 人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

(防衛省の職員への準用)

第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び前条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	同法第八十一条の四第五項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の第二項	(略)	(略)	(略)
第二条	国家公務員法第八十二	自衛隊法第四十六条	(略)	(略)	(略)
第三条	一般職給与法第二十三	防衛省の職員の給与等	(略)	(略)	(略)
第四項又は第五項	第三条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第六項	同条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第七項	同条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第八項	同条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第九項	同条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)
第十項	同条第二項、第三項又は第五項	に關する法律第二十三	(略)	(略)	(略)

る (削 る)	号 第三 三項
(削 る)	項
(削 る)	
二 項 第 三 條	号 第三 三項
て 人 事 院 の 勸 告 に 基 づ い	
て 務 員 と の 均 衡 を 考 慮 し	一 般 職 に 属 す る 国 家 公

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲） 第一条（略） 一、三（略） （削る） 四（略） 五（略） 六（略） 七（略） 八（略） 九（略） 十（略） （削る） 十一（略） 十二（略） 十三 人事公正委員会委員長 十四（略） 十五（略） 十六（略） 十七・十八（略） 十八の二 再就職等監視・適正化委員会委員長 十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 十九、二十八の二（略） 二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 二十九、四十三（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条（同上） 一、三（同上） 四 人事院総裁及びその他の人事官 五 内閣法制局長官 六 内閣官房副長官 七 内閣危機管理監 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 九 常勤の内閣総理大臣補佐官 十 副大臣 十一 大臣政務官 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員 十三 公正取引委員会の委員長及び委員 十四 国家公安委員会委員 （新設） 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員 十七・十八（同上） 十八の二 再就職等監視委員会委員長 （新設） 十九、二十八の二（同上） （新設） 二十九、四十三（同上）</p>

四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
（第二条第三項第十一号に掲げる秘書官及び裁判官
法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官
の秘書官（以下「秘書官」という。））

四十五・四十六 （略）
四十七 人事公正委員会委員

四十八・五十七の二 （略）

五十七の三 再就職等監視・適正化委員会委員

五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及

び非常勤の委員

五十八・七十二 （略）

七十三 国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる

宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四・七十五 （略）

第三条 （略）

2 第一条第八号又は第十七号から第四十一号までに掲
げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別
表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定
にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分
に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一条第八号に掲げる特別職の職員 百二十二万

八千円

二・三 （略）

3 （略）

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には
、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により

第一条第八号又は第十七号から第四十一号までに掲

四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
（第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判官の
秘書官（以下「秘書官」という。））

四十五・四十六 （同上）
四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非

常勤の委員

四十八・五十七の二 （同上）

五十七の三 再就職等監視委員会委員

（新設）

五十八・七十二 （同上）

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮

内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四・七十五 （同上）

第三条 （同上）

2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲
げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別
表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定
にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分
に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万

八千円

二・三 （同上）

3 （同上）

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には
、総務大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により

第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲

げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 (略)

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官又は会計検査院長 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第四条 第一条第十号から第四十一号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万五千円」とあるのは、「六万七千七百円」と、「内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 (同上)

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第四条 第一条第十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万五千円」とあるのは、「六万七千七百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

「とする。

第七条の三 秘書官の地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。

(削る)

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)

第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは、「内閣総理大臣と協議して」とする。

(侍従次長等の給与)

第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、内閣総理大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
(略)	一、〇六〇、〇〇〇円

「とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の三 秘書官の地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の第四第五項(一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。)において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)

第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする。

(侍従次長等の給与)

第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、総務大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
(略)	一、〇六〇、〇〇〇円

<p>国務大臣 会計検査院長 (削る)</p> <p>(略)</p> <p>副大臣 (削る)</p> <p>公正取引委員会委員長 人事公正委員会委員長 (略)</p> <p>検査官(会計検査院長を 除く。) (削る)</p> <p>内閣危機管理監 (略)</p> <p>(略)</p> <p>常勤の内閣総理大臣補佐 官 (削る)</p> <p>公正取引委員会委員 (略)</p> <p>(略)</p> <p>原子力委員会委員長 再就職等監視・適正化委 員会委員長 国家公務員倫理審査会の 常勤の会長 証券取引等監視委員会委</p>	<p>一、五〇三、〇〇〇円</p> <p>一、四四一、〇〇〇円</p> <p>一、二二八、〇〇〇円</p> <p>一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>一、〇六〇、〇〇〇円</p>
---	---

<p>国務大臣 会計検査院長 人事院総裁</p> <p>(略)</p> <p>副大臣</p> <p>国家公務員倫理審査会の 常勤の会長 公正取引委員会委員長 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>検査官(会計検査院長を 除く。) 人事官(人事院総裁を除 く。) 内閣危機管理監 (略)</p> <p>(略)</p> <p>常勤の内閣総理大臣補佐 官 国家公務員倫理審査会の 常勤の委員 公正取引委員会委員 (略)</p> <p>(略)</p> <p>原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員 長 (新設)</p> <p>証券取引等監視委員会委</p>	<p>一、五〇三、〇〇〇円</p> <p>一、四四一、〇〇〇円</p> <p>一、二二八、〇〇〇円</p> <p>一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>一、〇六〇、〇〇〇円</p>
--	---

員長 (略) 公益認定等委員会の常勤 の委員 国家公務員倫理審査会の 常勤の委員 (略)	九三六、〇〇〇円
--	----------

員長 (略) 公益認定等委員会の常勤 の委員 (新設) (略)	九三六、〇〇〇円
--	----------

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的及び効力）</p> <p>第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十六条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 削除</p>	<p>（この法律の目的及び効力）</p> <p>第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（人事院の権限）</p> <p>第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>二 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。</p> <p>三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。</p> <p>四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、</p>

(給与の支払)

第三条 この法律に基づく給与は、現金で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合においては現金以外のものでも支払い、法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことができる。

2 いかなる給与も、法律又は政令に基づかず職員に對して支払い、又は支給してはならない。

3 (略)

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に對する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期

及び人事院指令を發すること。

五 給与を決定する諸条件の地域差に對應する給与に關する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勸告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。

六 第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。

七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

(給与の支払)

第三条 この法律に基く給与は、第五条第二項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基づかず職員に對して支払い、又は支給してはならない。

3 (同上)

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に對する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当

末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 (略)

第六条 (略)

一 (略) 二 (略)

2 (略)

3 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸の額とする。

2 前項に規定する号俸は、会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

3 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

第七条 内閣総理大臣、各省大臣若しくは会計検査院長(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、政令で定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定にあつては、会計検査院の意見を聴いて、職務の級の定

、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 (同上)

第六条 (同上)

一 (同上) 二 (同上)

2 (同上)

3 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。
(新設)

(新設)

第七条 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八条 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、政令で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、政令で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、政令で定める日に、同日前において政令で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に依じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして政令で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に依じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

6 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及

び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受け
る職員でその職務の級がこれに相当するものとして政
令で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸
給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級である
ものにあつては一号俸」とすることを標準として政令
で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳（政令で定める職員にあつては、五十六歳
以上の年齢で政令で定めるもの）を超える職員に關す
る前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行
政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級
が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職
俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務
の級がこれに相当するものとして政令で定める職員に
あつては三号俸、」とあるのは、「二号俸（」とする。

8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職
務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は
、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績
が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受
けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇
給の号俸数は、勤務成績に応じて政令で定める基準に
従い決定するものとする。

9・10 (略)

11 国家公務員法第七十九条第一項又は第八十条第一項
の規定により採用された職員（以下「再任用職員」と
いう。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以
外の職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の

び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受け
る職員でその職務の級がこれに相当するものとして人
事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッ
フ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級
であるものにあつては一号俸」とすることを標準とし
て人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五
十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超え
る職員に關する前項の規定の適用については、同項中
「四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員で
その職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び專
門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員
でその職務の級がこれに相当するものとして人事院
規則で定める職員にあつては三号俸、」とあるのは、「
二号俸（」とする。

8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職
務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は
、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績
が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受
けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇
給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める
基準に従い決定するものとする。

9・10 (同上)

11 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の
昇給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
12 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条
の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任
用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受
ける職員以外の職員の俸給月額は、その者に適用され

再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

12 会計検査院は、第一項の規定による会計検査院の職員（新設）の職務の級の定数の設定又は改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二第一項及び前条第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の三 第六条の二から前条までに規定するもののほか、職員の俸給の決定に関し必要な事項は、政令で定める。

（俸給の支給）

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の三 前二条に規定するもののほか、俸給の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（俸給の調整額）

第十条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特

る俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（新設）

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（新設）

（俸給の支給）

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

（新設）

（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるとき

特殊性に基づき、俸給月額につき政令で適正な調整額表を定めることができる。

2 (略)

(俸給の特別調整額)

第十条の二 管理又は監督の地位にある職員のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基づき、俸給月額につき政令で適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

3 第一項に規定する特別調整額表は、会計検査院の職員の占める官職に係るものにあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

4 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

5 前各項に規定するもののほか、俸給の特別調整額の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として政令で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域

は、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 (同上)

(俸給の特別調整額)

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員のうち人事院規則で指定するものについては、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外

に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして政令で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして政令で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級であつて政令で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で政令で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（初任給調整手当）

第十條の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後政令で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を

の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（初任給調整手当）

第十條の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにそ

減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員
の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で政令で定めるもの 月額四十一万九百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で政令で定めるもの 月額五万円

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十条の九において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で政令で定めるもの 月額十万円

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で政令で定めるもの 月額二千五百円

3 2
（略）
前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條の五 専門スタッフ職調整手当（専門スタッフ職調整手当）
その職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして政令で定める業務に従事することを命ぜられた場合

の額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員
の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万九百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万円

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十条の九において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

3 2
（同上）
前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十條の五 専門スタッフ職調整手当（専門スタッフ職調整手当）
その職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合

は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 前条及びこの条に規定するもののほか、扶養手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して政令で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で政令で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 (略)

3 前項の地域手当の級地は、政令で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして政令で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た月額

た場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 (同上)

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十一条の二 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 (同上)

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じ

地域手当を支給する。

第十一条の五 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で内閣総理大臣の定めるものに限る。）には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の政令で定める地域に所在する官署又は同項の政令で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（政令で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の政令で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で政令で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（政令で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の

て得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の五 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定

特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で政令で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一・二 (略)

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして政令で定める官署に在勤する職員（政令で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して政令で定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて政令で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（政令で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の政令で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署

めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一・二 (同上)

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移

で政令で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、政令で定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして政令で定める官署に在勤する職員（政令で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して政令で定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の政令で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の政令で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として政令で定めるところに限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の政令で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域

転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定めるところに限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若し

手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の政令で定める割合をいい、政令で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で政令で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の政令で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の政令で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）に、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他内閣総理大臣の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、内閣総理大臣の定めるところによる。

一・二 (略)

くは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）に、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一・二 (同上)

前条第一項若しくは第二項の政令で定める官署に在勤する職員（これらの規定の政令で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の政令で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の政令で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の第三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の政令で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の第三第一項の政令で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の政令で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となると

前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の第三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の第三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該

きは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他内閣総理大臣の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、内閣総理大臣の定めるところによる。

一・二 (略)

3

3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があるとき認められるときは、当該職員には、政令で定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一・二 (同上)

3

3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があるとき認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

4 第十一条の三からこの条までに規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(広域異動手当)

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき政令で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として政令で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

(広域異動手当)

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の政令で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して政令で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして政令で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 (略)

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(研究員調整手当)

第十一条の九 科学技術に關する試験研究を行う機關のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（政令で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に關する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機關（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で政令で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職

一・二 (同上)

2 (同上)

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 (同上)

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(研究員調整手当)

第十一条の九 科学技術に關する試験研究を行う機關のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に關する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機關（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 (同上)

3 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

4 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職

員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(住居手当)

第十一条の十 (略)

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額が一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他政令で定める職員を除く。)

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他政令で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして政令で定めるもの

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(通勤手当)

第十二条 (略)

一 (略)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で政令で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ

員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(住居手当)

第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 (同上)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 (同上)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しな

通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

2
三 (略)

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、政令で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して政令で定める職員にあつては、その額から、その額に政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず

ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

2
三 (同上)

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず

3

、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して政令で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額
 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で政令で定めるものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして政令で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が政令で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、政令で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の

3

、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額
 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位

月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二（略）

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして政令で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が政令で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で政令で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を

期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二（同上）

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という）を

利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に計算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（政令で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、政令で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 (略)

6 通勤手当は、支給単位期間（政令で定める通勤手当にあつては、政令で定める期間）に係る最初の月の政令で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して政令で定める額を返納させるものとする。この場合において、当該職員の給与から当該額を控除することができ。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として政令で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関する必要な事項は、政令で定める。

(単身赴任手当)

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の政令

。を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に計算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 (同上)

6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(単身赴任手当)

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事

で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して政令で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して政令で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、二万三千円（政令で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が政令で定める距離以上である職員にあつては、その額に、四万五千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて政令で定める額を加算した額）とする。

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の政令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して政令で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、前二

院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、二万三千円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、四万五千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則

項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(特殊勤務手当)

第十三条 (略)

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(特勤勤務手当等)

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として政令で定めるもの(以下「特勤官署」という。)に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額額は、俸給及び扶養手当の月額額の合計額の百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める。

3 特勤官署が第十一条の三第一項の政令で定める地域に所在する場合における特勤勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関する必要な事項は、政令で定める。

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特勤官署又は内閣総理大臣が指定するこれらに準ずる官署(以下「準特勤官署」という。)に該当するときは、当該職員には、政令で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期

則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特殊勤務手当)

第十三条 (同上)

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特勤勤務手当等)

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの(以下「特勤官署」という。)に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額額は、俸給及び扶養手当の月額額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特勤官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特勤勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特勤官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署(以下「準特勤官署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期

間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際内閣総理大臣の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）、新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、政令で定めるところにより、同項の規定に準じて、特勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前二項の規定により特勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の二 前二条に規定するもののほか、特勤務手当及び特勤務手当に準ずる手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（超過勤務手当）

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定す

間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前二項の規定により特勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（新設）

（超過勤務手当）

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定す

る勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で政令で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一・二（略）

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で政令で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち政令で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休

る勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一・二（同上）

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休

時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する政令で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合には、同項中「第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

6 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条の規定に基づく週休日に当たるときは、政令で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範

時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合には、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（新設）

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十ま

2 囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして政令で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、休日給の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(夜勤手当)
第十八条 (略)

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(宿日直手当)

第十九条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千二百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千二百円）を超えない範囲内において政令で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で政令で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万八千円）を超えない範囲内において政令で定める額とする。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万円を超えない範囲内において政令で定める月額額の宿日直手当を支給する。

での範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(新設)

(夜勤手当)

第十八条 (同上)

(新設)

(宿日直手当)

第十九条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千二百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千二百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万八千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額額の宿日直手当を支給する。

3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に
関し必要な事項は、政令で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸
給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上で
あるもの(以下「管理監督職員等」という。)又は指
定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要
その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第
一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は
祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務
した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を
支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤
務一回につき、管理監督職員等にあつては一万二千円
を超えない範囲内において政令で定める額、指定職俸
給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高
のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし
、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して
政令で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分
の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当
の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以
下この条から第十九条の六まで及び附則第八項第六
号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する
月の政令で定める日(次条及び第十九条の六において
これらの日を「支給日」という。)に支給する。これ

3 (同上)

(新設)

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 管理職員若しくは専門スタッフ職俸給表
の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上である
もの(以下「管理職員等」という。)又は指定職俸給
表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の
公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第
七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法によ
る休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は
、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤
務一回につき、管理職員等にあつては一万二千円を超
えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職
俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最
高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただ
し、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮し
て人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその
額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当
の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以
下この条から第十九条の六まで及び附則第八項第六
号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する
月の人事院規則で定める日(次条及び第十九条の六に
おいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する

らの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第十一条第一号に該当して同法第七十一条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第八項の規定の適用を受ける職員及び政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、政令で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四（略）

3 4（略）

5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき政令で定めるもの並びに指定職俸

。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四（同上）

3 4（同上）

5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指

給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタツフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して政令で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（政令で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定その他期末手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十一条の規定により失職した職員（同法第十一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタツフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員（同法第三十八号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十九条の六（略）

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第九十二条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3（略）

6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第九十条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十一条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十二条の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十一条から第九十五条までの規定を適用する。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第八項第七号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に依りて、それぞれ基準日の属する月の政令で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十九条の六（同上）

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3（同上）

6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条までの規定を適用する。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第八項第七号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に依りて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に

し、若しくは国家公務員法第十一条第一号に該当して同法第七十一条の規定により失職し、又は死亡した職員（政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が政令で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する政令で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の八 (略)

2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。

3 第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の

に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一・二 (同上)

3・4 (同上)

(新設)

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の八 (同上)

2 第十六条から第十八条までの規定は、管理職員等には適用しない。

3 第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の

十、第十二条の二及び第十三条の二から第十四条の二までの規定は、再任用職員には適用しない。

(削る)

(俸給の更正決定)

第二十条 内閣総理大臣は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の申立て)

第二十一条 この法律の規定による給与の決定(前条の規定による俸給の更正決定を含む。次項において同じ。)に関して苦情のある職員は、人事公正委員会に対し審査を申し立てることができる。

2 人事公正委員会は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てに係る給与の決定がこの法律の規定に合致しないか又は不当であると認めるときは、内閣総理大臣又は当該決定を行った各庁の長若しくはその委任を受けた者に対し、当該申立てに係る給与の更正を命ずるとともに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の申立て及び審査に関し必要な事項は、人事公正委員会規則で定める。

(非常勤職員の給与)

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は内閣総理大臣の指定するこれらに準ずる職にある者で

十、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第十九条の九 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(俸給の更正決定)

第二十条 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の申立て)

第二十一条 この法律の規定による給与の決定(前条の規定による俸給の更正決定を含む。)に関して苦情のある職員は、人事院に対し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、前条に準じて、これに關する決定をなし、これを本人及び關係各庁に通知しなければならない。

(新設)

(非常勤職員の給与)

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤

、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千百円（その額により難い特別の事情があるものとして政令で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が内閣総理大臣の承認を得て手当を支給することができる。

2・3（略）

（休職者等の給与）

第二十三条 職員が国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣されたときは、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

2| 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十四条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

3| 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十四条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4| 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十四条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研

を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2・3（同上）

（休職者等の給与）

第二十三条
（新設）

1| 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2| 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3| 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研

究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

5 | 職員が国家公務員法第七十四条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

6 | 職員が国家公務員法第七十四条第三号及び第四号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 | 国家公務員法第五十二条第一項又は第七十四条の規定により派遣され、又は休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

8 | 第一項、第三項、第四項又は第六項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第十一条第一号に該当して同法第七十一条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により政令で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、政令で定める職員については、この限りでない。

9 | 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第八項」と読み替えるものとする。

究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 | 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 | 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 | 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 | 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 | 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

10 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する
給与の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

第二十四条 (略)

(罰則)

1 5 附 則 (略)

6 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（政令で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（政令で定める場合にあっては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、政令で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

(新設)

(給与の額及び割合の検討)

第二十四条

国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に關する勧告を作成する。

(罰則)

第二十五条

この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

1 5 附 則 (同上)

6 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合にあっては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の

7 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、政令で定める。

8 (略)

一 五 (略)

六 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二

額とする。

7 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

8 (同上)

一 五 (同上)

六 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第五項の規定の適用を受ける

十を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

七

勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の七第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額と同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額（以下この号において「管理監督職員」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する

職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

七

勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の七第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額と同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額（以下この号において「管理監督職員」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減

地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

八 第二十三条第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第二十三条第一項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ロ 第二十三条第二項 前各号に定める額
- ハ 第二十三条第三項又は第四項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額
- ニ 第二十三条第五項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第二十三条第六項 第一号及び第三号から第六

額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

八 第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新設）

- イ 第二十三条第一項 前各号に定める額
- ロ 第二十三条第二項又は第三項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額
- ハ 第二十三条第四項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第二十三条第五項 第一号及び第三号から第六

号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第二十三条第八項 第六号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第一項及び第六項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、これらの項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

9 (表略)

前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

10
11 (略)

号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第二十三条第七項 第六号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

9 (表略)

前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

10
11 (同上)

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第二十六条―第三十五条） 附則</p> <p>（この法律の目的及び効力） 第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六百六十一号）第十七条第一項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い、併せて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略） （定義） 第一条の二 この法律において「公務上の災害」とは、公務に起因する負傷、障害若しくは死亡又は公務に起因する疾病として政令で定めるものをいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次 第一章～第三章（同上） 第四章 雑則（第二十六条―第三十四条） 附則</p> <p>（この法律の目的及び効力） 第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六百六十一号）第十七条第一項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （同上） （通勤の定義） 第一条の二（新設） この法律において「通勤」とは、職員が、勤務のた</p>

一 (略)

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の政令で定める就業の場所から勤務場所への移動(国家公務員法第百五条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合その他の政令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(政令で定める要件に該当するものに限る。)

3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて政令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

4 この法律(第二十二條第三項及び第二十三條を除く。)において「通勤による災害」とは、通勤に起因する負傷、障害若しくは死亡又は通勤に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

(内閣総理大臣の権限)

第二條 内閣総理大臣は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

め、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の人事院規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合その他の人事院規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(人事院規則で定める要件に該当するものに限る。)

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(新設)

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

(削る)
(削る)

一 次条の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

二 次条の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。

三 第二十二條第一項に規定する福祉事業の実施について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

(削る)

(削る)

四 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第三條 内閣総理大臣及び実施機関（政令で定める国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び政令で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2 前項の規定は、内閣総理大臣にこの法律の実施に関する責任を免れさせるものではない。

(削る)

3 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律及びこの法律に基づく命令に違反して

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 次条の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四 次条の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。

五 第二十二條第一項に規定する福祉事業の実施について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六 第二十四條の規定による審査の申立てを受理し、

審査し、及び判定を行うこと。

七 第二十五條の規定による措置の申立てを受理し、

審査し、及び判定を行うこと。

(実施機関)

第三條 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免れさせるものではない。

3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従って補償の実施を行わなければならない。

4 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反し

補償の実施を行った場合には、内閣総理大臣は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(平均給与額)

第四条 (略)

2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（政令で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、政令で定める給与とする。

3 (略)

一 五 (略)

六 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二條第二号に規定する労働組合の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については

て補償の実施を行った場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(平均給与額)

第四条 (同上)

2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3 (同上)

一 五 (同上)

六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については

、政令で定める。

5 (略)

(平均給与額の改定)

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)で、その補償事由発生日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の翌々年度以後の分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として内閣総理大臣が定める率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(平均給与額の限度額)

第四条の三 休業補償の補償事由発生日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償(以下この項において「長期療養者の休業補償」という。)については第四条の規定により平均給与額として計算した額が、長期療養者の休業補償を受けるとき職員の休業補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における年齢に応じ内閣総理大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る平均給与額とする。

2

前項の内閣総理大臣が定める額は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定

、人事院規則で定める。

5 (同上)

(平均給与額の改定)

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)で、その補償事由発生日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の翌々年度以後の分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額とする。

2 (同上)

(平均給与額の限度額)

第四条の三 休業補償の補償事由発生日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償(以下この項において「長期療養者の休業補償」という。)については第四条の規定により平均給与額として計算した額が、長期療養者の休業補償を受けるとき職員の休業補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における年齢に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る平均給与額とする。

2

前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額

める額を考慮して定めるものとする。

第四条の四 年金たる補償について第四条又は第四条の二の規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じ内閣総理大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、第四条又は第四条の二の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る平均給与額とする。

2 前項の内閣総理大臣が定める額は、労働者災害補償保険法第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第六条 国は、補償の原因である公務上の災害又は通勤による災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 (略)

第十二条 (休業補償) 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる

を考慮して定めるものとする。

第四条の四 年金たる補償について第四条又は第四条の二の規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、第四条又は第四条の二の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 (同上)

第十二条 (休業補償) 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる

場合（政令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償の支給は、行わない。

一・二（略）

（傷病補償年金）

第十二条の二（略）

一（略）

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして政令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2・3（略）

4 傷病補償年金を受けける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、国は、政令で定めるところにより、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

（障害補償）

第十三条（略）

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、政令で定める。

3・7（略）

8 既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、政令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を

場合（人事院規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償の支給は、行わない。

一・二（同上）

（傷病補償年金）

第十二条の二（同上）

一（同上）

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2・3（同上）

4 傷病補償年金を受けける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

（障害補償）

第十三条（同上）

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、人事院規則で定める。

3・7（同上）

8 既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、人事院規則で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害

9 行う。

障害補償年金を受けける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合は、国は、政令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。

(休業補償、傷病補償年金及び障害補償の制限)

第十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、政令で定めるところにより、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受けける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて政令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一・二 (略)

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）

9 補償を行う。

障害補償年金を受けける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。

(休業補償、傷病補償年金及び障害補償の制限)

第十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受けける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一・二 (同上)

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）

に準ずる施設として内閣総理大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して政令で定める額とする。

(遺族補償年金)

第十六条 (略)

一、三 (略)

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、政令で定める障害の状態にあること。

2・3 (略)

第十七条 (略)

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は政令で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

二、四 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 五十五歳に達したとき(第一項第一号の政令で定める障害の状態にあるときを除く。)

二 第一項第一号の政令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

第十七条の二 (略)

一、四 (略)

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき(職員
の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の政

に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

(遺族補償年金)

第十六条 (同上)

一、三 (同上)

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。

2・3 (同上)

第十七条 (同上)

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

二、四 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一 五十五歳に達したとき(第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。)

二 第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

第十七条の二 (同上)

一、四 (同上)

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき(職員
の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人

令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第十六条第一項第四号の政令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (略)

2 (遺族補償一時金)
第十七条の四 (略)

一 (略)

二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として内閣総理大臣が定める率を乗じて得た額の合算額

第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額（第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額）とする。

2 (略)

第十七条の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにも

。事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (同上)

2 (遺族補償一時金)
第十七条の四 (同上)

一 (同上)

二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額（第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額）とする。

2 (同上)

第十七条の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにも

かかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、政令で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができ

（葬祭補償）

第十八条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額を支給する。

（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）

第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該公務上の災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十一条 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行

かかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（葬祭補償）

第十八条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額を支給する。

（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）

第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十条の三 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行

中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

（削る）

（福祉事業）

第二十二條 内閣総理大臣及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一・二 （略）

2 内閣総理大臣及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第一号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項に規定する福祉事業については、業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この項及び次条において同じ。）又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものとする。

4 前三項に規定するもののほか、福祉事業に関し必要な事項は、政令で定める。

（補償の実施に関する審査の申立て等）

第二十四條 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事公正委員会規

行中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

第二十一條 削除

（福祉事業）

第二十二條 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一・二 （同上）

2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第一号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項に規定する福祉事業については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものとする。

（新設）

（補償の実施に関する審査の申立て等）

第二十四條 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事院規則に定

則に定める手続に従い、人事公正委員会に対し、審査を申し立てることができる。

2 人事公正委員会は、前項の申立てがあつたときは、速やかに審査を行い、当該申立てが理由があるときは、実施機関に対し、当該申立てに係る補償の実施又は実施の変更を命ずるとともに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 (略)

(福祉事業の運営に関する措置の申立て等)

第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する福祉事業の運営に関し不服のある者は、人事公正委員会規則に定める手続に従い、人事公正委員会に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 (略)

(報告、出頭等)

第二十六条 内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会は、補償の実施又は第二十四条の規定による審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第二十七条 内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会は、補償の実施又は第二十四条の規定による審査のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、被災職員の勤務する場所、公務上の災害若しくは通勤による災害のあつた場所又は病院若しくは診

める手続に従い、人事院に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 (同上)

(福祉事業の運営に関する措置の申立て等)

第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する福祉事業の運営に関し不服のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 (同上)

(報告、出頭等)

第二十六条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2 (同上)

(立入検査等)

第二十七条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、被災職員の勤務する場所、災害のあつた場所又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受

療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受け、若しくは受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定する職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを提示しなければならぬ。

3 (略)

(支払の一時差止め)

第二十七条の二 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、第二十六条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、内閣総理大臣及び実施機関にあつては補償の支払を一時差し止めることが、人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、それぞれできるものとする。

(期間の計算)

第二十九条 この法律又はこの法律に基づく政令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担等)

第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(政令で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円を超えない範囲内で政令で定める金額を国に納付しなければならない。

2 (略)

(予算の計上)

け若しくは受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3 (同上)

(支払の一時差止め)

第二十七条の二 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、第二十六条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第二十九条 この法律又はこの法律に基づく人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担等)

第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(人事院規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付しなければならない。

2 (同上)

(予算の計上)

第三十三条 補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する経費は、公務上の災害又は通勤による災害に関する内閣総理大臣の統計的研究の結果に基づいて、予算に計上されなければならない。

(政令等への委任)

第三十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

(罰則)

第三十五條 (略)

一・二 (略)

附 則

1 (施行期日)

(略)

2 (経過規定)

職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち補償に相当するものの支給について異議のある者は、人事公正委員会に対して、審査を請求することができる。

第三十三条 補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する経費は、公務上の災害又は通勤による災害に関する人事院の統計的研究の結果に基づいて、予算に計上されなければならない。

(新設)

(罰則)

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者
- 二 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

1 (施行期日)

(略)

2 (経過規定)

職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち補償に相当するものの支給について異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができる。

3 (略)

4 (障害補償年金差額一時金)

4 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあつては、第十七条の四第二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額)及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、同項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額)の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金については第二十条の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

5 (表略)

5 障害補償年金を受け権利を有する者のうち、第十三条第八項の規定の適用を受ける者その他政令で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、政令で定める

8 (障害補償年金前払一時金)

8 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が

3 前項の審査については、第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。
(障害補償年金差額一時金)

4 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあつては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、同項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金については第二十条の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。
(同上)

5 (同上)

5 障害補償年金を受け権利を有する者のうち、第十三条第八項の規定の適用を受ける者その他人事院規則で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

8 (障害補償年金前払一時金)

8 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が

政令で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

9 障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として政令で定める額とする。

10 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が政令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

12 (遺族補償年金前払一時金)
当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が政令で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として政令で定める額とする。

14 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が政令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

16 (未支給の補償等に関する規定の読替え)
障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第

人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

9 障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として人事院規則で定める額とする。

10 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

12 (遺族補償年金前払一時金)
当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として人事院規則で定める額とする。

14 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

16 (未支給の補償等に関する規定の読替え)
障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第

十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額）の合算額」と、第十七条の六第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段」と、第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは「、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。
 （旧郵政被災職員に係る補償の実施等）

22

（略）

第三条第一項

政令で定める国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する

日本郵政株式会社

十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額）の合算額」と、第十七条の六第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段」と、第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは「、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。
 （旧郵政被災職員に係る補償の実施等）

22

掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する

日本郵政株式会社

23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二 条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、政令で	(略)	(略)	第二十七條第 一項及び第二 項	(略)	第二十六條第 一項	(略)	(略)	(略)	特定独立行政法人（ 以下「特定独立行政 法人」という。）
	(略)	(略)	内閣総理大臣若しく は実施機関又は人事 公正委員会	(略)	内閣総理大臣若しく は実施機関又は人事 公正委員会	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	内閣総理大臣又は 人事公正委員会	(略)	内閣総理大臣又は 人事公正委員会	(略)	(略)	(略)	

23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二 条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院	第三十三條	第三十二條の 二	第二十七條第 一項及び第二 項	第二十六條第 二項	第二十六條第 一項	第五條第一項	第四條第三項 第五号	する特定独立行政法 人（以下「特定独立 行政法人」という。）
	(同上)	(同上)	人事院又は実施機関	(同上)	人事院又は実施機関	(同上)	(同上)	
	(同上)	(同上)	人事院	(同上)	人事院	(同上)	(同上)	

定めるところにより、次に掲げる者が負担する。

- 一 (略)
- 二 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第二
条第三号に規定する郵便貯金銀行（以下この号にお
いて「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法
人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の
事情を勘案して内閣総理大臣が定めるもの
イ 八 (略)
- ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（
この号の規定により内閣総理大臣が定めたもの
に限る。）について政令で定める組織の再編成があ
つた場合における当該組織の再編成後の法人
- 三 郵政改革法第二条第四号に規定する郵便保険会社
（以下この号において「郵便保険会社」という。）
及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、
人的構成その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定
めるもの
イ 八 (略)
- ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（
この号の規定により内閣総理大臣が定めたもの
に限る。）について政令で定める組織の再編成があ
つた場合における当該組織の再編成後の法人
(略)

規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。

- 一 (同上)
- 二 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第二
条第三号に規定する郵便貯金銀行（以下この号にお
いて「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法
人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の
事情を勘案して人事院が定めるもの
イ 八 (同上)
- ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（
この号の規定により人事院が定めたものに限る。
）について人事院規則で定める組織の再編成があ
つた場合における当該組織の再編成後の法人
- 三 郵政改革法第二条第四号に規定する郵便保険会社
（以下この号において「郵便保険会社」という。）
及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、
人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるも
の
イ 八 (同上)
- ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（
この号の規定により人事院が定めたものに限る。
）について人事院規則で定める組織の再編成があ
つた場合における当該組織の再編成後の法人
(同上)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項及び第三項中「（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適合（幹部職員に合格しなかつた場合を含む。））」とあるのは「場合」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。））」と、同法第六十二条第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。））」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十二条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「</p>

官の秘書官以外の裁判所職員を除く。」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第三十四条第三項、第五十四条、第五十五条、第六十一条の二から第六十一条の七まで、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二〇九（略）

前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二〇九（同上）

改正案	第十一条による改正後の裁判所職員臨時措置法
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項並びに国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六条第三項、第十四条第二項、第十七条第一項、第二十条第四項、第二十四条第八項、第三十二条、第三十三条第三項及び第四項並びに第三十六条第三項及び第五項の規定を除く。）中「公務員庁」、「内閣総理大臣」、「人事公正委員会」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「政令」、「人事公正委員会規則」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視・適正化委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」と、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二十八条第一項中「選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）」とあるのは「選考」と、同法第二十九条中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十八条第一号中「場合（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）」とあるのは「場合」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判</p>

を除く。）」と、同法第三十四条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第三十五条第一項及び第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十三条第一号中「場合（幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）」とあるのは「場合」と、同法第八十二条第三号中「第二百二十四条に規定する」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の」と、同法第九十二条第二項第三号中「第二百二十四条」とあるのは「前条第二項第三号」と、同法第五十条第三号中「再就職等規制」とあるのは「前章第九節第一款に定める事項」と、国家公務員の労働関係に関する法律第十一条第一号及び第二号中「主任の大臣」とあるのは「最高裁判所」と、同法第十四条第一項第七号中「第十一条第八号から第十一号まで」とあるのは「第十一条第八号、第十号及び第十一号」と、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第六号」とあるのは「前項第一号」と、「承認を得なければ」とあるのは「意見を聴かなければ」と、同法第十七条第一項中「提出しなければ」とあるのは「提出するようである限り努めなければ」と、同条第五項中「第十四条第一項第五号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第五号」と、同法第二十条第三項中「各省各庁の長」とあるのは「内閣総理大臣、各省各庁の長」と、同法第四十一条中「第十七条並びに」とあるのは「第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに」と、「

官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第一百六条の第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第一百六条の第三項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

第十七条第一項中「提出しなければならない」とあるのは「提出するようできる限り努めなければならない」と、「と、同条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「とする」とあるのは「と、同条第四項中「変更をしなければならない」とあるのは「変更をするようできる限り努めなければならない」と、同条第五項中「措置を講じなければならない」とあるのは「措置を講ずるようできる限り努めなければならない」とする」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条、第二条、第八条第三項、第三十一条、第三十二条、第三十九条第三項、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条第二項第四号、第五号及び第七号、第五十条、第五十八条、第五十九条、第六十七条第三項、第六十八条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十六条、第二百二十九条から第三百四十八条まで、第五百十二条から第五十八条まで、第五百九条第三項から第五項まで、第六十条条並びに第六十三条から第六十八条までの規定並びにこれらに執行官について第七十七条から第八十一条までの規定を除く。）

二 (略)

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）

五 八 (略)

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第三十四条第三項、第五十四条、第五十五条、第六十一条の二から第六十一条の七まで、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十条、第九十六条の七から第九十六条の十三まで、第九十六条の十四第三項から第五項まで、第九十六条の十五、第九十六条の二十五、第九十六条の二十六及び第九十八条の規定並びにこれらに関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 (同上)

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条及び第二十四条の規定を除く。）

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）

五 八 (同上)

九 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（第二条第二項第二号から第五号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十一条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

十 国家公務員の労働関係に関する法律（第一条、第三十一条第三号及び第九号、第十四条第一項第三号並びに第十七条第三項の規定を除く。）

九 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（第二条第二項第二号から第五号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

（新設）

改正案	現行
<p>（特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等）</p> <p>第四条 国家公務員法第九十八条第一項、第一百条第一項、<u>第百一条並びに第百二条第一項及び第二項の規定は、外務職員以外の外務公務員に準用する。</u>この場合において、<u>同法第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条及び第百二条第一項中「職員」とあるのは「外務職員以外の外務公務員」と、同法第百二条第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（外務職員の標準職務遂行能力及び標準的な官職）</p> <p>第五条 国家公務員法第八條第一項第五号に規定する標準職務遂行能力は、<u>外務職員については、外務大臣が定めるものとする。</u></p> <p>2 国家公務員法第八條第二項に規定する標準的な官職は、<u>外務職員については、外務省令で定める。</u> （外務公務員の欠格事由）</p> <p>第七条 国家公務員法第十一条の規定に該当する場合のほか、<u>国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（特別職の外務公務員の任免等）</p> <p>第八条 （略）</p>	<p>（特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等）</p> <p>第四条 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、<u>第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、外務職員以外の外務公務員に準用する。</u>この場合において、<u>国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあるのは「外務職員以外の外務公務員」と、第百条第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 （同上）</p> <p>（外務職員の標準職務遂行能力及び標準的な官職）</p> <p>第五条 国家公務員法第三十四条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力は、<u>外務職員については、外務大臣が定めるものとする。</u></p> <p>2 国家公務員法第三十四条第二項に規定する標準的な官職は、<u>外務職員については、外務省令で定める。</u> （外務公務員の欠格事由）</p> <p>第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合のほか、<u>国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない。</u></p> <p>2 （同上）</p> <p>（特別職の外務公務員の任免）</p> <p>第八条 （同上）</p>

2 | 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずることについて、内閣総理大臣及び内閣官房長官と外務大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずるものとする。

3 | 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずる場合（前項の協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずる場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

4 | 6 | (略)

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第十七条 外務職員は、勤務条件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十七条の規定にかかわらず、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に対して要求しなければならない。

2 | 国家公務員法第八十八条及び第八十九条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十八条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十七

(新設)

(新設)

2 | 4 | (同上)

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第十七条 外務職員は、勤務条件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十六条の規定にかかわらず、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に対して要求しなければならない。

2 | 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十七

条第一項」と、「人事公正委員会」とあるのは「同項に規定する審議会」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十九条中「人事公正委員会」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項に規定する審議会」と、「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十八条 外務職員は、前条の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事公正委員会に対し、再審査を要求することができる。

2 国家公務員法第八十八条及び第八十九条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十八条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十九条中「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

(懲戒処分についての不服申立て)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十一条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしななければならない。

2 前項の処分については、国家公務員法第九十条第三項中「人事公正委員会」とあるのは、「外務大臣」と

条第一項」と、「人事院」とあるのは「同項に規定する審議会」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十八条中「人事院」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項に規定する審議会」と、「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3 (同上)

第十八条 外務職員は、前条の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査を要求することができる。

2 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

(懲戒処分についての不服申立て)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしななければならない。

2 前項の処分については、国家公務員法第八十九条第三項中「人事院」とあるのは、「外務大臣」と読み替

読み替えるものとする。

3 国家公務員法第九十一条第三項及び第九十二条の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

(罰則)

第二十七条 第四条において準用する国家公務員法第百二条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

えるものとする。

3 国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

(罰則)

第二十七条 第四条において準用する国家公務員法第百二条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 退職手当の支給制限等（第十一条―第十九条） 第五章 雑則（第二十条・第二十一条） 附則</p> <p>（適用範囲） 第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、国家公務員法第七十七条第一項の規定により退職した者（同法第七十八条第一項の期限又は同条第二項の規定によ</p>	<p>目次 第一章～第三章（同上） 第四章 退職手当の支給制限等（第十一条―第十八条） 第五章 雑則（第十九条・第二十条） 附則</p> <p>（適用範囲） 第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の</p>

り延長された期限の到来により退職した者を含む。若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一、三（略）

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、国家公務員法第七十七条第一項の規定により退職した者（同法第七十八条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年以上勤

規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一、三（同上）

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五

とし、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2
一～四 (略)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第五十二条第一項の規定による派遣（職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための派遣及び当該派遣以外の派遣であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもの）で当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。））、同法第七十四条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第八十二条第一項又は第二項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）

年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2
一～四 (同上)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもの）で当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から

のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇十一（略）

二〇五（略）

第七條（勤続期間の計算）

二・三（略）

四 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七條第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

五〇八（略）

第十條（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、

第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇十一（同上）

二〇五（同上）

第七條（勤続期間の計算）

二・三（同上）

四 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八條の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

五〇八（同上）

第十條（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、

当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当する全ての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他内閣府令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、内閣府令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する

当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当す

金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（略）

2（略）

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の内閣府令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして内閣府令で定めるときに該当する場合については、内閣府令で定めるときに準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4（略）

（定義）

第十一条（略）

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日におけるイからニまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める機関をいう。ただし、ニに定める機関が当該職員の

る金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（同上）

2（同上）

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合については、総務省令で定めるときに準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4（同上）

（定義）

第十一条（同上）

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の

退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

イハ（略）

（削る）

ニ イからハまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定（国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条（略）

一（略）

二 国家公務員法第七十一条の規定による失職（同法第十一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3（略）

（退職手当審査会）

第十八条 公務員庁に、退職手当審査会を置く。

退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

イハ（同上）

人事官 人事院

ホ イからニまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定（国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条（同上）

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八号第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3（同上）

（新設）

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(退職手当審査会等への諮問)

第十九条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができ、

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会

(退職手当・恩給審査会等への諮問)

第十八条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができ、

4 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会

職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第二十条 （略）

2
3
4 （略）

（実施規定）

職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第十九条 職員が退職した場合（第十二条第一項各号の

いづれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

2
3
4 （同上）

（実施規定）

第二十一条 (略)

附則

24 1
23 (略)

退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定
(平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の
減額改定で内閣総理大臣が定めるものを除く。)によ
りその者の俸給月額が減額されたことがある場合にお
いて、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額
に達しない場合にその差額に相当する額を支給するこ
ととする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与
の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この
法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まない
ものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一
般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及
び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含
まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるも
のについては、この限りでない。

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行
について必要な事項は、政令で定める。

附則

24 1
23 (同上)

退職した者の基礎在職期間中に俸給月額
(平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の
減額改定で総務大臣が定めるものを除く。)によりそ
の者の俸給月額が減額されたことがある場合において
、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達
しない場合にその差額に相当する額を支給することと
する法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支
給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律
の規定による俸給月額には、当該差額を含まないもの
とする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職
の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同
項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれ
る俸給月額に相当するものとして政令で定めるものに
ついては、この限りでない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節 通則（第三十条の二―第三十四条）</p> <p>第二節～第五節（略）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。</p> <p>二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。</p> <p>三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節 通則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第二節～第五節（同上）</p> <p>第六章～第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

- 四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十四条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。
- 六 幹部隊員 防衛省の事務次官、防衛審議官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。
- 2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。
- 3 前二項に規定する職制上の段階について、防衛省の事務次官及び防衛審議官、官房長及び局長並びに次長並びにこれらの官職に準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなす。
- （任命権者及び人事管理の基準）
第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者（幹部隊員にあつては、防衛大臣）が行う。
- 2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければ

（任命権者及び人事管理の基準）
第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。
（新設）

ならない。

3 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の職務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。

（新設）

（新設）

候補者名簿に記載されている隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部隊員の昇任等)

第三十一条の四 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任等(隊員の選考による採用、昇任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。))及び免職をいう。以下この条において同じ。)について、内閣総理大臣及び内閣官房長官と防衛大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行うものとする。

2 防衛大臣は、幹部隊員の昇任等を行う場合(前項の協議に基づいて幹部隊員の昇任等を行う場合を除く。)には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の五 幹部隊員の公募(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣が、次項の協議が調つたとき、又は第三項の通知を受けたと

(新設)

(新設)

きに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 内閣総理大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

3 防衛大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員その他これに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては能力。第三十七条において同じ。)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職

(新設)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

(新設)

<p>3 制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性</p> <p>第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。</p> <p>(隊員の昇任、降任及び転任)</p>	<p>第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。</p> <p>一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力</p> <p>二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性</p>	<p>2 隊員を降任させる場合は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。</p>	<p>3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任及び転任(自衛官にあつては、昇任及び降任。次項において同じ。)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。</p>
<p>2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。</p> <p>(隊員の昇任)</p>	<p>第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基づく選考又は試験によるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。</p>

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む）。

二 四 (略)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2・3 (略)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (略)

一 六 (略)

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定めらる者

2・3 (略)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績が良くない場合

二 四 (同上)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員（自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2・3 (同上)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (同上)

一 六 (同上)

七 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (同上)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2
(略)

2
(同上)

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 派遣（第四十一条の二・第四十一条の三）</p> <p>第四節 分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）</p> <p>第五節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>第六節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）</p> <p>第二款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）</p> <p>第三款 雑則（第六十五条の十―第六十五条の十三）</p> <p>第七節 予備自衛官等</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（第百十八条―第百二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節（新設）</p> <p>分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）</p> <p>第四節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 予備自衛官等</p> <p>第一款～第三款（同上）</p> <p>第六章～第八章（同上）</p> <p>第九章 罰則（第百十八条―第百二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（同上）</p>

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。

六 (略)
七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2・3 (略)
(任命権者等)

第三十一条 (略)

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法第四十九条第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

3 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理（第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第九十九条第五項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第一百零条第八項、第六十五条の四第十項、第六十五条の八第一項において準用する同法第一百零一条から第一百零五条まで、第一百零六条第一項及び

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十四条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。

六 (同上)
(新設)

2・3 (同上)

(任命権者及び人事管理の基準)

第三十一条 (同上)

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

(新設)

第二項、第一百八条並びに第四百四十四条第一項並びに第六十五条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、人事公正委員会が行う。

4| 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人事管理に関する基準（国家公務員法第三十一条第一項に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣）が定める。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）
第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条から第三十一条の五まで、第三十一条の八、第三十七條第四項、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第四十一条第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2・3 (略)

(隊員の公募)

第三十一条の五 防衛大臣は、隊員の官職（幹部職を除く。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において隊員の公募（官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次条において同じ。）を行うときは、防衛省令で定める手続に従つて行わなければならない。

3| 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）
第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2・3 (同上)

(新設)

(幹部隊員の公募)

第三十一条の六 幹部隊員の公募は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2・3 (略)

(管理職への任用に関する運用の管理)

第三十一条の七 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の八 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 (略)

(服制)

第三十三条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生(防衛省設置法第十五条第一項又は第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。第九十八条第一項を除き、以下同じ。)

(幹部隊員の公募)

第三十一条の五 幹部隊員の公募(官職の職務の具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事項を公示して、当該官職の候補者を募集することを行う。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣が、次項の協議が調ったとき、又は第三項の通知を受けたときに、当該協議又は当該通知に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2・3 (同上)

(新設)

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員その他これに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 (同上)

(服制)

第三十三条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛医科大学の学生(防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。)、防衛医科大学の学生(同法第十六条第一

生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の
の服制は、防衛省令で定める。

(非常勤の隊員等の特例)

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員(第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。)、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の特例(罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。)を定めることができる。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

5 前各項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(欠格条項)

第三十八条 (略)

2 隊員は、前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

項の教育訓練を受けている者をいう。)、生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省令で定める。

(非常勤の隊員の特例)

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(欠格条項)

第三十八条 (同上)

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(条件付採用)

第四十一条 隊員の採用は、全て条件付きのものとし、その隊員がその職において六月(当該隊員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え一年を超えない範囲内で防衛省令で定める期間)を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件付採用に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

3 第一項の規定は、隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫

その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者(以下この項及び第四十六条第二項において「一般職国家公務員等」という。) となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。)、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者が同項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された場合及び第四十五条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者が第四十五条の二第一項の規定により採用された場合には適用しない。

第三節 派遣

(条件付採用)

第四十一条 隊員の採用は、すべて条件付のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件付採用に関し必要な事項及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、防衛省令で定める。

(新設)

(新設)

(隊員の派遣)

第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。

一 当該隊員が、学術に関する調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他防衛大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該隊員が、国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合
任命権者は、前項の規定により隊員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該

(新設)

隊員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第四十一条の三 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- 一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 三年
- 二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

2| 任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣された隊員（以下この条において「派遣隊員」という。）及び防衛大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

- 一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日
- 二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

3| 派遣隊員は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4| 派遣隊員には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給しない。

5| 任命権者は、派遣隊員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに、当該派遣隊員を職務に復帰させなければならない。

6| 派遣隊員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

第四節 分限、懲戒及び保障

(新設)

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第四十一条第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

二、四 (略)

第四十三条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (略)

三 水難、火災その他の災害又は次章に規定する行動その他政令で定める活動に際して所在不明となつた場合

四 前三号のいずれかに該当することにより休職とされた隊員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないとき。

(休職の期間及び効果)

第四十四条 前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- 一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間
- 二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

二、四 (同上)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (同上)

(新設)

(新設)

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で定める。ただし、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

2 (略)

3 休職者には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給しない。

4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について第一項の規定による休職の期間が終了したときは、前条の規定により休職とされた隊員が離職する場合を除き、当該隊員に速やかに復職を命じなければならない。

(懲戒処分)

第四十六条 (略)

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員と

2 (同上)

3 休職者には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給しない。

4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(懲戒処分)

第四十六条 (同上)

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者(以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し

しての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 5 (略)

（不服申立ての処理）

第四十九条 (略)

2 6 (略)

7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

第五節 服務

同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 5 (同上)

（不服申立ての処理）

第四十九条 (同上)

2 6 (同上)

7 第一項に規定する処分を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

第四節 服務

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 | 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第四十五条第一項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が第六十五条の八第一項において準用する同法第四十四条第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

(職務に専念する義務)

第六十条 (略)

2 | 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (略)

(営利企業に関する制限)

第六十二条 (略)

(削る)

2 | 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従

(秘密を守る義務)

第五十九条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

(職務に専念する義務)

第六十条 (同上)

2 | 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (同上)

(私企業からの隔離)

第六十二条 (同上)

2 | 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)は、離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 | 前二項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に

い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受け
た場合には、適用しない。
(削る)

(削る)

第六節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制
(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営
利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特
定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年
法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独
立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、
他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を
、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業
等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株
主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配され
ている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ
。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若
しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しく
は当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊
員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該

4 | 従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受
けた場合には、適用しない。

5 | 防衛大臣は、前項に規定する承認のうち、第二項の
地位に就くことに係る承認を行い、又は行わないこと
とする場合には、政令で定める審議会等に付議し、そ
の議決に基づいて行わなければならない。

内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年におい
て防衛大臣が行つた第三項の承認の処分（第一項の規
定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに
、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛省
における官職、承認に係る営利を目的とする会社その
他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を
報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊

の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五條の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六條の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五條の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達して

いないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政

法人（独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は

当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。」をいう。

4| 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一| 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二| 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三| 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、

（新設）

当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くこと
とに關して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をい
う。以下同じ。）が第六十五條の十第二項において
準用する国家公務員法第二百二十四條に規定する就職
の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利
害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関
して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業
等若しくはその子法人の地位に就くことを目的とし
て、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位
に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就く
ことを要求し、若しくは約束することにより公務の
公正性の確保に支障が生じないと認められる場合と
して政令で定める場合において、若年定年等隊員に
あつては防衛省令で定める手続により防衛大臣の、
一般定年等隊員にあつては人事公正委員会規則で定
める手続により人事公正委員会の承認を得て、当該
承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

三 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又
は行わないこととする場合には、防衛省令で定めると
ころにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」
という。）の意見を聴かなければならない。

四 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認につい
ての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に
對して行うことができる。

五 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこ
れに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、そ
の議決に基づいて行わなければならない。

六 国家公務員法第九條第三項から第五項までの規定

は、人事公正委員会が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利

企業等の地位に就いている者(退職手当通算予定隊員

であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地

位に就いている者(以下「退職手当通算離職者」とい

う。)を除く。以下「再就職者」という。)は、離職

前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこ

れに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省

と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結さ

れる売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業

等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(

平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処

分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であ

つて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後

二年間、職務上の行為をするように、又はしないよう

に要求し、又は依頼してはならない。

2 | 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防

衛省の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長

の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの

に、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は

、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属

する隊員又はこれに類する者として政令で定めるもの

に対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日

より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る

。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行

為をするように、又はしないように要求し、又は依頼

してはならない。

3 | 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、

(新設)

防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

<p>四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の競争の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合</p>	<p>五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）</p>	<p>六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛省令で定める手續により防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては人事公正委員会規則で定める手續により人事公正委員会の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合</p>	<p>7 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。</p>	<p>8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、そ</p>
---	---	---	---	--

の議決に基づいて行わなければならない。

9 | 国家公務員法第百十条第六項から第八項までの規定は、人事公正委員会が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 | 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては人事公正委員会規則で定めるところにより再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

第二款 違反行為に関する調査等
(若年定年等隊員等に係る調査)

第六十五條の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関する調査を行うことができる。

2 | 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写し若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十八條の二第一号及び第二号において同じ。）に係る記録媒体の提出を求めることができる。

3 | 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に

(新設)

(新設)

出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

(懲戒手続等)

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第百十一条から第百十五条まで、第百十六条第一項及び第二項、第百十七条、第百十八条、第百四十四条第一項並びに第百四十五条第一項の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第百十一条

(新設)

(新設)

(新設)

から第百十五條まで並びに第百十六條第一項及び第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百十三條第一項及び第百十五條第一項中「第百十條第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五條の四第十項」と読み替えるものとする。

2| 第六十五條の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第百四十四條第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五條の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「人事公正委員会」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ」とあるのは「質問し」と、「立ち入り」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替えるものとする。

(一般定年等隊員等に係る勧告等)

第六十五條の九 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節(第六十五條の三第三項から第五項まで、第六十五條の四第六項から第八項まで、第六十五條の五から第六十五條の七まで及び次款の規定を除く。)の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

2| 再就職等監視・適正化委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

3| 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る第六十五條の二、第六十五條の三第一項及び第二項並びに第

(新設)

六十五條の四第一項から第五項まで及び第十項の規定の遵守のために必要な事項について、防衛大臣に指導及び助言を行うことができる。

第三款 雜則

(隊員の離職に際しての援助)

第六十五條の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

(新設)

2 国家公務員法第二百二十四條の規定は、第四十二條第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

(防衛大臣への届出等)

第六十五條の十一 隊員(退職手当通算予定隊員を除く。

(新設)

。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは、当該任命権者を通じて、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出を受けたときは、第六十五條の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員(以下「管理職隊員」という。)であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるもの(就こうとする場合(第一項の規定による届出をした場合を除く。))には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(新設)

一	特定独立行政法人以外の独立行政法人
二	特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
三	認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
四	公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。
5	防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限り。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。
6	内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。
第六十五條の十二	在職中に第六十五條の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る

（再就職後の公表）

（新設）

営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

四 その他政令で定める事項

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

第七節 予備自衛官等

（適用除外）

第七十五条 第四十一条、第四節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

（学資金の貸与）

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法に規定する大学（大

（新設）

第五節 予備自衛官等

（適用除外）

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

（学資金の貸与）

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十二年度法

学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

25 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 (略)

律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

25 (同上)

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 (同上)

三 第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 (同上)

2
(略)

第百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、

三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項(第六十五条の八第二項に

おいて読み替えて準用する場合を含む。以下この号

及び次号において同じ。)の規定により証人として

喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は

第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはそ

の写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体の提出を

求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚

問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がな

くて証言を行わず、又は同項の規定により書類若し

くはその写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体の

提出を求められ虚偽の事項を記載し若しくは記録し

た書類若しくは写し若しくは電磁的記録に係る記録

媒体を提出した者

三 第六十五条の五第三項(第六十五条の八第二項に

おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問

に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定

年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者

並びに第六十五条の八第一項において準用する国家

公務員法第百四十四条第一項の調査の対象である一

般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつ

た者を除く。)

第百十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、

三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条がある

ときは、同法による。

2
(同上)

(新設)

(新設)

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為を

（新設）

するよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）
二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 任命権者（国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（政令で定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に準ずる機関で、政令で定めるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>（派遣職員の給与）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の規定による給与は、派遣職員から当該派遣職員の指定する者（当該派遣職員の収入により生計を維持する者又は当該派遣職員の親族に限る。）に支払うよう申出があつた場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項の規定にかかわらず、当該指定する者に支払うことができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による給与の支給に必要事項は、政令（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（人事院規則で定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの</p> <p>2 （同上）</p> <p>（派遣職員の給与）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の規定による給与の支給に必要事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する</p>

第三条第一項に規定する準則)で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

2 第六条 (略)

派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(第四項において単に「事故発生日」という。）」とあるのは「派遣の期間の初日(第四項において単に「初日」という。）」とし、同条第四項中「事故発生日」とあるのは「初日」とし、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

3 (略)

第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第二項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(政令への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

1・2 (略)

3 施行日前に国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条の規定による改正前の国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれ

準則)で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

2 第六条 (同上)

派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3 (同上)

第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則抄

1・2 (同上)

3 施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずるもので政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定

4
(略)

に準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間（政令で定める期間に限る。）については、国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。

4
(同上)

める期間に限る。）については、国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。

○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等への移行（第五十九条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。</p> <p>2 この法律において「国家公務員労働組合」とは、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する労働組合をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行（第五十九条）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。</p> <p>2 この法律において「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体をいう。</p> <p>3（同上）</p> <p>4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。）</p>

二 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができる。

一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された労働組合 中央労働委員会（削る）

二 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委

二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八十八条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

一 国家公務員法第八十八条の三の規定により登録された職員団体 人事院

二 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十八条の三の規定により登録された職員団体 最高裁判所

三 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委

員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合において、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二 六（略）

2・3（略）

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 国家公務員労働組合 中央労働委員会

員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については、人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合において、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二 六（同上）

2・3（同上）

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

(削る)

- 二| 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会
- 三| 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会
- 四| 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体及び全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に国家公務員労働組合を含むもの 中央労働委員会

(削る)

- 五| 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

2| 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることがで

二| 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三| 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四| 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五| 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの (次号の混合連合団体を除く。) 人事院

六| 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの (これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数以上であるものを除く。) 最高裁判所

七| 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会 (新設)

きる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないとして認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理に

ついて、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

五 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

六 総会の決議

七 構成員が欠けたこと。

(清算結了の届出)

第三十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関(法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならぬ。

(新設)

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (同上)

三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条の三第六項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

(新設)

四 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五 総会の決議

六 構成員が欠けたこと。

(清算結了の届出)

第三十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関(法人である登録職員団体等にあつては登録機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならぬ。

(法人である登録職員団体等の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 (略)

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 法人である登録職員団体等にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 九 (略)

2 (略)

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 法人である登録職員団体等にあつては、理事の資

(法人である登録職員団体の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 (同上)

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (同上)

四 法人である登録職員団体にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 九 (同上)

2 (同上)

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (同上)

二 法人である登録職員団体にあつては、理事の資格

格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 (略)

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等への移行

第五十九条 法人である認証職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証されたとき、又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その認証又は登録の日において、法人である登録職員団体等となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体等に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体等となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければ

を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 (同上)

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行

第五十九条 法人である認証職員団体等が国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その登録の日において、法人である登録職員団体となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければ

ならない。

らない。

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）以下「勤務時間法」という。）第二条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。</p> <p>（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として政令で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で政令で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により勤務しないこととが相当である場合として政令で定める場合における休暇について同条の規定により政令で定める期間を考</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）以下「勤務時間法」という。）第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。</p> <p>（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により勤務しないこととが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人</p>

慮して政令で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により政令で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、政令で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (略)

第四条 (育児休業の期間の延長)

2 育児休業の期間の延長は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 (略)

第六条 (育児休業の承認の失効等)

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 (略)

一・二 (略)

2 前項第一号の採用は、選考によることができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

4 (略)

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 (略)

事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (同上)

第四条 (育児休業の期間の延長)

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 (同上)

第六条 (同上)

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 (同上)

一・二 (同上)

(新設)

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

3 (同上)

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 (同上)

7 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、
国家公務員法第三十七条第一項から第三項までの規定
は、適用しない。

(育児休業をしている職員)の期末手当等の支給)

第八条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五
年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第十九
条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業
をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間
において勤務した期間(政令で定めるこれに相当する
期間を含む。)がある職員には、第五条第二項の規定
にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する
。

2 (略)

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調
整)

第九条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合にお
けるその者の号俸については、部内の他の職員との権
衡上必要と認められる範囲内において、政令で定める
ところにより、必要な調整を行うことができる。

(育児短時間勤務の承認)

第十二条 職員(常時勤務することを要しない職員、臨
時的に任用された職員その他これらに類する職員とし
て政令で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を
受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの
子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、
常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げ
るいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の
規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる
勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間

6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、
国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は
、適用しない。

(育児休業をしている職員)の期末手当等の支給)

第八条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五
年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第十九
条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業
をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間
において勤務した期間(人事院規則で定めるこれに相
当する期間を含む。)がある職員には、第五条第二項
の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支
給する。

2 (同上)

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調
整)

第九条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合にお
けるその者の号俸については、部内の他の職員との権
衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の
定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(育児短時間勤務の承認)

第十二条 職員(常時勤務することを要しない職員、臨
時的に任用された職員その他これらに類する職員とし
て人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の
承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達する
までの子を養育するため、当該子がその始期に達する
まで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号
に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第
一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に
掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及

第九條の	第八條第 十一項	(略)	第六條の 二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、政令で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内の時間となるように政令で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、政令で定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一年以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 (略)

第十六条 (育兒短時間勤務職員についての給与法の特例)

第九條の	第八條第 十二項	(略)	第六條の 二	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 四 (同上)

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一年以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 (同上)

第十六条 (育兒短時間勤務職員についての給与法の特例)

	(略)	(略)	(略)	第十四項 第二十四項 第十七 条第一項 及び第十 九条の三 第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)		政令
(略)	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として政令で定める場合に限り	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として政令で定める場合に限り、育児短時間勤務職員	(略)		育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して政令

	第十三条第二項	第十三条第一項	(略)	第十四項 第二十四項 第十七 条及び第 十九条の 三第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)		人事院規則
(略)	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員	(略)		育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二條 任命権者は、第十四條において準用する第六條の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の政令で定めるやむを得ない事情があるときそのときは、その事情が継続している期間、政令で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五條から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三條 任命権者は、第十二條第二項又は第十三條第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をするこゝとにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十條第三項の規定は、適用しない。

2 第七條第二項の規定は前項の規定による任用について、同条第三項から第五項までの規定は前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について、準用する。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二條 任命権者は、第十四條において準用する第六條の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があるときそのときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五條から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三條 任命権者は、第十二條第二項又は第十三條第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をするこゝとにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十一條の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

(略)	(略)	第九條第二項、第十條第一項及第十三條第一項	(略)	第六條第二項	第二十四條 (任期待短時間勤務職員についての給与法の特例)
第十條の四、	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第十	(略)	第九條第二項、第十條第一項及第十三條第一項	(略)	第六條第二項	第二十四條 (任期待短時間勤務職員についての給与法の特例)
第十條の四、	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	各庁の長が定める
<p>第二十六条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として政令で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。</p>		
<p>2・3 (略)</p> <p>第二十七条 この法律（第二条、第七条第七項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第二十一号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第三 職員（第二十三条	職員（自衛官候補生、第	

(略)	(略)	、各省各庁の長が定める
<p>第二十六条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。</p>		
<p>2・3 (同上)</p> <p>第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第三 職員（第二十三条	職員（自衛官候補生、第	

		一 条 第 二 項	
勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇	同条の規定により政令で定める期間	防衛省令で定める期間	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
政令で定める期間内	防衛省令で定める期間内	防衛省令で定める期間内	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定に	当該休暇	当該休暇	第二十三条第二項

		一 条 第 二 項	
勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇	同条の規定により人事院規則で定める期間	防衛省令で定める期間	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内	防衛省令で定める期間内	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定に	当該休暇	当該休暇	第二十三条第二項

2・3 第二十八条 (略) この法律(第十条、第二十条及び前条を除く。)の実施に 必要な事項は、政令で定める。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	より政令で定める 休暇
	(略)	国家公務員法第七 十九条第一項又は 第八十条第一項	(略)	国家公務員法第八 十条第三項	(略)	(略)
2・3 第二十八条 (同上) この法律(第十条、第二十条及び前条を除く。)の実施に 必要な事項は、人事院規則で定め る。	(略)	前条 第一項	第二 十三 条第 一項	(略)	(略)	より人事院規則で 定める休暇 人事院規則で定め る特別の事情
	(略)	国家公務員法第八 十一条の四第一項 又は第八十一条の 五第一項	(略)	国家公務員法第八 十一条の五第三項	(略)	政令で定める特別の事情

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官をいう。以下同じ。）が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務の運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。</p> <p>（勤務時間等に関する制度に関する調査研究等）</p> <p>第三条 内閣総理大臣は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>（各省各庁の長の責務等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部を部内の国家公務員に委任することができる。</p>	<p>（人事院の権限及び責務）</p> <p>第二条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。</p> <p>一 職員の適正な勤務条件を確保するため、勤務時間、休日及び休暇に関する制度について必要な調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告すること。</p> <p>二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>三 この法律の実施の責めに任ずること。</p> <p>（内閣総理大臣の責務）</p> <p>第三条 内閣総理大臣は、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務の運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（各省各庁の長の責務等）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部を部内の職員に委任することができる。</p>

(一週間の勤務時間)

第五条 (略)

2 国家公務員法第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第六条 (略)

2 (略)

3 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員(これに類する職員を含む。)又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で政令で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認めるところにより、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第七条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、政令で定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設け、及び当該期間につき第五条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、

(一週間の勤務時間)

第五条 (同上)

2 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第六条 (同上)

2 (同上)

3 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員(これに類する職員を含む。)又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認めるところにより、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第七条 (同上)

2 各省各庁の長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事院規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設け、及び当該期間につき第五条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。た

職務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、内閣総理大臣と協議して、政令で定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第八条 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、政令で定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち政令で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間等）

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項若しくは第三項、第七条又は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、政令で定めるところにより、おおむね四時間の連続する勤務時間ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間以上の休憩時間を置かなければならない。

だし、職務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、人事院と協議して、人事院規則の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第八条 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項若しくは第三項、第七条又は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、人事院規則の定めるところにより、休憩時間を置かなければならない。

一 第六条第二項の規定により一日につき七時間四十

五分の勤務時間を割り振る場合 四十五分

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十分

2 各省各庁の長は、公務の円滑な運営又は職員健康及び福祉の確保に支障があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の規定と異なる休憩時間を置くことができる。

3 各省各庁の長は、第七条第一項に規定する職員について、同条第二項の規定により勤務時間を割り振る場合又は同条の規定により週休日とされた日に前条の規定により勤務時間を割り振る場合において、当該職員の勤務の性質がその能率の維持等を図るため勤務時間中における一時的な作業の休止を必要とするものであるときは、政令で定めるところにより、当該勤務時間のうち、作業を休止させるべき三十分以下の時間を置かなければならない。

第十条 第六條第二項若しくは第三項、第七條又は第八條の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で政令で定めるものを命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

（船員の勤務時間の特例）

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、内閣総理大臣と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）
第十条 第六條第二項若しくは第三項、第七條又は第八條の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で人事院規則で定めるものを命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

（船員の勤務時間の特例）

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び

文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは「七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

第十二条 船舶に乗り組む職員で政令で定めるものの勤務時間については、当該職員が第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の政令で定める作業に従事する場合には、第五条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 各省各庁の長は、第五条から第八条まで、第十一条及び前条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の政令で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、各省各庁の長が前項の規定により

正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他当該勤務を縮減するため必要な事項についての指針を定め、これを公表する

第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは「七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

第十二条 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事院規則で定める作業に従事する場合には、第五条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 各省各庁の長は、第五条から第八条まで、第十一条及び前条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事院規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 (新設)

(略)

ものとする。

(超勤代休時間)

第十三条の二 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に
関する法律第十六条第三項の規定により超勤勤務手当
を支給すべき職員に対して、政令で定めるところによ
り、当該超勤勤務手当の一部の支給に代わる措置の対
象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)
として、政令で定める期間内にある勤務日等(第十五
条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り
振られた勤務時間の全部又は一部を指定することがで
きる。

2 (略)

(休日の代休日)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又
は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総
称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の
全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)
について特に勤務することを命じた場合には、政令で
定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わ
る日(次項において「代休日」という。)として、当
該休日後の勤務日等(第十三条の二第一項の規定によ
り超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除
く。)を指定することができる。

2 (略)

(年次休暇)

第十七条 (略)

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日
(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務

(超勤代休時間)

第十三条の二 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に
関する法律第十六条第三項の規定により超勤勤務手当
を支給すべき職員に対して、人事院規則の定めるところ
により、当該超勤勤務手当の一部の支給に代わる措
置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」とい
う。)
として、人事院規則で定める期間内にある勤務
日等(第十五条第一項に規定する休日及び代休日を除
く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定
することができる。

2 (同上)

(休日の代休日)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又
は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総
称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の
全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)
について特に勤務することを命じた場合には、人事院
規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日
に代わる日(次項において「代休日」という。)とし
て、当該休日後の勤務日等(第十三条の二第一項の規
定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日
を除く。)を指定することができる。

2 (同上)

(年次休暇)

第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、
その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員
の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日
(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務

時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で政令で定める日数)

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの、その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で政令で定める日数

三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者(以下この号において「給与特例法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他政令で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の政令で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で政令で定める日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、政令で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 (特別休暇)
(略)

第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務し

時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数)

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの、その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者(以下この号において「給与特例法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 (特別休暇)
(同上)

第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務し

ないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇とする。この場合において、政令で定める特別休暇については、政令でその期間を定める。

(介護休暇)

第二十条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他政令で定める者で負傷、疾病又は老齢により政令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第二十一条 病気休暇、特別休暇（政令で定めるものを除く。）及び介護休暇については、政令で定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第二十三条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して政令で定める。

ないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第二十条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (同上)

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第二十一条 病気休暇、特別休暇（人事院規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

(人事院規則への委任)

第二十二条 第十六条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第二十三条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一・二（略） 三 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（試験研究機関等の長その他の政令で定める官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。）をいう。 （任期を定めた採用） 第三条 任命権者（国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。 一・二（略） 三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的な知識又は技術を有する者を、当該知識又は技術を必要とする研究業務であつて特別の計画に基づき実施されるものの能率的な運営のために当該研究業務に五年を超えない期間を定めて従事させる場合（昇任、降任又は転任の方法により欠員を補充することが困難である場合に限る。） 2 任命権者は、前項第一号又は第三号の規定により任</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 一・二（同上） 三 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（試験研究機関等の長その他の人事院規則で定める官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。）をいう。 （任期を定めた採用） 第三条 任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。 一・二（同上） （新設） 2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければなら</p>

を得なければならぬ。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定め、採用を行う場合には、内閣総理大臣と協議して定められた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めるものとする。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、内閣総理大臣の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 前条第一項第三号に規定する場合における任期は、同号に規定する特別の計画の期間又は五年のいづれか短い期間（次条第一項において「三号最長期間」という。）を超えない範囲内で、任命権者が定める。

4 任命権者は、前三項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

第五条 任命権者は、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究者」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究

ない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定め、採用を行う場合には、人事院と協議して定められた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めるものとする。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認められる場合には、人事院の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

(新設)

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

第五条 任命権者は、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究者」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究

員」という。)の任期が三年に満たない場合(前条第二項の内閣総理大臣の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち前条第二項の内閣総理大臣の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、第三条第一項第三号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三号最長期間に満たない場合にあつては採用した日から三号最長期間を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(給与に関する特例)
第六条 (略)

3 各庁の長(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者)以下この条において同じ。)は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に應じて政令で定める基準に従い決定する。

4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。)又は給与法の指定

員」という。)の任期が三年に満たない場合(前条第二項の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち同項の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(給与に関する特例)
第六条 (同上)

3 各庁の長(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者)以下この条において同じ。)は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に應じて人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。)又は給与法の指定職俸給

職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、政令で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 (略)

(給与法の適用除外等)

2 第七条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」とあるのは「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、給与法第三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法

表八号俸の額に相当する額とすることができる。

5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 (同上)

(給与法の適用除外等)

2 第七条 (同上)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条並びに第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」とあるのは「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、給与法第三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「

第二十一条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

(職員の裁量による勤務)

第八条 各省各庁の長(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)以下「勤務時間法」という。)第二条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量に委ねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、政令で定めるところにより、勤務時間法の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、政令で定めるところにより、その勤務の状況について各省各庁の長に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、政令で定める時間帯について勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他の政令で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 (略)

(政令への委任)

第十一条 この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

(職員の裁量による勤務)

第八条 各省各庁の長(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)以下「勤務時間法」という。)第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、人事院規則の定めるところにより、勤務時間法の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事院規則の定めるところにより、その勤務の状況について各省各庁の長に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事院規則で定める時間帯について勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他の人事院規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 (同上)

(人事院規則への委任)

第十一条 この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(調査研究等)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(人事院の勧告等)

第十二条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

改正案	現行
<p>2 第三条（任務）（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、人事行政の公正の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、公務の能率的な運営、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一、十八（略）</p> <p>十九、各行政機関がその職員について行う人事管理に 関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に 関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 第三条（任務）（同上）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、人事行政の公正の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一、十八（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （同上）</p>

3 (略)

一〇五十四の三 (略)
(削る)

五五五〇五十九 (略)

五十九の二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号) 第三百三十一条に規定する事務

六十〇六十一 (略)

六十二 公務員庁設置法(平成二十三年法律第百一十号) 第四条第二項に規定する事務

六十三 (略)

(内閣総理大臣の権限)

第七条 (略)

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3〇7 (略)

第三十一条の三

第四条第一項第十九号及び第三項第六十
二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(事務次官)

第十五条 (略)

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会等、金融庁、消費者庁及び公務員庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

(内閣府審議官)

3 (同上)

一〇五十四の三 (同上)

五十四の四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号) 第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務

五五五〇五十九 (同上)

(新設)

六十〇六十一 (同上)

(新設)

六十二 (同上)

(内閣総理大臣の権限)

第七条 (同上)

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3〇7 (同上)

(新設)

(事務次官)

第十五条 (同上)

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

(内閣府審議官)

<p>子ども・若者育成支援推進本部</p> <p>(略)</p>	<p>子ども・若者育成支援推進法</p> <p>(略)</p>	<p>第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>			
		<p>民間資金等活用事業推進委員会</p>	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律</p>	<p>(略)</p>	<p>(削る)</p>
		<p>第十六条 (略)</p> <p>2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、人事公正委員会、金融庁、消費者庁及び公務員庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。</p> <p>(設置)</p>			
		<p>第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>			
		<p>(設置)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>			

<p>子ども・若者育成支援推進本部</p> <p>(略)</p>	<p>子ども・若者育成支援推進法</p> <p>(略)</p>	<p>第三十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>			
		<p>民間資金等活用事業推進委員会</p>	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律</p>	<p>(略)</p>	<p>再就職等監視委員会</p>
		<p>第十六条 (同上)</p> <p>2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。</p> <p>(設置)</p>			
		<p>第三十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>			
		<p>(設置)</p> <p>第四十条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>			

(削る)

(削る)

(内閣府に置かれる委員会及び庁)
第六十四条 (略)

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
人事公正委員会	国家公務員法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法
公務員庁	公務員庁設置法

(官房及び局の数)
第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十五以内とする。

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

官民人材交流センター

国家公務員法

(内閣府に置かれる委員会及び庁)
第六十四条 (同上)

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
(新設)	(新設)
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法
(新設)	(新設)

(官房及び局の数)
第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (新設)

<p>2 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(特命担当大臣の掌理する事務の特例)</p> <p>第三条 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 246 1225 577">期限</td> <td data-bbox="1145 577 1225 1108">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 246 1145 577">当分の間</td> <td data-bbox="1023 577 1145 1108">前条第二項第一号に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 246 1023 577">平成二十四年三月三十一日までの間</td> <td data-bbox="858 577 1023 1108">前条第三項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務</td> </tr> </table>	期限	事務	当分の間	前条第二項第一号に掲げる事務	平成二十四年三月三十一日までの間	前条第三項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務	
期限	事務							
当分の間	前条第二項第一号に掲げる事務							
平成二十四年三月三十一日までの間	前条第三項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務							
<p>2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第一項に規定する事務を掌理するものとする。</p> <p>(総合事務局の所掌事務の特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 附則第二条第二項第一号に掲げる事務</p> <p>二 附則第二条第三項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務</p>	<p>2 4 (同上)</p> <p>(特命担当大臣の掌理する事務の特例)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(総合事務局の所掌事務の特例)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>一 附則第二条第一項第一号に掲げる事務</p> <p>二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 1142 1225 1496">期限</td> <td data-bbox="1145 1496 1225 1982">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1142 1145 1496">当分の間</td> <td data-bbox="1023 1496 1145 1982">附則第二条第一項第一号に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1142 1023 1496">平成二十四年三月三十一日までの間</td> <td data-bbox="858 1496 1023 1982">附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務</td> </tr> </table>	期限	事務	当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務	平成二十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務
期限	事務							
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務							
平成二十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務							

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条） （削る）</p> <p>第二款 第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）</p> <p>第二款 第六款（同上）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二章（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。</p> <p>三 国家公務員の退職手当制度に関すること。</p> <p>四 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く）</p>

一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

三 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

四 国民の権利利益の保護又は救済を図るための行政手続に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

五 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

く。

六 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
七 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

八 削除
九 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと

十二 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六 十八 （同上）

十九 （同上）

イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

七から十五まで 削除

十六 十八 （略）

十九 （略）

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二十三号）

（第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定

する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターの業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号

）第四条第二項第十二号に規定する法人の業務

ハ・ニ （略）

二十〇九十九 （略）

（勧告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 〃 8 （略）

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

2 （略）

（削る） （削る）

（削る）

（管区行政評価局等）

ロ 第十五号に規定する法人の業務

ハ・ニ （同上）

二十〇九十九 （同上）

（勧告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 〃 8 （同上）

第八条 本省に、次の審議会等を置く。

退職手当・恩給審査会

地方財政審議会

2 （同上）

第一款の二 退職手当・恩給審査会

第八条の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び恩給法（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法律を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

（管区行政評価局等）

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第三号から第六号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十二條第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十三條第二項の案内所

三 行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律第四十七條第二項の案内所

四 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律第四十六條第二項の案内所

3 5 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二條 (略)

一 行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する調整に関する事務のうち、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第七十四号、第九十四号、第九十五号、第九十八号、第九十九号、第一百二号及び第一百十一号に掲げる事務で政令

第二十五条 (同上)

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二十二條第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二十三條第二項の案内所

三 行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十七條第二項の案内所

四 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第四十六條第二項の案内所

3 5 (同上)

附 則

(所掌事務の特例)

第二條 (同上)

(新設)

で定めるものに係るものに関する重要事項の調査審議に関すること。

二〇八 (略)

二〇三 (略)

(勧告の特例)

第二条の二 総務大臣は、第六条第一項に規定する勧告のほか、当分の間、前条第一項第一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

一〇七 (同上)

二〇三 (同上)

(新設)

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律（第二十一条第二項及び第四十二条第一項を除く。）において、「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事公正委員会規則で定めるこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの（同法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>2 5 7 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃の立案をしようとするときは、国家公務員倫理審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。</p> <p>4 5 6 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十条 人事公正委員会に、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務及び権限）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律（第二十一条第二項及び第四十二条第一項を除く。）において、「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの（同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>2 5 7 （同上）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>2 内閣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に際しては、国家公務員倫理審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。</p> <p>4 5 6 （同上）</p> <p>（設置）</p> <p>第十条 人事院に、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務及び権限）</p>

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 国家公務員倫理規程の制定又は改廃の立案に関して、案をそなえて、内閣総理大臣に意見を申し出ること。

二 この法律又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること。

三 六（略）

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、任命権者（国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べることを。

八 国家公務員法第四百五条第二項の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九（略）

十 国家公務員法第八十五条の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一（略）

（会長及び委員の任命）

第十四条 会長及び委員は、人格が高潔であり、職員の

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、内閣に意見を申し出ること。

二 この法律又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三 六（同上）

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べることを。

八 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九（同上）

十 国家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一（同上）

（会長及び委員の任命）

第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、

<p>第十六条 会長又は委員は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>4 3 2 (身分保障) (略) (略)</p>	<p>3 (削る)</p>	<p>第十五条 (略)</p>	<p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。</p>	<p>2 (削る)</p>	<p>2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができる。</p> <p>職務に係る倫理の保持に關し公正な判断を有する者であり、法律又は社会に關する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（檢察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないものの中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p>
----------------------------------	--	----------------------	-----------------	---	----------------------	--

<p>第十六条 会長又は委員（第十四条第二項に規定する委</p>	<p>5 4 3 (身分保障) (同上) (同上)</p>	<p>2 第十五条 (同上)</p>	<p>4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。</p>	<p>3 (削る)</p>	<p>3 (削る)</p>	<p>2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもって充てる。</p> <p>3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。</p> <p>2 (削る)</p> <p>人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に關し公正な判断を有する者であり、法律又は社会に關する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（檢察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないものの中から、両議院の同意を得て、内閣が任命する。</p>
----------------------------------	--	---------------------------	--	----------------------	----------------------	---

する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることのない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられたとき

三 (略)

(罷免)

第十七条 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十八条 (略)

2 (略)

3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(懲戒処分)の指針の策定又は変更に関する意見の申出

第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法

律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針(次項において単に「指針」という。)の策定又は変更の際には、あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができる。

(刑事裁判との関係の特例)

員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 (同上)

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 (同上)

(罷免)

第十七条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十八条 (同上)

2 (同上)

3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(新設)

(刑事裁判との関係の特例)

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続に関する国家公務員法第八十六条の規定の適用については、同条中「人事公正委員会」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

(秘密を守る義務の特例)

第三十四条 審査会が行う調査に関する国家公務員法第百二条第四項の規定の適用については、同項中「人事公正委員会」とあるのは「国家公務員倫理審査会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

(人事公正委員会規則制定の要求)

第三十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事公正委員会に対し、案をそなえて、人事公正委員会規則の制定を求めることができる。

(人事公正委員会の報告聴取等)

第三十七条 人事公正委員会は、人事行政の公正の確保のため必要があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

(政令及び人事公正委員会規則への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令(第二十一条の二第二項及び第二十二條から前条までの規定の施行に關し必要な事項に關しては、人事公正委員会規則)で定める。

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関及び内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人(以下「行政機関等」という。)に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 (略)

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続に関する国家公務員法第八十五条の規定の適用については、同条中「人事院」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

(秘密を守る義務の特例)

第三十四条 審査会が行う調査に関する国家公務員法第百二条第四項の規定の適用については、同項中「人事院」とあるのは「国家公務員倫理審査会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

(人事院規則制定の要求)

第三十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事院に対し、案をそなえて、人事院規則の制定を求めることができる。

(人事院の報告聴取等)

第三十七条 人事院は、人事行政の公正の確保のため必要があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

(人事院規則への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人(以下「行政機関等」という。)に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 (同上)

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職

員及び特定独立行政法人の職員に関する特例)

第四十一条 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び特定独立行政法人の職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事公正委員会規則で定める官職にあるものを除く。)には、適用しない。

2 |

第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員に対する同法第三十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第八十条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項(第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に關して行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百六条、第四百四十七条、第六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第六十三条」とする。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除

員及び特定独立行政法人の職員に関する特例)

第四十一条 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び特定独立行政法人の職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。)には、適用しない。

2 |

第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで(職務に係る倫理の保持に關する事務を除く。)」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条(職員の職務に係る倫理の保持に關して行われるものを除く。)」と、「第八十条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項(国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百十九号)又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。))に違反する行為に關して行われるものを除く。)」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項(第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」とする。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)、独

く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようになければならない。

2・3 (略)

(この法律の所掌)

第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十四条、第十七条、第十八条第三項及び第二十一条の二第一項に定める事務に関するものほか、国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関するものに限られるものとする。

2 (略)

立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようになければならない。

2・3 (同上)

(この法律の所掌)

第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十四条、第十七条及び第十八条第三項に定める事務に関するものほか、国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関するものに限られるものとする。

2 (同上)

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（第二十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十六条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類する事業として政令で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として政令で定めるもの イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十一号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三 （同上） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの</p>

する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの

ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ニ イからハまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

五 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして内閣総理大臣が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の政令で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づき業務に従事させることをいう。

4 （略）

5 この法律において「任命権者」とは、次条第一項を除き、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。
(削る)

五 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づき業務に従事させることをいう。

4 （同上）

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特

(削る)

(基本方針等)

第三条 内閣総理大臣は、あらかじめ、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して人事交流の制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「官民人事交流基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 | 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、官民人事交流基本方針を公表しなければならない。

3 | 前二項の規定は、官民人事交流基本方針の変更について準用する。

4 | 内閣総理大臣は、人事交流の制度の適切かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長をいう。

(人事院の権限及び責務)

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十五条、第十七条、第二十二條及び第二十四条の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

(新設)

(新設)

2 | 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第四条 人事公正委員会は、人事公正委員会規則により、次に掲げる事項に関する基準（以下「交流基準」という。）を制定するものとする。

一 国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するもの
二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事公正委員会に意見を述べることができ

3 人事公正委員会は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事公正委員会規則で定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(任命権者等の責務)

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、官民人事交流基本方針及び交流基準に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

(民間企業の公募)

第六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 内閣総理大臣は、任命権者に対し、定期的に又はそ

(交流基準)

第五条 各省各庁の長等その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第四項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するもの
二・三 (同上)

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることができる。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(新設)

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、各省各庁の長等に対し、定期的に又はそ

の求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七条 任命権者は、交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業（以下「名簿記載企業」という。）及び職員の同意を得て交流派遣の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で定めるところにより、当該計画を記載した書類を人事公正委員会に提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、その認定を受けなければならない。

2 | 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に交流派遣をすることができる。

(削る)

3 | 任命権者は、前項の規定により交流派遣をするときは、第一項の認定を受けた計画に従って、当該計画に記載された名簿記載企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の

の求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七条 各省各庁の長等は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができる。

2 | 各省各庁の長等は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る職員の同意を得なければならない。

3 | 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合には、人事院総裁は、当該要請に係る職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 | 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、同項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終

労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして政令で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)

第八条 (略)

2 前条の規定により交流派遣をした任命権者は、当該派遣先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると認められる場合には、当該交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)の同意及び人事公正委員会の認定を得て、当該交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、交流派遣の期間を延長することができる。

(労働契約の締結)

第九条 交流派遣職員は、第七条第三項の取決めに定められた内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十条 (略)

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百三条の規定

二 (略)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び特定独立行政

了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)

第八条 (同上)

2 前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由がある~~と~~人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)~~及び~~当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長等(第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。)の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(労働契約の締結)

第九条 交流派遣職員は、第七条第四項の取決めに定められた内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十条 (同上)

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百一条の規定

二 (同上)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び特定独立行政

法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事公正委員会規則で定める業務に従事してはならない。

2
(略)

3 | 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならぬ。

4 | 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百六条の規定は、適用しない。

5 | 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）」とあるのは、「、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）」若しくは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 任命権者は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の政令で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2
(略)

法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2
(同上)

(新設)

3 | 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

4 | 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「、国家公務員倫理法若しくは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 人事院総裁は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2
(同上)

3 | 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元

機関の長（人事院総裁を除く。）は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関（交流派遣元機関の長が特定独立行政法人の長である場合には、当該特定独立行政法人）に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

3 | 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であった民間企業に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な関係にあるものとして人事公正委員会規則で定める官職に就けてはならない。
(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 | 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)」の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

4 | 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であった民間企業に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。
(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 | 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)」の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任)

第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第二項及び附則第六項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、政令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2

(略)

(交流採用)

(新設)

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2

(同上)

(交流採用)

第十九条 (削る)

- 1 任命権者は、交流採用をしようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、名簿記載企業の同意を得て交流採用の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で定めるところにより、当該計画を記載した書類を人事公正委員会に提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、その認定を受けなければならない。
- 2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に雇用された者又は現に雇用されている者について交流採用をすることができず。
- 3 任命権者は、前項の規定により交流採用をするときは、第一項の認定を受けた計画に従って、当該計画に記載された名簿記載企業(以下「交流元企業」という。)との間において、第二条第四項第一号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決めに、同項第二号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならない。
- 4 第二条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めにおいては、任期中における雇用に基き賃金(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。)の支払その他の給付(賃金の支払以外のもの)であつて、人事公正委員会規則で定めるものを除く。)を

第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定により提示

- された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採用をするこ
とができる。
- 2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。
 - (新設)
 - 3 任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間において、第二条第四項第一号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決めに、同項第二号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めに締結しておかなければならない。
 - 4 第二条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めにおいては、任期中における雇用に基き賃金(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。)の支払その他の給付(賃金の支払以外のもの)であつて、人事院規則で定めるものを除く。)を行うこと

5 行うことをその内容として定めてはならない。
交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。

6 任命権者は、その所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）及び交流元企業の同意並びに人事公正委員会の認定を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

7 (略)
(官職の制限)
第二十条 任命権者は、交流採用職員を交流元企業に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事公正委員会規則で定める官職に就けてはならない。

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 (略)
2 (略)
3 第十二条第五項の規定は、交流採用職員について準用する。

(人事交流の制度の運用状況の報告)
第二十三条 人事公正委員会は、毎年、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならぬ。

一 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めてい

をその内容として定めてはならない。

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
(新設)

6 (同上)
(官職の制限)

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 (同上)
2 (同上)
3 第十二条第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

(人事交流の状況の報告)
第二十三条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

た派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第一項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、第七条第一項及び第十九条第一項の規定に基づく認定の状況
任命権者は、毎年、内閣総理大臣に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、三年前の年の一月一日後に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から二年を経過した日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位その他人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項に第一項の報告書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

（政令等への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

（法令の制定改廃に関する通知等）

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の利用及び職務の遂行の状況を報告しなければならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七条第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、同年に第九条第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員が当該交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）その他必要な事項を報告しなければならない。

（新設）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定若しくは改廃若しくは官民人事交流基本方針の策定若しくは変更の立案又は第二条第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知するものとする。

2| 人事公正委員会は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、官民人事交流基本方針の策定若しくは変更又は第二条第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに關し意見を申し出ることができる。

(防衛省の職員への準用等)

第二十六条 この法律(第二条第一項及び第五項、第三条、第四条第二項及び第三項、第十条第二項並びに前条を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第二十一号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定(第二十四条を除く。)中「人事公正委員会規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第六条及び第二十三条中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。)」と、第四条第一項中「人事公正委員会は」とあるのは「内閣は」と、次に掲げる」とあるのは「一般職に属する国家公務員の例に準じて、次に掲げる

(新設)

(新設)

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十三条第三項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。)」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総

「と、第五条中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「官民人事交流基本方針及び交流基準」とあるのは「交流基準」と、第七条第一項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」と、第八条第二項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」と、第十二条第四項中「国家公務員法第六十条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条第一項又は第二項」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百三十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第二項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第一項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第六項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十六条第一項において準用する同法第二十二

裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。）を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第四十条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百三十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項におい

「一条第一項」と、第二十三條第一項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」と、第二十四條中「政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 防衛大臣は、前項において準用する第七條第一項、第八條第二項並びに第十九條第一項及び第六項の認定を行う場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七條の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十九條第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。
(削る)

5 | (略)

て準用する国家公務員災害補償法」と、第十八條第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九條第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二條中「（第二十一條第一項）」とあるのは「（第二十四條第一項において準用する同法第二十一條第一項）」と、前條第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛大臣は、前項において準用する第七條第三項及び第十九條第二項の認定、前項において準用する第八條第二項の延長並びに前項において準用する第十九條第五項の承認を行う場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十九條第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 第一項において準用する第二十條に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二條第二項の規定は、適用しない。

6 | (同上)

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百一十五号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>（任期を定めた採用）</p> <p>第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、内閣総理大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（任期を定めた採用）</p> <p>第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として人事院規則で定める場合</p>

第五条 任命権者は、第三条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては、内閣総理大臣の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 (略)

(任用の制限)

第六条 任命権者は、任期付職員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合その他任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、内閣総理大臣の承認を得て、任期付職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

(給与に関する特例)

第七条 (略)

2 各庁の長は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて政令で定める基準に従い決定する。

3 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

4 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業

第五条 任命権者は、第三条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては、人事院の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 (同上)

(任用の制限)

第六条 任命権者は、任期付職員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合その他任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、人事院の承認を得て、任期付職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

(給与に関する特例)

第七条 (同上)

2 各庁の長は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。

3 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

4 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業

績を挙げたと認められる職員には、政令で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 (略)

(給与法の適用除外等)

2 第八条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、給与法第三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

(政令への委任)

績を挙げたと認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 (同上)

(給与法の適用除外等)

2 第八条 (同上)

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

(人事院規則への委任)

第十条 この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(調査研究等)

第十一条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

第十条 この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院の勧告等)

第十一条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第三号に規定する特定独立行政法人等の職員その他政令で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>（法科大学院設置者による派遣の要請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の要請の手続は、最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、任命権者に対するものについては政令で定める。</p> <p>（職務とともに教授等の業務を行うための派遣）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 第一項又は第三項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間その他の勤務条件（検察官等に</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第三号に規定する特定独立行政法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>（法科大学院設置者による派遣の要請）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2 前項の要請の手続は、最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、任命権者に対するものについては人事院規則で定める。</p> <p>（職務とともに教授等の業務を行うための派遣）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>2 4 （同上）</p> <p>5 第一項又は第三項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間その他の勤務条件（検察官等に</p>

については、教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受ける全てのものをいう。以下同じ。）を含む。）及び教授等の業務の内容、派遣の期間、派遣の終了に関する事項その他第一項又は第三項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして裁判官については最高裁判所規則で、検察官等については政令で定める事項を定めるものとする。

6
9 (略)

10 第三項の規定による検察官等の教授等の業務への従事については、国家公務員法第百六条の規定は、適用しない。

(派遣の終了)

第五
条 (略)

2 (略)

3 任命権者は、前条第三項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の政令で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七
条 (略)

2 (略)

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、政令（第四条第三項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合）については、同法第三条第一項に規定する準則）で定める

については、教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。以下同じ。）を含む。）及び教授等の業務の内容、派遣の期間、派遣の終了に関する事項その他第一項又は第三項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして裁判官については最高裁判所規則で、検察官等については人事院規則で定める事項を定めるものとする。

6
9 (同上)

10 第三項の規定による検察官等の教授等の業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

(派遣の終了)

第五
条 (同上)

2 (同上)

3 任命権者は、前条第三項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七
条 (同上)

2 (同上)

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、人事院規則（第四条第三項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合）については、同法第三条第一項に規定する準則）で

2 第八条 (国家公務員共済組合法の特例)
(略)

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)&及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

2 第八条 (同上)

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)&及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (同上)

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第二項及び附則第六項の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務(当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該教授等の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(専ら教授等の業務を行うための派遣)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間、教授等の業務に係る報酬等その他の勤務条件及び教授等の業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他同項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして政令で定める事項を定めるものとする。

4・5 (略)

(職務への復帰)

第十二条 (略)

2 任命権者は、前条第一項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の政令で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認める

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務(当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該教授等の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(専ら教授等の業務を行うための派遣)

第十一条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間、教授等の業務に係る報酬等その他の勤務条件及び教授等の業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他同項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4・5 (同上)

(職務への復帰)

第十二条 (同上)

2 任命権者は、前条第一項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと

ときは、速やかに、当該検察官等を職務に復帰させなければならぬ。

(派遣期間中の給与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、政令(第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合)については、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの

認めるときは、速やかに、当該検察官等を職務に復帰させなければならぬ。

(派遣期間中の給与等)

第十三条 (同上)

2 (同上)

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、人事院規則(第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合)については、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

第十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの

規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)-とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)-とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 (略)

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、政令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 (略)

(最高裁判所規則及び政令への委任)

第二十二條 (略)

2 この法律に定めるもののほか、法科大学院において検察官等が教授等の業務を行うための派遣に関し必要な事項は、政令で定める。

規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)-とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)-とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 (同上)

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 (同上)

(最高裁判所規則及び人事院規則への委任)

第二十二條 (同上)

2 この法律に定めるもののほか、法科大学院において検察官等が教授等の業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第六十七条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。</p> <p>3 この法律において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。</p> <p>4 この法律において「特別職国家公務員等」とは、国家公務員法第二条に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者をいう。</p> <p>（留学費用の償還）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員と</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3 この法律において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>4 この法律において「特別職国家公務員等」とは、国家公務員法第二条に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者をいう。</p> <p>（留学費用の償還）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員と</p>

しての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留
学のために国が支出した留学費用の総額に相当する
金額に、同日から起算した職員としての在職期間が
遡増する程度に應じて百分の百から一定の割合で遡
減するように政令で定める率を乗じて得た金額

3 2

(略)
(略)

一 国家公務員法第七十四条の規定による休職の期間
(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤
(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九
十一号)第一条の二第二項及び第三項に規定する通
勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾
病にかかり、国家公務員法第七十四条第一号に掲げ
る事由に該当して休職にされた場合における当該休
職の期間その他の政令で定める休職の期間を除く。)

二 国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定
による停職の期間

三 国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三
年法律第 号)第七条第一項ただし書の規定に
より労働組合の業務に専ら従事した期間又は特定独
立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三
年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規
定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四・五 (略)
(適用除外)

第四条 (略)

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは
通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公

しての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留
学のために国が支出した留学費用の総額に相当する
金額に、同日から起算した職員としての在職期間が
遡増する程度に應じて百分の百から一定の割合で遡
減するように人事院規則で定める率を乗じて得た金
額

3 2

(同上)
(同上)

一 国家公務員法第七十九条の規定による休職の期間
(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤
(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九
十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同
じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家
公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して
休職にされた場合における当該休職の期間その他の
人事院規則で定める休職の期間を除く。)

二 国家公務員法第八十二条の規定による停職の期間

三 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定
により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定
独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十
三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の
規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四・五 (同上)
(適用除外)

第四条 (同上)

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは
通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公

務員法第七十三条第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同条第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 国家公務員法第七十七条第一項の規定により退職した場合（同法第七十八条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 （略）
四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

五 国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職国家公務員等となるため離職した場合であって、政令で定める場合

（特別職国家公務員等となった者に関する特例）

第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き特別職国家公務員等として採用された者（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の特別職国家公務員等として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職国家公務員

務員法第七十八条第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同条第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 （同上）
四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として人事院規則で定める場合

五 国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職国家公務員等となるため離職した場合であって、人事院規則で定める場合

（特別職国家公務員等となった者に関する特例）

第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き特別職国家公務員等として採用された者（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の特別職国家公務員等として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職国家公務員

等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として政令で定める期間」とする。

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職する者（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職国家公務員等でなくなった場合（引き続き特別職国家公務員等以外の特別職国家公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職国家公務員等でなくなったことを離職したと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職国家公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として政令で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職国家公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定める場合」とする。

（政令への委任）

第六条 この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（外務職員の研修に関する特例）

第七条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）

等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事院規則で定める期間」とする。

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職する者（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職国家公務員等でなくなった場合（引き続き特別職国家公務員等以外の特別職国家公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職国家公務員等でなくなったことを離職したと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職国家公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事院規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職国家公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として人事院規則で定める場合」とする。

（人事院規則への委任）

第六条 この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（外務職員の研修に関する特例）

第七条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）

第二条第五項に規定する外務職員に対する同法第十五条の規定に基づく研修に関するこの法律の規定の適用については、第二条第二項中「研修」とあるのは「研修その他の研修」と、「国家公務員法第六十七条」とあるのは「外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条」と、「政令」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条（見出しを含む。）中「政令」とあるのは「外務省令」とする。

（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の研修に関する特例）

第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に対する研修に関するこの法律の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「であつて、国家公務員法第六十七条の規定に基づき」とあるのは「であつて」とする。

（裁判所職員への準用）

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十八号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第

であつて、国家公務員

であつて

第二条第五項に規定する外務職員に対する同法第十五条の規定に基づく研修に関するこの法律の規定の適用については、第二条第二項中「研修」とあるのは「研修その他の研修」と、「国家公務員法第七十三条」とあるのは「外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあるのは「外務省令」とする。

（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の研修に関する特例）

第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に対する研修に関するこの法律の規定の適用については、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき」とあるのは「であつて」とする。

（裁判所職員への準用）

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第

であつて、国家公務員

であつて

第三 条第 三項 第三 号	第三 条第 三項 第二 号		第三 条第 三項 第一 号	二 項	法第六十七 条の規定に 基づき	国家公務員 法第七十四 条の規定	国家公務員 法第七十四 条の規定
国家公務員 の労働関係 に関する法律 (平成二 十三年法律第 号	国家公務員 法第八十二 条第一項又は 第二項	(略)	国家公務員 法第七十四 条第一号	(略)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)
第三 条第 三項 第三 号	第三 条第 三項 第二 号		第三 条第 三項 第一 号	二 項	法第七十三 条の規定に 基づき	国家公務員 法第七十九 条の規定	国家公務員 法第七十九 条の規定
国家公務員 法第八十八 条の六第一 項ただし書	国家公務員 法第八十二 条	(略)	国家公務員 法第七十九 条第一号	(略)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)
国家公務員 法	国家公務員 法第八十二 条	(略)	国家公務員 法第七十九 条第一号	(略)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)	裁判所職員 臨時措置 法(昭和二十 六年法律第二 百九十九号) において準 用する国家公 務員法(昭 和二十二年 法律第二百十 号)

	(略)	第四条第一号
(略)	(略)	通勤
書 第七條第一項ただし	(略)	国家公務員法第七十三條第二号
労働関係に関する法律第七條第一項ただし書	(略)	裁判官分限法（昭和二十二年法律第百二十七号）第一條第一項（同項の裁判に係る部分に限る。）に規定する事由に該当して免官され、若しく
(略)	(略)	通勤（裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされ、又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第一條の二第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）
	(略)	第四条第一号
(略)	(略)	通勤
	(略)	国家公務員法第七十八條第二号
第八條の六第一項ただし書	(略)	裁判官分限法（昭和二十二年法律第百二十七号）第一條第一項（同項の裁判に係る部分に限る。）に規定する事由に該当して免官され、若しく
(略)	(略)	通勤（裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされ、又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第一條の二に規定する通勤をいう。）

<p>第二條第二項</p>	<p>であつて、<u>国家公務員法第六十七條の規定</u>に基づき</p>	<p>であつて</p>	<p>(防衛省職員への準用) 第十一條 第二條第二項及び第三項、第三條(第三項第三号を除く。)並びに第四條から第六條までの規定は、防衛省職員(国家公務員法第二條第三項第二十一号に掲げる防衛省の職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>政令</u>」とあるのは「<u>防衛省令</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四條第二号 <u>国家公務員法第七十七條第一項</u></p>	<p>は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十三條第二号</p> <p>裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十條又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十七條第一項</p>
<p>第二條第二項</p>	<p>であつて、<u>国家公務員法第七十三條の規定</u>に基づき</p>	<p>であつて</p>	<p>(防衛省職員への準用) 第十一條 第二條第二項及び第三項、第三條(第三項第三号を除く。)並びに第四條から第六條までの規定は、防衛省職員(国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>人事院規則</u>」とあるのは「<u>防衛省令</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四條第二号 <u>国家公務員法第八十一條の二第一項</u></p>	<p>は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十八條第二号</p> <p>裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十條又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一條の二第一項</p>

第四条第		第四条第 二号	第四条第 一号	(略)	第三条第 三項第二 号		第三条第 三項第一 号
国家公務員法第三十	(略)	第七十八條第一項	国家公務員法第七十 七條第一項	国家公務員法第七十 三條第二号	国家公務員法第八十 二條第一項又は第二 項	国家公務員法第七十 四條第一号	国家公務員法第七十 四條の規定
自衛隊法第三十一	(略)	第四十四條の三第 一項	自衛隊法第四十四 條の二第一項又は 第四十五條第一項	自衛隊法第四十二 條第二号	自衛隊法第四十六 條	自衛隊法第四十三 條第一号	自衛隊法（昭和二 十九年法律第六 十五号）第四十三 條の規定
第四条第		第四条第 二号	第四条第 一号	(略)	第三条第 三項第二 号		第三条第 三項第一 号
国家公務員法第五十	(略)	第八十一條の三第一 項	国家公務員法第八十 一條の二第一項	国家公務員法第七十 八條第二号	国家公務員法第八十 二條	国家公務員法第七十 九條第一号	国家公務員法第七十 九條の規定
自衛隊法第三十一	(略)	第四十四條の三第 一項	自衛隊法第四十四 條の二第一項又は 第四十五條第一項	自衛隊法第四十二 條第二号	自衛隊法第四十六 條	自衛隊法第四十三 條第一号	自衛隊法（昭和二 十九年法律第六 十五号）第四十三 條の規定

(略)	五号
(略)	<p>二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者</p> <p>特別職国家公務員等</p>
(略)	<p>条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者</p> <p>一般職国家公務員等（同法第四十一条第三項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）</p>
(略)	五号
(略)	<p>五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者</p> <p>特別職国家公務員等</p>
(略)	<p>条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者</p> <p>一般職国家公務員等（同法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職員」とは、第十条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他これらに類する職員として政令で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして政令で定めるものに参加することをいう。</p> <p>5 （略）</p> <p>（自己啓発等休業の承認）</p> <p>第三条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職員」とは、第十条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 （同上）</p> <p>4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして人事院規則で定めるものに参加することをいう。</p> <p>5 （同上）</p> <p>（自己啓発等休業の承認）</p> <p>第三条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上</p>

である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあっては二年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として政令で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあっては三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 (略)

2 (自己啓発等休業の期間の延長)

第四条 (略)

2 自己啓発等休業の期間の延長は、一回に限るものとする。

3 (略)

3 (自己啓発等休業の承認の失効等)

第六条 (略)

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他これに類するものとして政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、政令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあっては二年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として人事院規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあっては三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 (同上)

2 (自己啓発等休業の期間の延長)

第四条 (同上)

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 (同上)

3 (自己啓発等休業の承認の失効等)

第六条 (同上)

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項

中一その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第

号）第七条第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

(政令への委任)

第九条 この法律（前条及び次条を除く。）の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(防衛省の職員への準用)

第十条 この法律（第二条第一項及び第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第二十一号に掲

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項

中一その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

(人事院規則への委任)

第九条 この法律（前条及び次条を除く。）の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛省の職員への準用)

第十条 この法律（第二条第一項及び第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲

げる防衛省の職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の政令で定める職員を除く。）について準用する。この場合において、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

る防衛省の職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の政令で定める職員を除く。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（議院内閣制の下での国家公務員の役割等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務のうち、第八号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務（幹部職員に係るものに限る。）については内閣官房において一元的に行い、その他の事務については内閣府において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（内閣人事局及び公務員庁の設置）</p> <p>第十一条 政府は、次に定めるところにより内閣官房及び内閣府に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を、内閣府に公務員庁を置くものとし、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 内閣官房長官（内閣人事局の事務に係るものに限る。）及び内閣総理大臣は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第四項の規定に基づき同項に規定する事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。</p>	<p>（議院内閣制の下での国家公務員の役割等）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣官房において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。</p> <p>一〇十一（同上）</p> <p>（内閣人事局の設置）</p> <p>第十一条 政府は、次に定めるところにより内閣官房に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を目途として講ずるものとする。</p> <p>一 内閣官房長官は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第四項に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。</p>

二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣府が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣府に移管するものとする。

(事務)

第二十条 本部に関する事務は、公務員庁において処理する。

(削る)

(削る)

二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣官房が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管するものとする。

(事務局)

第二十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者であつて、かつ、公務内外の人事管理制度に関し識見を有する者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

参 照 条 文 目 次

一	国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）	1
二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）	7
三	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	46
四	検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）	47
五	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	47
六	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）	49
七	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	50
八	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百零号）（抄）	53
九	特別職の職員に給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	53
十	一般職の職員に給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	57
十一	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）	70
十二	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）	78
十三	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	78
十四	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	86
十五	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七十七号）（抄）	90
十六	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）	91
十七	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）	93
十八	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）	95
十九	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）	96
二十	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	98
二十一	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	102
二十二	国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）	105
二十三	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）	108
二十四	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）	110
二十五	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）	111
二十六	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）	115
二十七	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）	119
二十八	内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（第一百七十七回国会 閣法第七十一号）（抄）	120

○ 国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 国家公務員制度改革の基本方針（第五条―第十二条）
 - 第三章 国家公務員制度改革推進本部（第十三条―第二十三条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政の運営を担う国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとすることが喫緊の課題であることにかんがみ、国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- 二 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- 三 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- 四 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- 五 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- 六 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること。

七 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国家公務員制度改革を推進する責務を有する。

（改革の実施及び目標時期等）

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を用途として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を用途として講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、職員の職務の特殊性に十分に配慮するものとする。

第二章 国家公務員制度改革の基本方針

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職(以下この項において「国家戦略スタッフ」という。)を、各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画立案及び政務に関し、大臣を補佐する職(以下この項において「政務スタッフ」という。)を置くものとする。
- 二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。)の任用等については、次に定めるところによるものとする。
 - イ 国家戦略スタッフ等は、特別職の国家公務員とともに、公募を活用するなど、国の行政機関の内外から人材を機動的に登用できるものとする。
 - ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。
- 2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 事務次官、局長、部長その他の幹部職員(地方支分部局等の職員を除く。以下単に「幹部職員」という。)を対象とした新たな制度を設けるものとする。
 - 二 課長、室長、企画官その他の管理職員(地方支分部局等の職員を除く。以下単に「管理職員」という。)を対象とした新たな制度を設けるものとする。
 - 三 幹部職員の任用については、内閣官房長官が、その適格性を審査し、その候補者名簿の作成を行うとともに、各大臣が人事を行うに当たって、任免については、内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議した上で行うものとする。
 - 四 幹部職員及び管理職員(以下「幹部職員等」という。)の任用に当たっては、国の行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努めるものとする。
 - 五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確なものとし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他の管理をし、及びその情報を適切に公開するために必要

な措置を講ずるものとする。この場合において、当該接触が個別の事務又は事業の決定又は執行に係るものであるときは、当該接触に関する記録の適正な管理及びその情報の公開の徹底に特に留意するものとする。

二 前号の措置のほか、各般の行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理が適切に行われるようにするための措置その他の措置を講ずるものとする。

4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣官房において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。

一 幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定

二 次条第三項に規定する幹部候補育成課程に関する統一的な基準の作成及び運用の管理

三 次条第三項第三号に規定する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施

四 次条第三項に規定する課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整

五 管理職員を任用する場合の選考に関する統一的な基準の作成及び運用の管理

六 管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整

七 幹部職員等以外の職員の府省横断的な配置に関する指針の作成

八 第二項第三号に規定する適格性の審査及び候補者名簿の作成

九 幹部職員等及び次条第三項に規定する課程対象者の人事に関する情報の管理

十 次条第四項第二号に規定する目標の設定等を通じた公募による任用の推進

十一 官民の人材交流の推進

(多様な人材の登用等)

第六条 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、採用試験に次に掲げる種類を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 総合職試験 政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う試験

ロ 一般職試験 的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験

ハ 専門職試験 特定の行政分野に係る専門的な知識を有するかどうかを重視して行う試験

二 前号の措置に併せ、次に掲げる採用試験の区分を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 院卒者試験 大学院の課程を修了した者又はこれと同程度の学識及び能力を有する者を対象とした採用試験

ロ 中途採用試験 係長以上の職への採用を目的とした採用試験

2 政府は、職員の職務能力の向上を図るため、研修その他の能力開発によって得られた成果を人事評価に確実に反映させるとともに、自発的な能力開発を支援するための措置を講ずるものとする。

3 政府は、次に定めるところにより、管理職員としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための仕組み（以下「幹部候補育成課程」という。）を整備するものとする。この場合において、幹部候補育成課程における育成の対象となる者（以下「課程対象者」という。）であること又は課程対象者であったことによつて、管理職員への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

一 課程対象者の選定については、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行うものとする。

二 課程対象者については、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定するものとする。

三 管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修を行うものとする。

4 国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与するものとする。

一 幹部職員等に求められる役割及び職業倫理を明確に示すとともに、これらを人事評価の基準とするための措置を講ずること。

二 公募に付する幹部職員等の職の数について目標を定めるものとする。

5 政府は、高度の専門的な知識又は経験の求められる職に充てる人材を国の行政機関の内外から登用し、その能力を十分に発揮させるため、兼業及び給与の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

（官民の人材交流の推進等）

第七条 政府は、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 民間企業その他の法人の意向を適切に把握した上で、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第一条に規定する人事交流について、その透明性を確保しつつ、手続の簡素化及び対象の拡大等を行うこと。

二 課程対象者に、民間企業その他の法人における勤務の機会を付与するよう努めるものとし、そのための措置を講ずること。

三 給与、退職手当、年金その他の処遇を見直し、必要な措置を講ずること。

（国際競争力の高い人材の確保と育成）

第八条 政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 国際対応に重点を置いた採用を行うための措置を講ずること。

二 課程対象者に国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与するよう努めるものとし、そのための措置を講ずること。

（職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底）

第九条 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。

イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。

ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。

ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。

二 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。

三 国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。
（能力及び実績に応じた処遇の徹底等）

第十条 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 各部署において業務の簡素化のための計画を策定するとともに、職員の超過勤務の状況を管理者の人事評価に反映させるための措置を講ずること。

二 優秀な人材の国の行政機関への確保を図るため、職員の初任給の引上げ、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直しその他の措置を講ずること。

三 雇用と年金の接続の重要性に留意して、次に掲げる措置を講ずること。

イ 定年まで勤務できる環境を整備するとともに、再任用制度の活用を図るための措置を講ずること。

ロ 定年を段階的に六十五歳に引き上げることについて検討すること。

ハ イの環境の整備及びロの定年の引上げの検討に際し、高年齢である職員の給与の抑制を可能とする制度その他のこれらに対応した給与制度の在り方並びに職制上の段階に応じそれに属する職に就くことができる年齢を定める制度及び職種に応じ定年を定める制度の導入について検討すること。

（内閣人事局の設置）

第十一条 政府は、次に定めるところにより内閣官房に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を用途として講ずるものとする。

一 内閣官房長官は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第四項に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。

二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣官房が新たに担う機能を実効的に發揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管するものとする。

（労働基本権）

第十二条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

第三章 国家公務員制度改革推進本部

(国家公務員制度改革推進本部の設置)

第十三条 国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国家公務員制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織)

第十五条 本部は、国家公務員制度改革推進本部長、国家公務員制度改革推進副本部長及び国家公務員制度改革推進本部員をもって組織する。

(国家公務員制度改革推進本部長)

第十六条 本部の長は、国家公務員制度改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国家公務員制度改革推進副本部長)

第十七条 本部に、国家公務員制度改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国家公務員制度改革推進本部員)

第十八条 本部に、国家公務員制度改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第二十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者であつて、かつ、公務内外の人事管理制度に関し識見を有する者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第二十一条 本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第二十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方公務員の労働基本権等)

第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第十二条に規定する国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。

2 本部は、第十四条に掲げる事務のほか、前項の検討に関する事務をつかさどる。

○ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 中央人事行政機関(第三条―第二十六条)

第三章 職員に適用される基準

第一節 通則(第二十七条―第三十二条)

第二節 採用試験及び任免(第三十三条)

第一款 通則(第三十四条―第四十一条)

第二款 採用試験(第四十二条―第四十九条)

第三款 採用候補者名簿(第五十条―第五十三条)

第四款 任用(第五十四条―第六十条)

第五款 休職、復職、退職及び免職(第六十一条)

第三節 給与(第六十二条)

第一款 通則(第六十三条―第六十七条)

第二款 給与の支払(第六十八条―第七十条)

第四節 人事評価(第七十条の二―第七十条の四)

第五節 能率（第七十一条―第七十三条）

第六節 分限、懲戒及び保障（第七十四条）

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等（第七十五条―第八十一条）

第二目 定年（第八十一条の二―第八十一条の六）

第二款 懲戒（第八十二条―第八十五条）

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求（第八十六条―第八十八条）

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第八十九条―第九十二条の二）

第三目 公務傷病に対する補償（第九十三条―第九十五条）

第七節 服務（第九十六条―第九十六条）

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第九十六条の二―第九十六条の四）

第二款 再就職等監視委員会（第九十六条の五―第九十六条の二十二）

第三款 雑則（第九十六条の二十三―第九十六条の二十七）

第九節 退職年金制度（第九十七条・第九十八条）

第十節 職員団体（第九十八条の二―第九十八条の七）

第四章 罰則（第九十九条―第一百零三条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又ははてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。
(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

十二の二 日本学術会議会員

十三 裁判官及びその他の裁判所職員

十四 国会職員

十五 国会議員の秘書

十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十九条の政令で定めるものの委員

及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

第二章 中央人事行政機関

（人事院）

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③ 法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。

④ 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

（国家公務員倫理審査会）

第三条の二 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

② 国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるもののほか、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の定めるところによる。
（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

③ 人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

④ 人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）は、人事院には適用されない。

（人事官）

第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

② 人事官の任免は、天皇が、これを認証する。

③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 第三十八条第三号又は第五号に該当する者

④ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。

⑤ 人事官の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。
(宣誓及び職務)

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

② 第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

(任期)

第七条 人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間在任する。

② 人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

③ 人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。

(傍線の部分は「二年間」となるはずの誤り)

(退職及び罷免)

第八条 人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

一 第五条第三項各号の一に該当するに至つた場合

二 国会の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免を可とすると決定された場合

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合

② 前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

③ 人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が両議院の同意を経て、これを罷免するものとする。

④ 前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

(人事官の弾劾)

第九条 人事官の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

② 国会は、人事官の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

③ 国会は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事官に送付しなければならない。

④ 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、国会及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

⑤ 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

⑥ 人事官の弾劾の裁判の手續は、裁判所規則でこれを定める。

⑦ 裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

② 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

③ 人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事院会議)

第十二条 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

② 人事院会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

③ 前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

④ 人事院の事務処理の手續に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

⑤ 事務総長は、幹事として人事院会議に出席する。

⑥ 人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廃

二 削除

三 第二十二條の規定による關係大臣その他の機關の長に対する勸告

四 第二十三條の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による国会及び内閣に対する報告

六 第二十八條の規定による国会及び内閣に対する勸告

七 第四十八條の規定による試験機關の指定

八 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消(人事院規則の定める場合を除く。)

九 第六十七條の規定による給与に關する法律に定める事項の改定案の作成並びに国会及び内閣に対する勸告

十 第八十七条の規定による事案の判定

十一 第九十二条の規定による処分判定

十二 第九十五条の規定による補償に関する重要事項の立案

十三 百三条の規定による異議申立てに対する決定

十四 百八条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

十五 百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

十六 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

(事務総局及び予算)

第十三条 人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

② 事務総局の組織及び法律顧問に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

③ 人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を国の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支払その他必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上されなければならない。

④ 内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合には、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを国会に提出しなければならない。

⑤ 人事院は、国会の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

(事務総長)

第十四条 事務総長は、総裁の職務執行の補助者となり、その一般的監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、人事院会議の幹事となる。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

第十六条 人事院は、その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて、人事院規則を制定し、人事院指令を発し、及び手続を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廃することができる。

② 人事院規則及びその改廃は、官報をもつて、これを公布する。

③ 人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を発することができる。
(人事院の調査)

第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。

② 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に関係があると認めら

れる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

③ 人事院は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出勤を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

④ 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

⑤ 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）
第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

（給与の支払の監理）

第十八条 人事院は、職員に対する給与の支払を監理する。

② 職員に対する給与の支払は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。
（内閣総理大臣）

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）を、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

② 内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどる。

（内閣総理大臣の調査）

第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。）に関し調査することができる。

② 第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院又は前項の規定により指名された者は、同項」とあるのは「内閣総理大臣は、第十八条の三第一項」と、同条第三項中「第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）」とあるのは「第十八条の三第一項の調査」と、「対象である職員」とあるのは「対象である職員若しくは職員であつた者」と、「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当該職員」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ、又は関係者に質問させる」とあるのは「検査し、若しくは関係者に質問する」と読み替えるものとする。

（再就職等監視委員会への権限の委任）

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）の円滑な実施のための支援を行う。

(官民人材交流センターへの事務の委任)

第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。

(官民人材交流センター)

第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。

② 官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

③ 官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てる。

④ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの事務を統括する。

⑤ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

⑥ 官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。

⑦ 官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。

⑧ 官民人材交流センターに、所要の職員を置く。

⑨ 内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。

⑩ 第三項から前項までに定めるもののほか、官民人材交流センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(人事記録)

第十九条 内閣総理大臣は、職員の人事記録に関することを管理する。

② 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

③ 人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

④ 内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

(統計報告)

第二十条 内閣総理大臣は、政令の定めるところにより、職員の在職関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

② 内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関係庁に対し随時又は定期に一定の形式に基づいて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第二十一条 人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は政令の定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関をして行なわせることができる。この場合においては、人事院又は内閣総理大臣は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができる。

(人事行政改善の勧告)

第二十二条 人事院は、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

② 前項の場合においては、人事院は、その旨を内閣に報告しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならない。

(業務の報告)

第二十四条 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならない。

② 内閣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事管理官)

第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

② 人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務を掌る。この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力につとめなければならない。

第二十六条 削除

第三章 職員に適用される基準

第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律に基づいて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、随

時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸案件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたとき、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

第二十九条から第三十二条まで 削除

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ 前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 通則

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

第三十七条 削除

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

- 一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
- 二 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止
- 三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれらのことの推薦
- （人事に関する虚偽行為の禁止）

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第四十一条 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的を以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 採用試験

(採用試験の実施)

第四十二条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(受験の欠格条項)

第四十三条 第四十四条に規定する資格に関する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第四十四条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(採用試験の内容)

第四十五条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

(採用試験の告知)

第四十七条 採用試験の告知は、公告によらなければならない。

② 前項の告知には、その採用試験に係る官職についての職務及び責任の概要及び給与、受験の資格要件、採用試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

③ 第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に対し、受験に必要な事項を周知させることができるように、これを行わなければならない。

④ 人事院は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならない。

⑤ 人事院は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を、取り消し又は変更することができる。

(試験機関)

第四十八条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行う。

(採用試験の時期及び場所)

第四十九条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第三款 採用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一条 採用候補者名簿には、当該官職に採用することができる者として、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

(名簿の閲覧)

第五十二条 採用候補者名簿は、受験者、任命権者その他関係者の請求に応じて、常に閲覧に供されなければならない。

(名簿の失効)

第五十三条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該当するときは、いつでも、人事院は、任意に、これを失効させることができる。

第四款 任用

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

② 採用昇任等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用に関する基本的な指針

二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針

三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針

四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用昇任等基本方針を公表しなければならない。

④ 第一項及び前項の規定は、採用昇任等基本方針の変更について準用する。

⑤ 任命権者は、採用昇任等基本方針に沿って、職員の採用、昇任、降任及び転任を行わなければならない。

（任命権者）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

（採用候補者名簿による採用）

第五十六条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

（昇任、降任及び転任）

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

(条件附任用期間)

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件附採用に関し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

(臨時的任用)

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

② 人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

③ 人事院は、前二項の規定又は人事院規則に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

④ 臨時的任用は、任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する。

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、この法律及び人事院規則に従い、これを行う。

第三節 給与

(給与の根本基準)

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

第一款 通則

(法律による給与の支給)

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

(俸給表)

第六十四条 前条に規定する法律(以下「給与に関する法律」という。)には、俸給表が規定されなければならない。

② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めて

いなければならない。

(給与に関する法律に定めるべき事項)

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項

二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項

三 親族の扶養その他職員の生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項

四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

六 一定の期間における勤務の状況を考慮して年末等に特別に支給する給与に関する事項

七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項

② 前項第一号の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められるものとする。

第六十六条 削除

(給与に関する法律に定める事項の改定)

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要があるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。

第二款 給与の支払

(給与簿)

第六十八条 職員に対して給与の支払をなす者は、先づ受給者につき給与簿を作成しなければならない。

② 給与簿は、何時でも人事院の職員が検査し得るようにしておかなければならない。

③ 前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

(給与簿の検査)

第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支払に対する措置)

第七十条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適当な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

第四節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第七十条の二 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 職員の職務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(人事評価に基づく措置)

第七十条の四 所轄庁の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

② 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適切な措置を講じなければならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一条 職員の能率は、十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

② 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

③ 内閣総理大臣（第七十三条第一項第一号の事項については、人事院）は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

第七十二条 削除

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣（第一号の事項については、人事院）及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

一 職員の研修に関する事項

二 職員の保健に関する事項

三 職員のレクリエーションに関する事項

四 職員の安全保持に関する事項

五 職員の厚生に関する事項

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣（同項第一号の事項については、人事院）は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(離職)

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(休職の効果)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

一 臨時的職員

二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第二目 定年

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条におい

て「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

- ② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- ③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものをおくめる職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

- ② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

- ③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。)

において、当該退職までの引き続き職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項

において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（懲戒の効果）

第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。

（懲戒権者）

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

（刑事裁判との関係）

第八十五条 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関して、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

（事案の審査及び判定）

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

（判定の結果採るべき措置）

第八十八条 人事院は、前条に規定する判定に基き、勤務条件に関し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに對しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に對し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

② 職員が前項に規定するいちじるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に對して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に對してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

② 前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に對する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に對する不作為についても、同様とする。

③ 第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

(不服申立期間)

第九十条の二 前条第一項に規定する不服申立ては、処分説明書を受領した日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(調査)

第九十一条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

② 前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

③ 処分を行った者又はその代理人及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

④ 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、人事院に對し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

② 前条に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならない。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

③ 前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。
(不服申立てと訴訟との関係)

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第三目 公務傷病に対する補償

(公務傷病に対する補償)

第九十三条 職員が公務に基き死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に対し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

② 前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十四条 前条の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困窮に対する職員の保護に関する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五条 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。
(服務の宣誓)

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為

をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

③ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

③ 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

(職務に専念する義務)

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

② 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

(政治的行為の制限)

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

② 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第一百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

② 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

③ 営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。

④ 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないとき認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して六十日以内に、人事院に行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

⑦ 第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限)

第一百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第一百五条 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)

第一百六条 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

② 前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の役員についての依頼等の規制)

第一百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役員」という。）をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地

位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六六条の三 職員は、利害関係企業等（官利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関

係企業等に対して行う場合

- ③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
- ④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
- ⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第六六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、

又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

第二款 再就職等監視委員会

（設置）

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

② 委員は、非常勤とする。

③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができない。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることができる。

③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役員(第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- ② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- ③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)

第百六条の十四 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第百六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第百六条の十九及び第百六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(事務局)

第百六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行うときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。
(任命権者に対する調査の要求等)

第六十六条の十八 委員会は、第六十六条の四第九項の届出、第六十六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(共同調査)

第六十六条の十九 委員会は、第六十六条の十七第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第六十六条の二十 委員会は、第六十六条の四第九項の届出、第六十六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第六十六条の二十一 委員会は、第六十六条の十七第三項(第六十六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第六十六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行させた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

③ 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(政令への委任)

第六十六条の二十二 第六十六条の五から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雑則

(任命権者への届出)

第六十六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

② 前項の届出を受けた任命権者は、第六十六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第六十六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他

の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（内閣総理大臣による報告及び公表）

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（退職管理基本方針）

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針（以下「退職管理基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならない。

③ 前二項の規定は、退職管理基本方針の変更について準用する。

④ 任命権者は、退職管理基本方針に沿つて、職員の退職管理を行わなければならない。

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

- 三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額
- 四 その他政令で定める事項

第九節 退職年金制度

(退職年金制度)

第七百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基き負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。

② 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

③ 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

④ 前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。

(意見の申出)

第七百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。

第十節 職員団体

(職員団体)

第七百八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

② 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

③ 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

④ 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

⑤ 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録)

第七百八条の三 職員団体は、人事院規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

② 職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
 - 二 目的及び業務
 - 三 主なる事務所の所在地
 - 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
 - 五 理事その他の役員に関する規定
 - 六 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
 - 七 経費及び会計に関する規定
 - 八 他の職員団体との連合に関する規定
 - 九 規約の変更に關する規定
 - 十 解散に關する規定
- ③ 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。
- ④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。
- ⑤ 人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。
- ⑥ 登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
- ⑦ 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

- ⑧ 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
- ⑨ 登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。
- ⑩ 登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。
- 第百八条の四 削除

(交渉)

- 第百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- ② 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- ③ 国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- ④ 職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。
- ⑤ 交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- ⑥ 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- ⑦ 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- ⑧ 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。
- ⑨ 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。
- (職員団体のための職員の行為の制限)
- 第百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてつぱら従事する場合は、この限りでない。
- ② 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- ③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(特定独立行政法人

等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

④ 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

⑤ 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

⑥ 職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第四章 罰則

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反して任命を受諾した者

二 第八条第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員

三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）

四 第十五条の規定に違反して官職を兼ねた者

五 第十六条第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者

六 第十九条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者

七 第二十条の規定に違反して故意に報告しなかつた者

八 第二十七条の規定に違反して差別をした者

九 第四十七条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員

十 第八十三条第一項の規定に違反して停職を命じた者

十一 第九十二条の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者

十二 百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三 百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者

十四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十五 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又

はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第六項の規定に違反した者

二 削除

三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者

五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

五の二 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

六 第十八条の規定に違反して給与を支払つた者

七 第三十三条第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九条の規定による禁止に違反した者

九 第四十条の規定に違反して虚偽行為を行つた者

十 第四十一条の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三条の規定に違反して給与を支給した者

十二 第六十八条の規定に違反して給与の支払をした者

十三 第七十条の規定に違反して給与の支払について故意に適当な措置をとらなかつた人事官

十四 第八十三条第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六条の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

十六 削除

十七 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

十八 第一百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第一百条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

二十 第一百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

② 前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百十一条 第九十九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのおかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第六十六条の二第一項又は第六十六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万元以下の過料に処する。

一 第六六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第六六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則 抄

第一条 この法律中附則第二条の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

② この法律中人事院及び服務に関する規定（これらに関する罰則及び附則の規定を含む。）以外の規定は、法律、人事院規則又は人事院指令の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。

第二条 内閣総理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。

⑨ 臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として条件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九条の規定の適用を免除するものではない。

第三条 第五条第五項にいう大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

第五条 人事院総裁以外の人事官が、ともに最初に任命された人事官である場合において、第十一条第三項の規定を適用するについては、同項中「先任の人事官」とあるのは、「任期の長い人事官」と読み替えるものとする。

第六条 第三十八条第三号にいう懲戒免職の処分には、従前の規定による懲戒免官を含むものとする。

第七条 従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、なお従前の例による。

第八条 第八十二条第二号又は第三号の規定は、同条の規定適用前の行為についても、また、これを適用する。

第九条 人事院の指定する日において、事務次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人事院は、随時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本条の規定を適用しなければならぬ。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを転退職させることができる。

② 人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならない。第十条 前条第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対し、この法律に基く手続によつて、資格を与えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十二条 第百条の規定は、従前職員であつた者で同条の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（

人事院の所掌する事項以外の事項については、政令を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

第十四条 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則でこれを定める。

第十五条 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府県、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第十八条 第八十条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

3 (略)

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 (略)

- 3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。
- 4 (略)
- 5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
- 第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。
- 2 (略)
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。
- 第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。
- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。
- 3 (略)
- 第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。
- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- 3 (略)
- 第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。
- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。
- 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 4 (略)

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）

- 第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。
- 2 (略)

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）
（労働組合法との関係等）

- 第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表

者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人等が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 (略)

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。
(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 (略)

3 労働組合法第十九条の十一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないとする場合は、この限りでない。

4 5 6 (略)

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

一・二 (略)

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。

五 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織す

る。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 (略)

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとき認められる場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

一〜三 (略)

四 委員会が、あつせん又は調停を行つている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
五 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2・3 (略)

(他の法律の適用除外)

第三十七条 (略)

2 前項の規定は、職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたものである。

3 特定独立行政法人等及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

○ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号) (抄)

第一条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

② 前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。

- ③ 第一項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。
- 第六条 前条第一項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。
- ② 法務大臣は、前条第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条第三項の規定により行政庁の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三（略）

2（略）

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

5・6（略）

（委員の欠格条項）

第十九条の四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

（委員の任期等）

第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。

（公益委員の服務）

第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を

行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項に規定する者に該当するに至つた場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会に同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。

4・5 (略)

(委員の給与等)

第十九条の八 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

(地方調整委員)

第十九条の十 (略)

2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに厚生労働大臣が任命する。

3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について準用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替えるものとする。

(中央労働委員会の事務局)

第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て厚生労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

2・3 (略)

(都道府県労働委員会)

第十九条の十二 都道府県知事の所轄の下に、都道府県労働委員会を置く。

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもって組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数(第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数)に依り、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

6 (略)

(合議体等)

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 労働委員会は、前三項の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続(第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)、第二十七条の七第一項(当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。

5 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続(調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。))に参加することができる。

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。)に係る行政事件訴訟

法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 都道府県労働委員会は、公益委員、事務局長又は事務局の職員でその指定するものに都道府県労働委員会の処分に係る行政事件訴訟法第十一条第一項の規定による都道府県を被告とする訴訟又は都道府県労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができる。

○ 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（抄）

（寒冷地手当の支給）

第一条（略）

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二（略）

（寒冷地手当の額）

第二条（略）

2 前条第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3（略）

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三（略）

5 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 内閣総理大臣

- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 (略)
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十二 (略)
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員
- 十七 総合科学技術会議の常勤の議員
- 十八 原子力委員会委員長
- 十八の二 (略)
- 十九 証券取引等監視委員会委員長
- 二十 公認会計士・監査審査会会長
- 二十一 中央更生保護審査会委員長
- 二十二 宇宙開発委員会委員長
- 二十三 社会保険審査会委員長
- 二十四 削除
- 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
- 二十六 原子力委員会の常勤の委員
- 二十七 原子力安全委員会の常勤の委員
- 二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

- 二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員
- 二十九 証券取引等監視委員会委員
- 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
- 三十一 地方財政審議会委員
- 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
- 三十三 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
- 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
- 三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員
- 三十六 労働保険審査会の常勤の委員
- 三十七 社会保険審査会委員
- 三十八 運輸審議会の常勤の委員
- 三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員
- 四十 削除
- 四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
- 四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
- 四十三 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
- 四十四 （略）
- 四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官
- 四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員
- 四十七 （略）
- 四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員
- 四十九 公安審査委員会の委員長及び委員
- 五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
- 五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員
- 五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員
- 五十二 食品安全委員会の非常勤の委員
- 五十三 原子力委員会の非常勤の委員
- 五十四 原子力安全委員会の非常勤の委員
- 五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員

- 五十六 国会等移転審議会委員
 - 五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員
 - 五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員
 - 五十七の三 (略)
 - 五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員
 - 五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員
 - 六十 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員
 - 六十一 電波監理審議会委員
 - 六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員
 - 六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員
 - 六十四 労働保険審査会の非常勤の委員
 - 六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員
 - 六十六 運輸審議会の非常勤の委員
 - 六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員
 - 六十八 削除
 - 六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員
 - 七十 中央選挙管理会の委員
 - 七十の二 政治資金適正化委員会の委員
 - 七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員
 - 七十二 日本学術会議会員
 - 七十三 (略)
 - 七十四 国会職員
 - 七十五 国会議員の秘書
- 第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。
- 2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。
- 一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万八千円
 - 二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十万四千円

- 三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十四万円又は百六万円
- 3 大使又は公使の俸給月額、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十万三千元、百四十四万円又は七十八万円、公使にあつては七十八万円とすることができる。
- 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。
 - 三 (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

第一条 (略)

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法の規定に矛盾する場合には、その規定は、当然その効力を失う。

（給与の支払）

第三条 (略)

2 (略)

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第五条 (略)

2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 行政職俸給表（別表第一）
 - イ 行政職俸給表（一）
 - ロ 行政職俸給表（二）
- 二 専門行政職俸給表（別表第二）
- 三 税務職俸給表（別表第三）
- 四 公安職俸給表（別表第四）
 - イ 公安職俸給表（一）

- ロ 公安職俸給表（二）
- 五 海事職俸給表（別表第五）
 - イ 海事職俸給表（一）
 - ロ 海事職俸給表（二）
- 六 教育職俸給表（別表第六）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
- 七 研究職俸給表（別表第七）
- 八 医療職俸給表（別表第八）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）
 - ハ 医療職俸給表（三）
- 九 福祉職俸給表（別表第九）
- 十 専門スタッフ職俸給表（別表第十）
- 十一 指定職俸給表（別表第十一）
- 2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。
- 3 （略）
- 第八条 （略）
- 2～8 （略）
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11・12 （略）
- （俸給の調整額）
- 第十条 （略）
- 2 前項の調整額表に定める俸給月額額の調整額は、調整前における俸給月額額の百分の二十五をこえてはならない。
- （初任給調整手当）
- 第十条の四 （略）
- 2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 (略)

第十条の五 (略)

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 (略)

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 (略)

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額を改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に同じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を乗じて得た地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に同じ

当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

3 (略)

(広域異動手当)

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の六

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の三

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 (略)

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である

場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 (略)

(研究員調整手当)

第十一条の九 (略)

2 研究員調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十(次の各号に掲げる職員にあつては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合)を乗じて得た額とする。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

3・4 (略)

(住居手当)

第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一・二 (略)

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額

ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円)を一万千円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 (略)

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 (略)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千元
- ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千百円
- ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千五百円
- ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千九百円
- ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万千三百円
- ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万三千七百元
- ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万六千五百円
- チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 一万八千五百円
- リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万九百円
- ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千八百円
- ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万二千七百元
- ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万三千六百元
- ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円

三 (略)

3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の

交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4（略）

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

6～9（略）

（特殊勤務手当）

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2（略）

（超過勤務手当）

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2～5（略）

（夜勤手当）

第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、

勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。
(宿日直手当)

第十九条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。
(期末手当)

第十九条の四 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第八項第六号において同じ。)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

一〜四 (略)

第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものは、

が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 (略)

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6・7 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の八 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2・3 (略)

(非常勤職員の給与)

第二十二条 (略)

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の規定に基いてなされた給与に関する決定その他の手続は、この法律の規定に基いてなされたものとみなす。

3 未帰還職員の給与の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官庁執務時間並休暇に関する件）中この法律にてい触する部分は、その効力を失う。

5 政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基き発せられた政令、人事院規則その他の命令は、この法律に基き発せられたものとみなす。

6・7 (略)

8 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職

員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に百分の一・五を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。))に達しない場合(以下この項、附則第十項及び第十一项において「最低号俸に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第十項において「俸給月額減額基礎額」という。))

二 専門スタッフ職調整手当 当該特定職員の専門スタッフ職調整手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に百分の十を乗じて得た額(以下この項において「専門スタッフ職調整手当減額基礎額」という。))

三 地域手当 当該特定職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に対する地域手当の月額)

四 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

五 研究員調整手当 当該特定職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)

六〇八 (略)

9 (略)

10 附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・〇一二五(特定管理職員にあつては、百分の一・三一二五)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十七・五(特定管理職員にあつては、百分の八十七・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 補償及び福祉事業（第九条―第二十三条）

第三章 審査等（第二十四条・第二十五条）

第四章 （略）

附則

（この法律の目的及び効力）

第一条 （略）

2 この法律の規定が国家公務員法の規定とてい触する場合には、国家公務員法の規定が優先する。

（平均給与額）

第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その部分の給与の総額に ついて前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 （略）

3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一 負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかった日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日

三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日

五 国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができ

なかつた日

六 (略)

4 (略)

5 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

(平均給与額の改定)

第四条之二 (略)

2 前条第五項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

第六条 (略)

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免かれる。

(休業補償)

第十二条 (略)

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

第十二条之二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 (略)

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 (略)

(障害補償)

第十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき次項に規定する障害等級に

該当する程度の障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給する。

2 (略)

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 三百十三日
 - 二 第二級 二百七十七日
 - 三 第三級 二百四十五日
 - 四 第四級 二百十三日
 - 五 第五級 百八十四日
 - 六 第六級 百五十六日
 - 七 第七級 百三十一日
- 4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。
- 一 第八級 五百三日
 - 二 第九級 三百九十一日
 - 三 第十級 三百二日
 - 四 第十一級 二百二十三日
 - 五 第十二級 百五十六日
 - 六 第十三級 百一日
 - 七 第十四級 五十六日

5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- 7 前項第一号の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

8・9 (略)

(介護補償)

第十四条の二 (略)

- 一 病院又は診療所に入院している場合
- 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- 三 (略)

2 (略)

(遺族補償年金)

第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 (略)

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額

三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一・二 (略)

第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五・六 (略)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)

第十七条の四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の次項に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度(次号において「権利消滅年度」という。)の分として支給された遺族補償年金の額

二 (略)

第十七条の六 (略)

2 第十七条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

(福祉事業)

第二十二條 (略)

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要

な資金の支給その他の事業

2・3 (略)

(補償の実施に関する審査の申立て等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による審査の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(福祉事業の運営に関する措置の申立て等)

第二十五条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

(報告、出頭等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費(実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費)を受けることができる。

(立入検査等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担等)

第三十二条の二 (略)

2 この法律により前項の職員に支払うべき補償金がある場合又は当該補償金がない場合において当該職員に支払うべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支払うべき補償金又は給与から前項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて国に納付することができる。

(罰則)

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(障害補償年金差額一時金)

障害等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第四条第三項第五号	特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人、職員が郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前

第三十二条の二	国	(略)	旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあっては、当該特定独立行政法人が支給する旅費）	旅費	日本郵政株式会社	の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六條第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）に在職していた期間にあっては旧公社
第三十三条	予算	(略)		予算その他の支出に関する計画		
第五條第一項	特定独立行政法人に 当該特定独立行政法人。以下				旧公社に 日本郵政株式会社。以下この条及び次条において	
(略)	(略)				(略)	
第二十六條第二項						

(略)

一 日本郵政株式会社

二 (略)

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

ニ (略)

三 (略)

- イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
- ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

二 (略)

四 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

24 前二項において「旧郵政被災職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員であつて、これらの災害を受けた際従前の郵政事業特別会計においてその給与を支弁していたもの
- 二 旧公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等）

第四条 (略)

2 前項に定めるものを除く外、外務職員以外の外務公務員の任免その他の身分上の事項及び服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

（外務公務員の欠格事由）

第七条 (略)

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、当然失職する。

（特別職の外務公務員の任免）

第八条 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

3 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができる。

4 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるものを除く外、勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第二条の三）

第二章 一般の退職手当（第二条の四―第八条）

第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）

第四章・第五章（略）

附則

（適用範囲）

第二条（略）

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条（略）

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二）他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条（略）

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（退職手当の調整額）

第六条の四（略）

一 第一号区分 七万九千二百円

- 二 第二号区分 六万二千五百円
 - 三 第三号区分 五万四千五百円
 - 四 第四号区分 五万円
 - 五 第五号区分 四万五千八百五十円
 - 六 第六号区分 四万七千七百円
 - 七 第七号区分 三万三千三百五十円
 - 八 第八号区分 二万五千円
 - 九 第九号区分 二万八百五十円
 - 十 第十号区分 一万六千七百円
 - 十一 第十一号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 退職した者（第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
 - 三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
 - 五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零
 - 六 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額
 - イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの
 - ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(勤続期間の計算)

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続きいて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。

6 前各項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算したる在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に

失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 (略)

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項

第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の三から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又

は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。
(定義)

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。

以下この章において同じ。）の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

イ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

ロ 裁判官 最高裁判所

ハ 検査官 会計検査院

ニ・ホ (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 (略)

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならぬ。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 (略)

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。)によりその者の当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人における

地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

目次

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 指揮監督（第七条―第九条の二）

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条―第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条―第十九条）

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条）

第四節 共同の部隊（第二十一条の二）

第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二条・第二十三条）

第四章 機関（第二十四条―第三十条）

第五章 (略)

第六章 自衛隊の行動（第七十六条―第八十六条）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章 雑則（第九十七条―第一百十七条の二）

第九章 (略)

附則

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。
(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 (略)

(身分保障)

第四十二条 (略)

一 (略)

- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 (略)

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

第四十四条の二 (略)

2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

- 一 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年
 - 二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十三年
 - 三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢
- 3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する隊員には適用しない。

- 一 臨時的に任用された隊員
- 二 法律により任期を定めて任用された隊員
- 三 非常勤の隊員

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 任命権者は、次に掲げる者(次条において「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達し

ていないときは、この限りでない。

- 一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者
- 二 前条の規定により勤務した後退職した者
- 三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者
- 四 第四十五条第一項の規定により退職した者
- 五 第四十五条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者
- 六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者
- 七 (略)

- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 二 隊員たるにふさわしくない行為のあった場合
 - 三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三百十号)又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- 2 (略)

(学生又は生徒の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 (略)

- 2 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。
 - 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。
 - 一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠った場合
 - 二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があった場合
 - 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合
- 4 学生又は生徒が第一項又は前項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

5 前項に定めるもののほか、学生又は生徒の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。
(不服申立ての処理)

第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

2 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものに付議しなければならぬ。

4 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。

5 防衛大臣は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6 審査請求又は異議申立ての手續は、政令で定める。

7 (略)

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第六十条 隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 (略)

3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又は防衛省以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 5 (略)

(昇進)

第六十九条 (略)

2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。
(学資金の貸与)

第九十八条 (略)

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。
第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六十二条第一項の規定に違反した者

三 (略)

四 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 (昭和四十五年法律第十七号) (抄)

(職員)の派遣)

第二条 任命権者 (国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。) は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員 (人事院規則で定める職員を除く。) を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 (略)

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 (略)

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 (略)

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。

○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体という。

4・5 (略)

(認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 (略)

二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としてしていると認められなくなつたときを含む)。

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 第一項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 六 (略)

(登記の効力)

第四十六条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 (略)

五 法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 資産の総額

八 出資の方法を定めたときは、その方法

九 理事の氏名及び住所

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十四条 (略)

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 規約

二 規約

二 (略)

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第二十七条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2・3 (略)

（育児休業の承認）

第三条 (略)

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児休業の期間の延長）

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の承認の失効等）

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 (略)

（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この条において「請求期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間（以下この条及び第二十三条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 6 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第八条 (略)

2 給与法第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務の承認)

第十二条 (略)

一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間五十五分勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時間五十五分勤務すること。

五 (略)

2 (略)

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 (略)

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

第二十六条 (略)

2 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第六条及び第二十一条の規定は、育児時間について準用する。

第二十七条 (略)

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を

自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（各省各庁の長の責務等）

第四条 各省各庁の長は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 （略）

（一週間の勤務時間）

第五条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2 （略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第六条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日設けることができる。

2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 （略）

第七条 各省各庁の長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 (略)

2 各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(超勤代休時間)

第十三条の二 (略)

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第十五条 (略)

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(年次休暇)

第十七条 (略)

一、三 (略)

2 (略)

3 年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(介護休暇)

第二十条 (略)

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。
 - イ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の二に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関
 - ハ 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人
 - 二 研究業務 試験研究機関等の試験研究に関する業務をいう。
 - 三 (略)
- (任期を定めた採用)

第三条 (略)

- 一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の六第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2・3 (略)

(給与に関する特例)

第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

3 5 (略)

6 第三項の規定による号俸の決定、第四項の規定による俸給月額決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
(給与法の適用除外等)

第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 (略)

(職員の裁量による勤務)

第八条 (略)

2 (略)

3 勤務時間法第六条第二項及び第三項、第七条から第十二条まで、第十三条の二並びに第十五条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄)

(任務)

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 (略)

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一〇十八 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六十二 (略)

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の仕事について統督する。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(事務次官)

第十五条 内閣府に、事務次官一人を置く。

2 (略)

(内閣府審議官)

第十六条 本府に、内閣府審議官二人を置く。

2 (略)

(設置)

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(表略)

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(表略)

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(表略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十四年三月三十一日	沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二百二号）及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
平成三十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十

	<p>二年法律第四百十八号) 第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。) の指定に関すること。</p> <p>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。) の作成に関すること。</p> <p>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
--	--

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
<p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号) がその効力を有する間</p> <p>地方分権改革推進法(平成十八年法律第一百一十号) がその効力を有する間</p>	<p>同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。) の実施に関すること。</p> <p>一 地方分権改革推進計画(同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。) の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務
 - イ 次に掲げる事項の認可に関すること。
 - (1) 設立
 - (2) 定款の変更の決議
 - (3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
 - (4) 合併、分割及び解散の決議
 - ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二 株式会社企業再生支援機構に関する次に掲げる事務
 - イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に關すること。

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

（表略）

（総合事務局の所掌事務の特例）

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 （略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十八 （略）

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に關連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ〜ニ （略）

二十〜九十九 （略）

（勧告及び調査等）

第六条 （略）

2 総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に關連して、第四条第十九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

- 4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。
- 6 総務大臣は、評価又は監視の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 7 総務大臣は、評価又は監視の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。
- 8 総務大臣は、評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができる。

第八条（略）

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

（管区行政評価局等）

- 第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。
- 2 （略）
- 3 管区行政評価局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
- 4 沖縄行政評価事務所的位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 5 沖縄行政評価事務所内部組織は、総務省令で定める。

附 則

（所掌事務の特例）

- 第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方特例交付金に関すること。
- 二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。
- 三 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。
- 四 地方道路譲与税に関すること。
- 五 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

六 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

七 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十四年三月三十一日	地域改善対策特定事業（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ。）に関する関係行政機関の事務の調整にすることその他地域改善対策特定事業にすること（他省の所掌に属するものを除く。）。
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
平成二十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
平成二十八年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
平成二十九年九月三十日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
3	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に規定する事務を行うこと。

総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号並びに第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日

までの間、地方税等減収補てん臨時交付金に関する事務をつかさどる。

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2 この法律において、「本省課長補佐以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）
 - イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員
 - ロ 一般職給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - ニ 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の職務の級六級以上の職員
 - ホ 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の職務の級五級以上の職員
 - ヘ 一般職給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員
 - ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）の職務の級三級の職員
 - リ 一般職給与法別表第七研究職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ヌ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - ル 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の職務の級六級以上の職員
 - ヲ 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の職務の級六級以上の職員
 - ワ 一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - カ 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
 - ヨ 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
- 一の二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。以下この条において「任期付職員法」という。）第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百四十一号）の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるもの

- 四 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの
- イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの
- 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
- 一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
 - 一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 三 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - 四 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの
- 4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
- 一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
 - 一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 二 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - 三 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの
- 5 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 6 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 7 特定独立行政法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該特定独立行政法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めるときは、その範囲を公表しなければならない。
- 第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理

「規程」という。)を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2・3 (略)

4 特定独立行政法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該特定独立行政法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

5 特定独立行政法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。)に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 内閣は、国家公務員倫理規程、第三項の訓令及び第四項の規則の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

(所掌事務及び権限)

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。

四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に関し、各省各庁の長等に指導及び助言を行うこと。

六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

七・八 (略)

九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

(会長及び委員の任期)

第十五条 会長及び委員の任期は、四年とする。

2・5 (略)

(身分保障)

第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 (略)

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(服務)

第十八条 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 (略)

第三十九条 (略)

2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第四十二条 (略)

2 各省各庁の長は、その所管する特殊法人等に対し、前項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、必要な監督を行うことができる。

3 審査会は、各省各庁の長に対し、第一項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、報告を求め、又は監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(この法律の所掌)

第四十四条 (略)

2 前項に定めるもの及びこの法律中他の機関が行うこととされるもののほか、この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、審査会の所掌に属するものとする。

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

二 信用金庫

三 相互会社

四・五 (略)

3 (略)

4 この法律において「交流採用」とは、選考により、次に掲げる者を任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをい

う。

- 一 民間企業に雇用されていた者であつて、引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したもの
- 二 民間企業に現に雇用されている者であつて、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるもの

5・6 (略)

(交流基準)

第五条 (略)

一 (略)

二 国又は特定独立行政法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 その他人事交流の制度の適正な運用のため必要な事項

2・3 (略)

(交流派遣の期間)

第八条 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 (略)

(交流派遣職員の職務)

第十条 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。

2 (略)

一 (略)

二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の規定

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 (略)

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3・4 (略)

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 (略)

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3・4 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条

の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

2 交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 (略)

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(交流採用)

第十九条 (略)

2 5 (略)

6 任命権者は、交流採用をする場合には、当該交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とする。
(交流採用職員の服務等)

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、第二条第四項第二号に掲げる者である交流採用職員（以下「雇用継続交流採用職員」という。）が第十九条第三項の取決めに定められた内容に従って交流元企業の地位に就く場合を除き、交流元企業の地位に就いてはならない。

2 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の事業又は事務に従事してはならない。

3 (略)

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 (略)

2 5 (略)

6 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成第十二法律第二百二十五号）（抄）
(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。）をいう。

2（略）

3 この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

（任期を定めた採用）

第三条（略）

2（略）

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができず期間が一定の期間に限られる場合

三（略）

第五条（略）

2 前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（給与に関する特例）

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

2（略）

5 第二項の規定による号俸の決定、第三項の規定による俸給月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与法の適用除外等）

第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 (略)

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「法科大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。

2・3 (略)

（法科大学院設置者による派遣の要請）

第三条 法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵かん養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、准教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2 (略)

（職務とともに教授等の業務を行うための派遣）

第四条 最高裁判所は、前条第一項の要請があつた場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該裁判官が職務とともに当該法科大学院において教授等の業務を行うものとすることができる。

2 最高裁判所は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該裁判官に同項の取決めの内容を明示しなければならない。

3 任命権者は、前条第一項の要請があつた場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意（検察官については、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十五条の俸給の減額に係る同意を含む。以下同じ。）を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、職務とともに当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

4 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

5 (略)

6 最高裁判所又は任命権者は、第一項又は第三項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該裁判官又は検察官等の同意を得なければならない。この場合においては、第二項又は第四項の規定を準用する。

7 第一項又は第三項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、当該法科大学院設置者からその期間の延長を希望する

旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、最高裁判所又は任命権者は、当該裁判官又は検察官等の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

8 第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等は、その派遣の期間中、その同意に係る第一項又は第三項の取決めに定められた内容に従って、当該法科大学院において教授等の業務を行うものとする。

9 第三項の規定により派遣された検察官等は、その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。第七条第二項において同じ。）のうち当該法科大学院において教授等の業務を行うため必要であると任命権者が認める時間においては、勤務しない。

10 (略)

(派遣の終了)

第五条 前条第一項又は第三項の規定による派遣の期間が満了したときは、当該教授等の業務は終了するものとする。

2 最高裁判所は、前条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の最高裁判所規則で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該裁判官が当該教授等の業務を行うことを終了するものとしなければならない。

3 (略)

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第四条第三項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等が従事している職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において教授等の業務を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。

3 (略)

(国家公務員共済組合法の特例)

第八条 第四条第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条及び第十四条において「国共済法」という。）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

2 (略)

3 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

(専ら教授等の業務を行うための派遣)

第十一条 任命権者は、第三条第一項の要請があつた場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基つき、期間を定めて、専ら当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

3 (略)

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(職務への復帰)

第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 (略)

(派遣期間中の給与等)

第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十一条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 (略)

第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学(学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。)に派遣された検察官等(以下「私立大学派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立大学派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規

定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 (略)

5 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(最高裁判所規則及び人事院規則への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、法科大学院において裁判官が教授等の業務を行うための派遣に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 (略)

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律 (平成十八年法律第七十号) (抄)

(定義)

第二條 この法律において「職員」とは、第十条から第十二条までを除き、国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百十号) 第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2 4 (略)

(留学費用の償還)

第三條 留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一 当該留学の期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額

二 (略)

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 三 (略)

四 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第九号) 第三条第一項の規定による育児休業をした期間

- 五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間（適用除外）
- 第四条 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。
- 一・二 （略）
- 三 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- 四・六 （略）
- （裁判所職員への準用）
- 第十条 （略）

(略)	(略)	(略)
第三条第三項第一号	(略)	(略)
	国家公務員災害補償法	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法
	いう。以下同じ	いう
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第三条第三項第三号	(略)	(略)
	期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	期間
第三条第三項第四号	国家公務員の育児休業等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一

第五条第二項		第五条 （見出しを含む。）	第五条（見出しを含む。）	第四条第六号	（略）	第四条第一号	第三条第三項第五号	
前二条	同条第五号又は第六号	前条第五号又は第六号	特別職国家公務員等	前号に掲げる場合のほか、特別職国家公務員等	（略）	通勤	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	
前二条（前条第五号を除く。）	同号	前条第六号	一般職国家公務員等	一般職国家公務員等（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員、同条に規定する特別職に属する国家公務員（裁判所職員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち最高裁判所規則で定めるものに使用される者をいう。以下同じ。）	（略）	通勤（裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされ、又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第一条の二に規定する通勤をいう。）	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	号）第二条第一項又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律

第四条第五号	(略)	(略)
	特別職国家公務員等	一般職国家公務員等（同法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）
第四条第六号及び第五条（見出しを含む。）	特別職国家公務員等	一般職国家公務員等
第五条第一項	第三条	第三条（第三項第三号を除く。）
第五条第二項	前二条	前二条（第三条第三項第三号を除く。）
第六条	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	この法律

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第四百条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

4（略）

5 この法律において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。
（自己啓発等休業の承認）

第三条（略）

2 前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らか

にしなければならぬ。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第四条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第一項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 (略)

3 前条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第六条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 (略)

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 (略)

○ 内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(第百七十七回国会 閣法第七十一号) (抄)

(内閣法の一部改正)

第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第二条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「三人」とあるのは「六人」と、「十七人」とあるのは「二十人」とする。

3 当分の間、第十九条第一項の規定の適用については、同項中「五人」とあるのは、「十人」とする。